

平成29年

三川町議会会議録

第3回議会定例会

平成29年6月6日 開会
平成29年6月9日 閉会

三川町議会事務局

平成29年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年6月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	佐藤真子 書記	吉田直樹 書記
五十嵐章浩 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 6月6日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告・ 平成28年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告・ みかわ振興公社第19期決算状況並びに第20期事業計画の報告 |
| 日程第 4 | 議第25号 平成28年度三川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第26号 平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第27号 三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議第28号 平成29年度三川町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 議第29号 平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 請願第2号 「共謀罪」(テロ等準備罪)法案に反対する意見書提出を求める請願 |
| 日程第10 | 一般質問 2名 |

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから平成29年第3回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 町野昌弘議員、6番 芳賀修一議員、以上2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る6月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成28年度一般会計並びに特別会計補正予算の専決処分の承認2件、条例改正の専決処分の承認1件、平成29年度一般会計並びに特別会計補正予算2件、条例の改正及び設定2件、人事案件1件、以上8件があり、この他に諸般報告3件、請願1件、一般質問7名であります。

本定例会にあたり、副町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明をいただき、本定例会の会期を本日6日から9日までの4日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、平成28年度一般会計並びに特別会計補正予算の専決処分の承認2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、条例改正の専決処分の承認1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、平成29年度一般会計並びに特別会計補正予算2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。その後、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。次に、一般質問を行います。一般質問は7名の議員から通告があり、この日は、通告順に2名の議員が行います。これで本会議は散会となります。

第2日目の7日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行い、その後、追加議事日程として請願審査委員会報告が1件予定されており、これで散会となります。

第4日目の最終日9日は、午前9時30分に本会議を開き、条例の改正及び設定2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、人事案件1件が上程され採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、

特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

- 議 長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間とすることに決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月9日までの4日間に決定しました。

- 議 長（小林茂吉議員） 日程第3「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会において議員派遣を決定したものであり、派遣議員からの報告を求めます。9番 梅津 博議員。

- 9 番（梅津 博議員） 町村議会議長・副議長全国研修会の研修内容について報告いたします。

町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっている。そのような中、町村議会においては、これまで住民に開かれた議会を目指す取り組みを実施するなど、分権時代に対応した活性化方策を積極的に展開してきている。

こうした状況を受け、町村議会が果たす役割の重要性を再確認し、一層の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 平成29年5月31日（水）

3. 参 加 者 小林茂吉 議長 梅津 博 副議長

4. 研 修 地 東京都 中野サンプラザホール

- ##### 5. 研修内容
- ① 講演 「大震災における自治体と議会の使命」
 - ② 講演 「議会の活性化！政策形成マネジメントサイクルと議員のなり手不足の検証～身の丈にあった活性化から一步一步前進する議会へ～」
 - ③ 講演 「精華町での議会活性化の取り組みと期待される議会の姿」
 - ④ 講演 「議長・副議長のあり方」

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成29年6月6日

三川町議会

副議長 梅津 博 ⑩

○議長（小林茂吉議員） 次に、町当局より「平成28年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書」及び「みかわ振興公社第19期決算状況並びに第20期事業計画」について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 初めに、平成28年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、平成29年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

平成29年度に繰越しました事業は、個人番号カード交付事業費補助金の繰越しに係る「戸籍住民基本台帳費」、農業用パイプ灌漑用水路の移設に関わる農業基盤整備促進事業負担金繰り越しに係る「農地費」であります。繰越額等につきましては、それぞれお手元の計算書のとおりであります。

次に、株式会社「みかわ振興公社」第19期決算状況並びに第20期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

「いろり火の里施設」につきましては、本町の中核的施設として町内外の多くの皆さまよりご利用とご愛顧をいただき、まずもって感謝を申し上げる次第であります。

第19期にあたります平成28年の決算状況についてであります。厳しい経営環境にある中で、経営の維持と安定確保を図るべく、町と指定管理者である「みかわ振興公社」が緊密に連携しながら、施設設備の改善や経費節減などに努めてきたところであります。当期におきましては、前期の純損失に至った営業結果を踏まえながら、特に宿泊部門の営業戦略を強化し、お客様ニーズに沿った割安感のある宿泊プランを提供したことから、当該プランが評判を呼び、入浴者数や宿泊者数の増加に繋がり、売上高は順調に推移し、第5期である平成14年以来の500万円を超える当期純利益を確保できたところであります。

具体的には、第19期営業報告書2ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の決算といたしましては2億7,019万4,424円で、前期と比較し2,243万円余り、9.1%の増加となったところであります。11ページにありますように、「販売費及び一般管理費」につきましても、宿泊部門及び和食処「なな味」における人員体制を整備したことから、従業員の増加等により1億8,985万2,139円となり、前期と比較し202万円余り、1.1%の増加となったところであります。

このようなことから、最終的な決算といたしましては、当期の純利益は10ページの「損益計算書」下段のとおり540万7,398円の黒字となり、繰越利益剰余金の当期末残高につきましては、12ページに記載のとおり、866万4,278円となったところであります。

続きまして、第20期・平成29年の営業方針でございますが、前期の営業結果を踏まえながら十分精査し、維持管理コストの低減を図るとともに利用者ニーズを的確に捉え、営業活動の強化やさらなる接客サービスの向上に努めてまいります。また、一昨年から宿泊部門と食処「なな味」と温泉部門 食処「いろり火」の飲食部門につきましては、振興公社が直接営業することとなったことから、自社営業の範囲に飲食部門が加わったことにより営業領域幅が拡大し、営業力を最大限発揮できる大きなチャンスを得ることとなったところであります。

また、本年2月に開催いたしました庄内地域五つの「道の駅」連携による共同イベントが好評を博したことから、今後も当該イベントを継続して行う予定としているところであり、さらには、東北「道の駅」スタンプラリーの利用者やインターネットによる全国JAF会員の方々などに特典を付与する取り組みを展開するとともに、「会議や研修会、さらには宿泊もできるワンストップの施設」として、セット販売等のメリットを強調することなどにより、「いろり火の里施設」の魅力を積極的に情報発信しながら、さらなる利用促進に繋げ、集客力の向上を図ってまいります。

今後とも厳しい経営環境は続くものと予想されますが、いろり火の里施設のさらなる賑わいと、町民及び利用者から高い評価を得られる運営を目指し、英知を結集してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第4及び日程第5、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第25号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について」、日程第5、議第26号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第25号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」及び議第26号「三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも、年度末のため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

初めに、議第25号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」

についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 554 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 9,860 万 8,000 円といたしましたものであります。

まず、歳出について申し上げますと、2 款総務費については、防災行政無線整備促進事業に対する県補助金の交付要件として、減債基金に後年度の町債償還額を積み立てる必要があることから、その所要額を積み立てするものであり、6 款農林水産業費については、地方債の増額に伴う事業費の財源更正であります。また、8 款土木費については、下水道事業特別会計に対する繰出金の追加補正を行ったものであり、12 款公債費については利子の償還状況から減額補正いたしましたものであります。

次に、歳入につきましては、2 款地方譲与税、6 款地方消費税交付金、9 款地方交付税、14 款県支出金及び 20 款町債について、所要額を計上いたしましたものであります。

また、第 2 表地方債補正につきましては、土地改良施設等整備事業債の限度額 9,860 万円を 9,890 万円に追加補正いたしましたものであります。

次に、議第 26 号「平成 28 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認」についてであります。既定の歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ、205 万円を減額いたしまして、補正後の予算総額を 3 億 4,219 万 1,000 円といたしましたものであります。

まず、歳出につきましては、2 款事業費において管路布設等工事に係る工事請負費を 205 万円減額補正いたし、歳入については、4 款繰入金に一般会計繰入金 555 万円を追加補正し、7 款町債の下水道事業債を 760 万円減額補正いたしましたものであります。

また、第 2 表地方債補正につきましては、下水道事業債の限度額 8,140 万円を 7,380 万円に減額補正いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの提案説明の中で、修正を行っておりましたので、再度説明を申し上げたいと思います。

「平成 28 年度三川町一般会計補正予算（第 6 号）専決処分の承認」につきましてですが、第 2 表地方債補正につきましては、土地改良施設等整備事業債の限度額 1,390 万円を 1,420 万円に追加補正したものであります。お詫びを申し上げ、訂正お願いいたします。

○議長（小林茂吉議員）これから質疑を行います。

1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員）私からは 1 点質問させていただきます。

地方消費税交付金のことですが、消費税という観点から、小売業等の売り上げ、サービスといったことに左右される数字だと思えます。28 年度までプレミアム商品券が発行されたと思えますけれども、その効果についてどのように捉えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員）少し質問内容が外れておりますので。

5 番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員）私の方からは 1 点、下水道事業であります。工事費が減額になって、205 万円ということで減っておりますけれども、これは、県の方が下水道事業をやって、その割合として本町に来たのか、その工事が安くなった原因、要因というものはどんなものが

あったのか、お知らせください。

○議 長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳土環境整備主幹） 今ご質問の中で、県の下水管工事の状況の変化というよう
なご指摘がございましたが、このたびの専決処分をお願いしております工事費の減額内容に
つきましては、町の、いわゆる袖東地区の雨水排水事業の工事費の減額が発生したというも
のでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 私の方からは、先程出ていました地方消費税交付金ということで、
1,474万ほどが減額になった要因というのはどういうことなのか、お聞きしたいと思います

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 歳入の地方消費税交付金につきまして、減額の理由というこ
とでご質問ございました。これにつきましては、当初予算におきまして27年度の見込額1
億4,500万と見込みまして、これに地財の伸び率1.09、1割ほど伸びるであろうというこ
とで当初予算を計上いたしました。そこまでたどり着かなかったということでございます。
基本的には、地方消費税交付金そのものが景気に左右されるものでございますので、当初予
算よりも少なく交付されたということでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 一般会計の方ですけれども、先程も説明ありました歳入の14款県
支出金、それから歳出の2款総務費の関係で、防災無線のデジタル化に伴う償還にかかわる
様々な規定の中で、県から補助金が入ったということで、それに町が一般財源で2倍以上の
ものを足して減債基金として積み立てるといような内容のようですが、県から補助金をも
らいながら減債積立、それから、それをもとに償還していくといった流れ、あまり見たこ
とがありませんので、この内容について少し詳しく説明願います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいまご質問ありました減債基金絡みでございますけれども、
平成28年度に防災行政無線のデジタル化工事を行いました。この関係については、起債を
起こしまして後年度に償還してまいるわけでございますけれども、この償還財源の積立分
について、これを県が補助するというような形になっております。その補助要件といたしま
しては、後年度に償還が必要となりますので、その補助分の3倍の分の積み立てを行うと。
これを後年度に起債償還に充てるような形になっております。

です。その性格上、減債基金は起債の償還を目的とした基金として、目的基金でござ
いますので、そこに積み立てをして後年度の償還に充てる、その際の補助を県が行うとい
うようなものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員

○9 番（梅津 博議員） このデジタル化の事業に関して、起債の内容を見ますと平成29年
3月31日で起債を借り入れを起こしております、金額としては2億1,950万、これは当
初予算の金額のようですけれども、15年間の償還ということになっているようでございま

す。これに減債基金ということで、積み立てた分から償還していくということのようですが、この540万、550万ほどの金額、これが積み立てになっていくと。

この積み立ての期間、県からの補助の期間というのはどれぐらいなのか。それで、このシステム、制度によって積み立てられる金額、この償還額の満額にはならないと思うんですけども、その辺の割合についてどういった決まりがあるのか、その辺も説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 県の補助金につきましては、このデジタル化に伴って、実施設計分と工事施工分がございます。実施設計分が県補助といたしましては12万9,000円、それから、先程工事分、ありましたが、請け差等ございますので、最終的には本体分の工事の県補助は537万円でございます。それぞれ10年間補助されますので、実施設計につきましては合計で43万円、本体工事分では1,790万補助金が入りますので、10年間でございますけれども、1,833万円が補助金として入ります。それを除いた償還分については、一般財源というような形での償還となるものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） この起債の償還の年数なんですけれども、15年という期間、それぞれの起債の種類によっていろいろ年数は決まってくるのだと思います。教育債あたりは25年ぐらいで返しているわけなんですけれども。

この県の補助金というものが、10年間の補助があるというような条件の中で償還年間15年というものが規定されるのか。関係あるのか無関係なのか、その辺もお願いしたいと思います。15年という期間が、起債の金額からすれば若干期間としては短いかなという印象がありますので、こういった補助金によって制約された部分があるのかなのか、その辺もお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 基本的に、この補助金の起債につきましては補助裏の起債となりますので、条件的にはそのような形で制限されるものでございます。

なお、実施設計分につきましては償還が10年間というふうになっております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。平成28年度一般会計並びに特別会計補正予算の専決処分の承認2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第25号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第25号「平成28年度三川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第26号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第26号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第6、議第27号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第27号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」等が4月1日から施行されたことに伴い、本町の税条例等の改正が必要となったところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、この3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

その主な改正内容といたしましては、三川町税条例において、町民税の控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備、保育の受け皿整備の促進のための固定資産税のわがまち特例に係る改正、及び軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年延長する改正等であります。

なお、細部につきましては所管課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) 所管の課長より、説明を求めます。五十嵐町民課長。

○説明員(五十嵐礼子町民課長) それでは、私から、税条例の改正概要と新旧対照表をもとに説明をさせていただきます。なお、改正概要につきましては、個人町民税、法人町民税といった項目ごとに整理させていただいており、新旧対照表のように条番号順になっておりませんのでご容赦いただきたいと思います。また、このたびの改正につきましては、多岐にわたる改正内容となっておりますので、今回特に説明を要すると思われる項目を抜粋して説明させていただきますことをご了承賜りたいと存じます。

それでは、税条例の改正概要の項目順に従いまして説明いたします。

まず、個人町民税であります。

①につきましては、第18条第4項になりますが、地方税法において個人町民税配当割の課税標準である特例配当等のうち、特定上場株式等の配当等については、一つに総合課税、二つに源泉徴収のみの申告不要、三つに申告分離課税のいずれかを選択できることとされて

いるところでございますが、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後個人町民税の申告書が提出された場合には、個人町民税の申告書に記載された事項をもとに課税できること等が明確化されたことによります所要の改正となっております。

同じく第6項では、特定株式等譲渡所得金額について、総合課税は選択できないところですが、源泉分離、また申告分離課税を選択できることとなっており、第4項と同様の改正、また⑥になりますが、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得課税の特例についても同様の改正となっております。

なお、この改正の施行は、平成29年4月1日となっております。

次に、③附則第2条の5になりますが、平成29年度の税制改正によりまして、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り額が逆転しないよう、仕組みが設けられたところであります。

この見直しによりまして、地方税法において、控除対象配偶者の定義が変更されたところでございます。この変更されたことに伴う規定の整備となっております。

なお、この改正条文の施行は、平成31年1月1日でございます。

次に、④になります。附則第5条になりますが、肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長。

また、⑤になります、附則第14条の2になりますが、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用年限を3年間それぞれ延長する改正となっております。

次に、固定資産税であります。

①につきましては、第51条の固定資産税の課税標準を規定した条文になっておりますが、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準を取得または改良から4年度間はその価格の2分の1とする特例措置が、地方税法第349条の3第4項に創設されたことに伴う改正となっております。

なお、この措置は、平成28年4月1日以後に発生した震災等の事由による被災代替償却資産等について適用するものです。

次に、②につきましては、第51条の2になりますが、保育の受け皿整備の促進のための措置として、児童福祉法の規定により市町村の認可を受けた者が直接同法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び利用定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に対して講じられている課税標準の特例措置について、地域の実情に反映させることができるよう、わがまち特例が導入されたことに伴う条文の新設であります。軽減水準につきましては、国の参酌基準を適用しているところであります。

なお、この第51条の2につきましては、平成29年4月1日以後の取得から適用するものであります。

③につきましては、第54条になりますが、本町では実際には影響はないところでありますが、大都市圏で増えつつある高さ60mを超える居住用超高層建築物に対して課する固定

資産税の按分についての改正です。

なお、この第54条につきましては、平成30年度から新たに課税されることとなるものについて適用するものです。

④につきましては、第54条の2になりますが、震災等により滅失した家屋の敷地の用に供されていた土地について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けようとするための規定の整備であります。

なお、平成28年4月1日以後に生じた震災等によるものについて、平成29年度以後の年度分から適用するものであります。

⑤につきましては、第65条の2になりますが、震災等による被災住宅用地について、家屋または構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、被災年度の翌年度及び翌々年度に係る賦課期日において宅地用として使用することができないと町長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置を講じているところではありますが、当該震災等について被災市街地復興推進地域に定められた場合については、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する規定の整備となっており、④と同様に、平成28年4月1日以後に生じた震災等によるものについて、平成29年度以後の年度分から適用するものであります。

⑦につきましては、新旧対照表12ページの附則第7条の2になりますが、その第14項、現行でございますので左側の条文になります。こちら、わがまち特例の規定でございますが、地方税法において廃止されたことに合わせて廃止し、⑧として、同じ第14項の、右側の欄になりますけれども、保育の受け皿整備の促進のための特例措置として、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の事業所内保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合の当該施設の用に供する固定資産税の課税標準に関するわがまち特例が創設されたことに伴う所要の規定の整備であります。軽減水準につきましては、国の参酌基準である2分の1を適用することとし、最初の5年間はこの適用というふうになってございます。

⑨につきましては、附則第7条の3になりますが、その中の第9項及び第10項につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出すべき内容について新たに規定したものであります。

次に、軽自動車税です。

まず、①として、附則第13条の軽自動車税の税率の特例ではありますが、燃費性能がより優れた軽自動車税の普及を促進するため、グリーン化特例（軽課）について、重点化を図ったうえで、適用が2年延長されたことによる改正であります。

次に、②になりますが、附則第13条の2で、平成28年に発覚しました燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の賦課徴収の特例について新たに規定するものであります。また、この改正を受けまして、平成29年改正条例の第1条の2になりますが、消費税率10%段階におきましてはグリーン化特例（軽課）がなくなりますこと

から、平成30年10月1日でこの附則第13条の2を削除する規定となっております。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

ありませんか。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） いろいろな項目の中で、非常に解釈としては難しいわけですが、今回の改正によりまして、本町にどのような影響があるのか、分かりやすく教えてもらいたいと思います。

また、税金を集める関係上、29年度において予定された金額に対してどのような影響が出てくるのか、詳しく説明願いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 本町への影響という部分でございますけれども、特に影響があると判断しますのは、改正概要の個人町民税の③にあります控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備でございます。こちら、条文については定義の変更のみですけれども、内容的には、配偶者特別控除の対象となる幅が大きく増額になってございます。これが31年度からの適用になるわけですが、そういった部分では、税の収納額に影響があるというふうに見ております。

ただ、この改正につきましては、国の方でもその部分については承知しておりまして、この見直しによる個人町民税の減収額については、全額国費で補填するというふうにこの改正の時点で謳っているところでございます。

あと、④の肉用牛の特例の3年の延長、また、⑤の優良住宅の特例の延長、それについては、直に該当する方にとっては非常に影響があるというふうに見ております。

あと、軽自動車の関係でグリーン化特例、こちら、重点化を図ったうえで消費税10%までの間の対応ということでありまして、こちらについても、町税といたしましては影響があるというふうに見ているところでございます。

特にこの部分、今説明した4点については、本町にあっては影響があるというふうに見ております。

また、平成29年度への税収の影響ということでございましたけれども、今回の改正そのものは29年4月1日ですが、税額に影響が出てくるのは30年度以降の賦課というふうに見ておりますので、まずは今回の改正については影響はないというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 第4号の専決処分のいわゆる航空機燃料譲与税、この具体的な中身ですが、分かりやすく説明していただくとありがたいのですが。

いろんな税金というのは、例えば、国に一旦入って県あるいは市、町と、その配分率というのはすべて違ってきます。これは、最近、私も地方自治法の改正、税法の改正に伴って、その本文も見えていなかったのを忘れたのですが、この航空機燃料譲与税というのは、

例えば1万円で燃料を買ったとした場合、縣市町村にはどういう配分率になって入ってくるのか、それを具体的にお知らせ願えればと。

まずこれが一つと、それから、先程肉用牛の課税特例というお話がありましたが、この課税特例の中身を、私も前のことで忘れましたので、いわゆるこの特例の中身ですね。結局、これを延長しないと肉用牛飼育者は大変になると。その部分がどのぐらい大変になるかというその中身を少しお知らせ願えればと。もしその中身について今分からなければ、後日でもよろしいですが。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今回の改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律ということでございます。ただ、大変申しわけありません、この地方税法の方はだいぶ見ていたのですが、航空機燃料につきましては本町に影響がないということで、大変申しわけありませんが理解しておりませんのでご容赦いただきたいと思えます。

肉用牛の課税の特例についてでございますけれども、肉用牛の販売額、利益というものがあるわけなのですが、その部分について課税をしないという条文となつてございますので、本当にこの特例がないことによりましての影響は非常に大きいというふうに理解しております。以上でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 町に関係あるかないかは今の課長の答弁ではどうか分かりませんが、航空機燃料譲与税というのは、先程私が言ったとおり、1万円で燃料を買った場合、例えば県に分配する、例えば3割3割、あるいは2割2割と、そういうふうな分配がたばこ税同様、皆あるのです。全部の税金がそういうふうになっています。例えば四角で囲んでこれが税金だとすると、上の部分が国で、そして下の半分ずつが県あるいは市町村と、そういうふうな分け方になっているのです。ですから、その辺の内容を少し後でお知らせ願えればと、このように思います。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 他にありますか。

5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方から、税条例改正概要の方の固定資産税の⑧、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づくということで、これからこういうものに対する税金を考えるとということでありますけれども、今後、今、三川町に存在する者で、こういうことにこれから該当する者があるのか。それからまた、今後、本町が進めているのは、子育て支援センターは町でやるから税金には関係ないかもしれませんが、この辺、町に今後予定されているとかこういうものが該当するというふうな情報とかがあるのか、安くなるのか高くなるのか分かりませんので、中身の方をもう少し詳しく説明をお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 事業所内保育でございますので、企業等において就労する労

働者のお子さんの保育を行う等が該当するものというふうに理解してございます。三川町にあっても、今後そういったことは、計画というふうには聞いてございませんけれども、そういった事案は発生する可能性はあるのではないかとというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 企業が主導型保育事業ということでありますけれども、企業が自分の方の会社の中に保育施設とかそういうものを持った場合が対象ということでよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 条件といたしまして、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けているのが条件のようでございます。補助を受けたということですので、この補助に該当するかどうかという部分がまず最初の入口というふうに理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 分かりました。それで、今回の条例で税金が本町でどのように安くなるのか高くなるのか、その中身も少し詳しく教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 特例につきましては、課税標準の最初の5年間ですけれども、 $1/2$ 、 50% を減額するという計算になります。わがまち特例ですので、国の参酌におきましては $1/2$ を参酌して $1/3$ を $2/3$ 以下の範囲内で各市町村で定めるというふうになってございますが、本町にありましては、この参酌基準の $1/2$ を適用させていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それで、安くなった分、国がそういうふうに支援して安くするわけでありまして、その分の国の補填というか、税収が減るわけでありまして、その辺の国の補填というものはあるのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） この附則の7条の2につきましては、何項目もわがまち特例の特例割合というのを定めているところでございます。ただ、この部分については、国からの補填等についてはこれまでもなかったところですし、今後もないのではないかとというふうに思っております。

○議長（小林茂吉議員） 他にありますか。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第27号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第27号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩いたします。 （午前10時32分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前10時50分）

○議長（小林茂吉議員） 先程の議第25号につきまして、当局の説明に訂正の申し出がありましたので、これを許可します。本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程、一般会計の専決処分において梅津議員から質問がありました、デジタル化事業に対する起債の15年償還の条件と申しますか、その内容についてのご質問に対しまして、私が補助裏の起債であるがゆえにその条件でというふうにお話をいたしました。私の認識誤りでございまして、正しくは、今回の緊急防災事業の起債を行っております。その借入先が、地方公共団体金融機構でございます。この機構の制度によりまして、その対象となる事業の耐用年数を勘案いたしまして換算をすると、そうした場合について、この事業については15年以内の償還となるということでございました。

以上、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第7、議第28号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第29号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第28号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第1号）」及び議第29号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、以上2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも、事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたしますものであります。

初めに、議第28号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,142万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を43億7,742万4,000円といたしますものであります。

まず、歳出について、その主なものを申し上げますと、2款総務費については、企画費における一般コミュニティ助成事業費補助金の追加補正及び税務総務費における人件費等を減

額補正いたすものであります。

3款民生費については、児童福祉総務費における人件費等の追加補正、8款土木費については、橋梁維持費及び公園費における工事請負費等の追加補正並びに住宅管理費における委員報酬の追加補正であり、9款消防費については、防災費におけるコミュニティ助成事業費補助金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、13款国庫支出金、18款繰越金、19款諸収入及び20款町債にそれぞれ所要額を計上いたすものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、町道整備事業債の限度額4,630万円を5,100万円に追加補正いたすものであります。

次に、議第29号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億601万2,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。11款諸支出金については、過年度に交付を受けた国庫支出金を返還するための追加補正であり、歳入については、歳出の補正費目に伴い10款繰越金を追加補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） では、私、一般会計の方の歳出なのですが、総務費の人件費が443万ほど減額になった要因を聞きたいことと、それと、民生費で児童福祉総務費が443万9,000円ということで、同じく並んでいるというか、そのところが少し分からないのですが、偶然だったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、橋梁長寿命化対策事業費ということで、どこの橋なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま質問ありました総務費と民生費の人件費でございますけれども、4月1日の異動によりまして、今回、29年度、新たに子育て支援施設整備係を設けました。そこに1名の職員を配置したわけでございますが、こちらが民生費の支出になります。一方で、町民課において一つの係が1人減員になりました。

民生費の方につきましては、その1人が増えたことで給料等を支払わなければいけないわけでございますが、この後不足する見込みでございましたので、そのプラスになった民生費と総務費のマイナスになった分を相殺して今後支出をさせていただきたいというものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 橋梁長寿命化対策工事の今回の補正の対象となる橋につきましては、青山橋でございます。この橋については昨年度も実施して、本年で、2カ年で完成させるということで当初予算の方にも計上した橋でございますけれども、実際に積算等を

行ったところ、所要の額を補正して発注を行いたいというものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程も説明ありましたが、民生費の方で、児童福祉総務費で人件費ということで、総務費の方と同額計上されていますけれども、こちら、先程の説明の中で、子育て支援係という方が1人増えたということで、1人増えるのはどの時点で考えていたのか。当初の考え方から採用するつもりがあったのであれば、補正として上がってくるものではないのかというふうに考えまして、どの時点で採用というか人を増やそうということをお伺いしたいです。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 当初予算におきましては、29年4月1日にどのような組織機構になるかということについては、まだ具体的な内容にはなっておりませんでした。ですので、29年度当初予算においては、28年度の組織機構あるいは係の人員体制が継続するものであるという前提に立って予算編成を行っております。その後、事業を重点的に進めたいということで、特に29年度は、実施設計であったり用地買収あるいは造成、そういったものが現実として見えてまいりましたので、やはり現状の体制ではその事業を円滑に行えないであろうということで、3月に内示があったわけでございますけれども、その内示に基づいて、4月1日、人事異動いたしました。

その補正のタイミングといたしましては、今回6月補正の方に上程させていただきましたのは、先程申し上げましたとおり、1人民生費の方で増えた関係で支払いが不足する見込みでございますので、今回、支出の入れ替えという形になりますけれども、相殺で計上させていただきますのでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 2点ほどお伺いしたいと思います。

総務費の企画費の中の一般コミュニティ助成事業補助金といったものの中身についてお知らせいただきたいのですが、防災費のコミュニティ助成事業補助金との違いを含めまして説明いただきたいと思います。

それから、土木費の中の公園費増額の要因について教えていただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 一般コミュニティ助成事業の関係でございます。企画費の方に盛っております一般コミュニティ助成事業につきましては、今回補助決定になりましたのが今年の4月4日になりますけれども、青山町内会の方の遊具の整備ということで、こちらの方、該当になったということで、歳出の方で220万ということで負担金、補助金を見込んでいるところでございます。青山町内会での複合遊具ということで、その部分の整備、ブランコ、スプリング遊具等の整備を図るということでございます。

歳入の方の330万ということになってはいますが、こちらの方については、防災コミュニティの部分と、そちらの方が110万円ということで、合わせて330万ということになってございます。一般コミュニティの方はこういった形になっているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。防災費の件について。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま企画調整課長の方から、歳入については合わせて歳入をしておりますけれども、一方で、防災費、9款の消防費の防災費になりますけれども、今回対象となりましたのは堤野自主防災会が採択になりまして、110万ということでの交付金になります。この交付金を用いまして、一般コミュニティの場合は遊具であったり公民館等への放送施設、そういった設備関係の補助対象、あるいは神輿等も対象になろうかと思っておりますけれども、この防災コミュニティにつきましては、防災対策に向けた用品を購入できるということで、今回は堤野の方では浄水装置や発電機、ライト、ドラム、災害トイレ等を購入するということで申請をいたしまして、助成対象となったものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 公園費の工事請負費の増額要因でございますけれども、当初予算におきましては2公園、袖東公園、それから横山ニュータウン緑地の一部工事を予定しておりましたけれども、それ以外に、本年度、ゴールデンウィーク前でしたけれども、本町担当職員において一斉点検を実施したところでございます。業者等による専門点検も年1回行っておりますけれども、ゴールデンウィーク前ということで、職員が実際に一斉点検を実施したところ、やはり危険な遊具が数カ所で散見されたということで、対馬公園、豊秋団地内緑地、それから横川の農村公園におきましても危険な遊具が四つほどございまして、その四つの撤去費を、やはり夏休み前には早急に撤去したいと。現在は使用禁止ということで、テープで立ち入り禁止、遊べないようにはしておりますけれども、できれば夏休み前にはすべて危険な遊具は撤去したいと思っております。

さらに、一部公園については遊具の更新についても、一つだけですが考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） では、私の方からは2点。

一つは、土木費の橋梁長寿命化ということで、1,200万当初が600万プラスということで、1.5倍ということになっております。これは材料費の値上げでは1.5倍にはならないのではないかと思いますけれども、この辺、工法が変わったのかどうか。

また、調査設計業務委託料ということで、こちらの方は橋の長さは変わらないので、こちららも大体1.6倍くらいになっておりますけれども、これは工事費に合わせてやったのか、実際そんなにかかるのかということで、その二つが一つ。

それから、次の8款の土木費の空家等対策協議会委員報酬ということで、後日、条例でも出てきますけれども、その中の空家等対策協議会というので、8万1,000円を割ると1万6,200円の5人ということでありまして、中身についてはこの次質問いたしますが、どんな人がやっているのか、専門的な人を入れているのか、1万6,200円5人同じなのか、その辺の中身を教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 橋梁長寿命化対策工事請負費の増額の要因としまして、一

つが、今回の青山橋については、橋脚部分と欄干の補修工事を予定しているところでありまして、特には橋脚部分についてはパイルベント方式という方式が採用されておりまして、コンクリート柱によって支えられている橋であります。経年劣化によりましてその損傷が激しいということで、本町におきましては、このコンクリート柱の強度の確保を図るために、炭素繊維シートの巻き付けという特殊工法を用いることにしたところであります。

本町でも初めての採択だと思えますけれども、この炭素繊維シートの巻き付けによる補修工事を採用することで積算したところ、施工単価の増加、特にシート巻き付けまでの下地処理工程の増加とか、それから人件費等の増加もあるわけですけれども、そういったことで少し当初よりも金額が増加したところであります。

それから、設計委託料の部分に関しましては、この工事費の増額に伴う部分もあるんですけれども、やはりこの特殊工法、炭素繊維シートの巻き付け補強等採用に伴う単価調査を行う必要があるということで、その単価調査も併せて行う必要があるということから、設計委託料の追加も計上したところであります。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） ご質問の空家等対策協議会の構成委員といたしましては、国、県から示されておりますガイドラインといたしましては、町長を中心に、町内会長等住民代表、また町議会議員の代表者、さらには専門的見識をお持ちのいわゆる弁護士、司法書士等法務関係、さらには不動産業者等々、有識者等もこの構成メンバーに入れるべきであろうという指針で示されているところでございます。

今後、構成メンバーにつきましては人選を図ってまいりたいというふうに考えているところでございまして、今回補正を出ささせていただきました内容につきましては、後日ご審議いただきます議第31号の条例改正案の附則の部分におきまして、三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正をお願いしているところでございます。委員1人あたり1日でございますが、5,400円の報酬ということで、今回の8万1,000円の中身といたしましては、5,400円の5人分、開催回数といたしまして今年度3回を予定しているという見込みから、8万1,000円を計上させていただいたという内容でございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今回、空家等対策協議会の方が5,400円掛ける5人の3回を予定しているということでありましたけれども、中に町長また議員というふうな構成メンバーが入っているということでありましたが、町長また議員もこの5,400円の報酬の中には入っているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 基本的に、特別職につきましては重複した形での報酬の支払いは発生しないということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 6ページの、今質問ありましたけれども、今回、空き家の条例が改正になるわけでありまして。今言ったとおり、例えば弁護士等でありますけれども、これは国

からの指名、例えば三川町の場合、いろんな委員会等、議員が出ていないわけですが、例えば民生委員を選ぶ場合とか、いろんなものの国、県の規定があれば出ているわけであります。そういうものに議員の場合該当するのか伺いたいと思ひまして。そして、国等より5名程度というものの通知があつたのか。

続きまして、消防のコミュニティの助成であります。コミュニティの場合、助成制度は特徴がありまして、何割補助というようなものでなく、例えば企画の方のコミュニティ事業だとこれくらいの額の上の部分だけ該当団体で払いなさいとかそういう制度であります。この補助の助成金の制度、普通のとおり何割補助なのか、それとも規定の一定額を超えた部分だけ自主防災会が支払うものなのか、伺いたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 今回提案させていただいております条例改正のもとになる法律でございますが、26年法律第127号、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいての条例設定でございます。この法律の第7条に協議会についての規定がございまして、協議会につきましては、「市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。」という文言が明文化されているところでございまして、今後、これらの規定をもとにして調整を行つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 9款消防費の防災費、コミュニティ助成に関するご質問でございましたが、この助成事業については10/10の助成となつておりまして、上限が110万となつております。今回、堤野町内会においては113万8,000円ほどの申請をしておりますので、差し引き3万8,000円が地元自治体の負担となります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 一般会計の6ページ、土木費の公園費の関係です。

ゴールデンウィーク前の本町職員の一斉点検によって危険遊具の発見ということで、これから撤去工事の追加計上のようなのです。当然、町の公園ということで都市公園含めて8カ所あるわけですが、そういった点検を常になさっているということで、説明の中で一部更新ということがありました。当然、その公園を使っている住民から見れば、撤去されたままでは困るだろうということで、速やかな更新あるいは再整備というものが望まれているとは思ひますが、その辺、地元の町内会、住民との話し合い等、どのように進められているのか。また、町としては、この撤去する部分について、更新、再整備についてはどのように考えているのか伺いたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 町の公園施設としましては、予算説明書の方にも公園施設の明細が載つていまして、その中に遊具の設置状況が記載されているわけでございます。

質問ありました、撤去だけではなくて更新等も必要な箇所ということで、当初予算において整備を予定していた袖東公園の安全マットの遊具等、それから、横山ニュータウンの緑地

公園については、遊具設置ではなくてフェンス等が設置の要望が強いということで、フェンスの設置工事を行う予定としております。

今回、追加の中で予定をされているものとしましては、横川農村公園におきまして鉄棒とブランコの危険な状態が見つかったので、その二つの撤去を行うわけですが、ブランコだけ、今の大型タイプではなくて小さなものに交換するような形で整備を図っていきたいと考えております。それから、他の公園につきましても、それぞれニーズ等地元町内会等から意見を聞きながら、そういった再整備についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 地元との検討という言葉がありましたけれども、撤去する段階で当然地元との協議はなされたと思いますし、その際に更新、整備という話が出てくるのではないかと私は推察するわけですが、そういった話がなかったのか。それで、今後検討するという話ですが、29年度内の取り組みになるのか、あるいは後年度の取り組みになるのか、その辺、見通しがあれば説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 更新等については、もう危険と判断したものでありますので、地元には当然説明いたしますけれども、撤去については最優先でやらせていただくことになるかと思っております。

それから再設置、あるいは別の遊具という話も出てくる可能性もありますので、その辺については、地元の町内会、それから、すでに先程のコミュニティ助成事業等で独自に整備した遊具もありますので、そういった遊具と重複しないような形で、遊具のバランスを見て総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今お話ありました、コミュニティ助成事業についての申請要件とか中身についてお伺いしたいと思います。たぶん、集落単位、町内会単位のいろんな補助事業ということになると思いますが、場合によっては複数の集落で一緒に申請することが可能かどうか、もし分かればお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） コミュニティ助成事業の部分になりますけれども、この事業は宝くじの社会貢献広報活動の一貫ということで、施設の整備、備品の整備ということでしているわけですが、これまでは、それぞれの町内会が独自に遊具の整備だったり公園の整備等、防災の部分は別として、そういうふうに整備されてきた経過がございます。それを例えば町内会合同でというふうな形で、当然、添付書類としてそれぞれの自治組織の規約とか予算とか、いろんな部分を添付する必要がございますので、その辺の会計処理とかそういった部分を含めて、複数の町内会で可能かどうか、現時点では判断できませんけれども、これまでの経過を見ますと、それぞれの町内会がそれぞれ予算を計上し、整備した後に事業報告を出して管理を検査まで受けるという流れになってございますので、複数の町内会合同で整備していくという部分でスムーズなそういった事業ができるのかというのは、なかなか

難しい部分があるのかなというふうには思っているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程説明にもありましたけれども、土木費の道路橋梁費の中で、青山橋の長寿命化ということで説明ありました。その中で、橋脚を炭素繊維シート巻き付けに変更したことによって費用が増大したという説明でありましたけれども、そうしなければならなかった理由というのを説明いただければと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） これは、長寿命化点検業務という形でこういった工法がいいのかといったこともそれぞれ専門業者から提案を受けている中で、橋脚そのものを交換となりますと、工期、それから、そういったコンクリート柱そのものの交換というものについては、現在パイルベント方式、いわゆるコンクリート杭を脚の杭にすると、そのまま下層路盤まで杭を打ちつけるといった工法は現在行っていない状況であります。これはやはり、地震等の発生の場合、水平方向の力に弱いということもありますので、あくまでも長寿命化対策ということでありますので、コンクリート柱の現況の形を生かしながら強度を高めるということになりますと、炭素繊維シートの巻き付け工法が現在の技術においてはすでに実績等もあるという工法ですので採用したところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そのパイル工法についてですけれども、当初の設計から大幅にずれているという認識があります。当初からそういった現代の工法を用いて予算を立てることができなかったのかと思ひまして、当初の予算を作るときにこういった計画で立てていたのかということをお聞きしたいです。

もう1点は、そのメリットといいますか、果たしてどれだけ長寿命化に耐えられるのかということをお聞きしたいです。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 長寿命化対策を考える中で、実施設計等業務については発注年度において行うわけでありまして、今回の青山橋については、基本設計的なものは平成26年度において一度検討した経過がございますけれども、先程言ったとおり、特殊工法等、それから人件費とか、あと、先程の炭素繊維シート巻き付けの下地等の工程等の増加といったことが、やはり平成26年の基本設計段階よりも増額になってしまったといったところであります。

それから、長寿命化対策でありますので、あくまでも橋の延命化といったものになります。橋の長寿命化対策を考える場合、通常、橋の寿命については50年から60年程度と言われておりますので、長寿命化対策を図ることによって90年まで延ばすというのが多くの橋で行われている工事ということになりますので、今回の工事についてもそういった延命化を図るという工事になります。

○議 長（小林茂吉議員） 他に質疑ありますか。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、採決します。平成29年度一般会計並びに特別会計補正予算2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第28号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第28号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第1号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第29号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第29号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、日程第9、請願第2号「「共謀罪」（テロ等準備罪）法案に反対する意見書提出を求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） ただいま上程されました、請願第2号「「共謀罪」（テロ等準備罪）法案に反対する意見書提出を求める請願」について、趣旨を説明いたします。

今回のテロ等準備罪法案は、共謀罪法案が中心とされ、必要理由とされている国際組織犯罪防止条約の批准には不必要なものであることは、国会審議の参考人質疑で明らかになっています。重大なことは、何の組織にも参加していない一般住民も含め、個人の内心、心の中で考えていることが捜査と処罰の対象となり、その捜査のために、住民が行う電話、FAX、スマートフォン通信や会話や相談なども対象になり得ることが、審議の中で否決、否定されていません。

加えて、277 に及ぶ関連する対象犯罪の一つひとつについての論議や様々な関係者の幅広い意見なども十分に聴取されておらず、拙速な審議は国民に対する丁寧な説明とはなっていません。世論調査でも、約半数の国民は「よく分からない」と答えています。

以上の立場から、法案を撤回すべきことはもちろん、住民生活の自由と安全が危険にさらされ、戦後最悪の治安立法ともいえるものであり、政府、関係機関に反対の意思を表明されるよう、所管委員会での慎重審議を求め、紹介理由といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第2号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 暫時休憩します。(午前11時31分)

○議長(小林茂吉議員) 再開します。(午後1時00分)

日程第10、「一般質問」を行います。

一般質問は7名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上2名の議員より一般質問を行い、残り5名の議員については第3日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番(芳賀修一議員)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 新潟県村上市に在る三川町所有の森林の将来的活用について | 1. 歴史的経過と現状の課題について所見を伺いたい。
2. 官行造林地の国との交渉経過について説明頂きたい。
3. 将来的活用の展望について所見を伺いたい。
4. 今後の方針を定めるため、専門家や町民を含む検討会議の設置の必要性について所見を伺いたい。 |
| 2. 予定されている桜木住宅団地の造成方法について | 1. 開発造成方法について現状を伺いたい。
2. 若い人だけでなく、多様な年代層が居住出来る計画の必要性について所見を伺いたい。 |

3. 将来自治組織が成立し易い方策の必要性について所見を伺いたい。

3. 三川町消防団活動協力員制度の有効化について

1. 制度の概要と現状課題について所見を伺いたい。
2. 制度の有効化方策として、士気の高揚と安全性を高める為に服装装備の充実が必要と思われるが所見を伺いたい。

午後一番ということで、諸事情によりこうなりましたけれども、大変厳しい時間ではありますが、頑張っただけが目覚めるような議論にしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点であります、新潟県村上市にある三川町所有の森林の将来的活用についてお伺ひしたいと思います。

具体的に申し上げますと、歴史的経過と現状の課題について、所見をお伺ひしたいと思います。

また、官行造林地の国との交渉経過について説明いただきたいと思ひます。

また、将来的活用の展望について、所見を伺ひしたいと思います。

今後の方針を定めるため、専門家や町民を含む検討会議の設置の必要性について、所見をお伺ひしたいと思います。

第2点。予定されている桜木住宅団地の造成方法についてであります、具体的には、開発造成方法について現状をお伺ひしたいと思います。

また、若い人だけではなく、多様な年代層が居住できる計画の必要性について、所見をお伺ひしたいと思います。

また、将来自治組織が成立しやすい方策の必要性について、所見をお伺ひしたいと思います。

3点目。三川町消防団活動協力員制度の有効化についてお伺ひしたいと思います。

具体的には、制度の概要と現状課題について、所見をお伺ひしたいと思います。

また、制度の有効化方策として、士気の高揚と安全性を高めるために服装装備の充実が必要と思ひますが、所見をお伺ひしたいと思います。以上、一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員にご答弁申し上げます。

初めに、三川町所有の森林の将来的活用に関する4点のご質問であります、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

現在、三川町が新潟県村上市に所有している山林、いわゆる町有林につきましては、明治23年に旧東郷村が約219haの山林を所有・造林した後に、昭和24年に東郷村役場、東

郷中学校の新改築事業のために売却した土地の残地 78.46 h a を管理しているものであります。

この町有林につきましては、公有林野等官行造林法に基づき、昭和 28 年と昭和 32 年の 2 次にわたり、スギ・アカマツを植栽した官行造林 73.8 h a と町直営造林の 4.66 h a であり、官行造林の主伐契約期間は平成 40 年 8 月までになっているものであります。

こうした経過の中で、現在は村上市森林組合と町有林管理業務委託契約を締結し、維持管理及び調査・確認に基づく状況報告を行っていただくとともに、隔年ではありますが、現地へ赴き、実地調査を行っているものであります。

町有林を取り巻く環境につきましては、木材価格の低迷と、町有林のほとんどが林道に隣接していないことなどにより、仮に伐採したとしても、運搬費等の負担が大きなものとなっております。

こうした状況の中、現時点では、立木を伐採しての売却については見込みが立たない状況にあり、官行造林の担当部署である下越森林管理署村上支署とも主伐についての話し合いを行っているところではありますが、なお有効な手立てを見出せていないところであります。

将来的な活用の展望に関して、有識者会議等の設置に関するご質問もありましたが、まずは官行造林の契約相手である下越森林管理署村上支署との協議を優先すべきであることから、検討会議等の設置については現時点では考えていないところであります。

次に、桜木住宅団地の造成方法に関する 1 点目と 2 点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における宅地開発につきましては、土地開発公社による住宅団地の造成や民間主導の宅地分譲の誘導等により、人口減少を最小限にとどめてきたところであります。

このようなことから、若年層が求めやすい宅地規模を中心に据えながらも、高齢者にも配慮したバリアフリー住宅など、多様な住宅需要に応え、流入人口の受け皿として必要となる住宅用地を確保し、快適で利便性の高い住環境の整備を図っていくことは、極めて重要な施策であると考えているところであります。

しかしながら、宅地開発等の現状を見ますと、残地を抱える自治体も多いことから、慎重な対応が必要であることは言うまでもなく、今後の宅地開発におきましては、住宅需要や景気の動向を踏まえつつ、民間主導による宅地開発の誘導を基本としながら、適切に判断してまいりたいと考えております。

3 点目の集落自治組織に関するご質問であります。新たに開発された住宅団地には町外からの転入者や若者世代が多く、旧来からの住民の方々とのコミュニティづくりが課題となっております。

本町におきましては、横山中や横山下町内会、さらに、天神堂町内会においては、コミュニティを形成するためのきっかけづくりとして、「運動会」や「町内会の祭り」、さらには「自主防災訓練」などへの参加を促すなど、コミュニティの輪を徐々に広げる取り組みが行われているところであります。このような地道な取り組みによりまして、地域住民と子どもたち、それまでかかわりのなかった親同士に繋がりが生まれ、新たなコミュニティが形成さ

れてきているものと認識いたしているところでもあります。

ご質問の桜木住宅団地におきましても、横山や天神堂のようなコミュニティの形成が図られるよう助言等を行っていくとともに、自治振興交付金をはじめ、「コミュニティ活動支援員派遣事業」や「協働事業提案制度」等により、新たなコミュニティの構築等が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、消防団活動協力員制度に関する2点のご質問であります。関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

消防団活動協力員につきましては、消防団員の多くが町内外に勤務するようになり、特に平日の日中は団員が不在となる地域が多くなってきたため、消防団OBの知識と経験を生かしていただくことを念頭に制度化したものであります。

協力員の活動内容につきましては、主に協力員が居住する地区において火災または災害が発生した場合、消防団員の消火活動や救助救出活動、住民の避難誘導等の活動を支援していただくこととしており、本年4月現在で22町内会の62名の方に協力員を委嘱しているものであります。

協力員の定数については特に定めていないところではありますが、任期が1年となっていることから、町内会長を通して毎年協力員募集のお願いをしておりますが、すべての町内会において協力員を委嘱するという状況にはなっていないところでもあります。

また、協力員の服装装備につきましては、登録証の交付と活動時の安全確保のためのヘルメット、手袋の貸与を行っているところではありますが、質問にありました士気の高揚と安全性を高めるための服装装備の充実につきましては、協力員のご意見もお伺いしながら、適切な服装装備のあり方について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に、新潟の三川町所有の森林について再質問させていただきませんが、現状としては、関東森林管理局というところで、昔の営林署の名称になりますけれども、協議を優先したいというようなご回答でございましたが、今協議している中身について、どのような協議をしているかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） この内容につきましては、去る5月16日に現地の方に赴きまして実地調査を行い、その際、営林署の方、それから森林組合の方、こちらから赴きました財政係、さらには議員の皆さまからも参画いただきまして、話し合いを行ったところでございます。

過去に、2年前、27年も現地に赴きましていろいろ話し合いをした経過がございますが、今回、特に主伐の契約期間が残り10年に迫ったということで、より具体的に踏み込んだ内容の話が出たところでございます。

まず一つは、現在すでに延長しておるわけでございますけれども、その主伐期間を延ばすこと、再度の延長が可能なのかどうかという話し合いをしております。これについては制度

上は可能であるということで、後日、その打ち合わせの後に返事をいただいているところでございます。

また、二つ目としては、主伐の契約どおりである立木を販売するというような方法がございます。これについては、ただ、先程も町長の答弁でもありましたとおり、木材価格の問題あるいは運搬の経費、そういった問題があって、一般競争入札でそれを公告しても、買い手が現れるのかどうかというような話もあろうかと思えます。

そして、三つ目としては、提案されましたのが持ち分譲渡ということで、現在は、官行造林、植林したものの立木として伐採して販売した場合、五分五分で分けることになっております。これを国が、その五分分を三川町の方に譲渡すると。そうすることによって縛りがなくなるわけですので、町が町有林をどのように活用するのか、また新たな発想が生まれてくるというような提案でございました。

今回、こういった踏み込んだ提案をいただきましたので、持ち帰って、今後、出された条件に対してどういうふうに進めていくのかということで、内部でこれから検討を進めていくというような状況になっております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私もその場におりましたけれども、敢えて話し合いの経過等については、事務局同士の話し合いが優先するというのは分かっておりましたけれども、私がたまたま2度目のその山の方に行った経過もありまして、2回行く人はそういないのではないかと思います。敢えて今後の方向性について伺おうということで質問させていただきましたけれども、今、選択肢が三つというふうにして提示ありました。その中で、検討中ということであるので、それは簡単には言えないと思えますけれども、方向性としてはどの方向性を一番優先的に今考えておられるのか。かなり難しい回答ではあるかと思えますが、もしあれでしたら回答いただきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 何を優先して今後交渉していくのかというような質問かと思いますが、先程申し上げましたとおり、踏み込んだ議論をこの5月に行ったところでありまして、先程出した3案についても、言えば、すべてこれといった決定打とはなっていない状況にありますので、今現在ではどれを優先という形ではこの場では申し上げられないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 現在の国産材の需要を見ますと、海外の安い木材に押されまして、木材単価が半額で、しかもそれに対して搬出費はかかるという意味では、森林を有効に活用するのは非常に難しい状況になっているというのはよく理解できます。

現状について、その困難さについては今説明はございませんでしたけれども、林道がないというようなこととか、それから、実際の用地の道路近くに、私有林が挟んでいるといいましょうか、挟まれているということで、新たに林道を造ることもできないし、架線集材ロープ等で搬出するのもなかなか難しいというような非常に厳しい状況があるというふうな思い

ます。

ただ、この状況が難しくて後に引き延ばすということをすれば、たぶん10年くらいは引き延ばせるというような話はございましたけれども、結果的には、どのようにしていくか、活用も含めまして、課題を将来に引き延ばすことにしかならないと私は思います。

敢えて申し上げますが、誰かがこの結論を出さなくてはいけないし、今結論を出さなくても、何年後にどのようにするかという選択肢も含めまして、誰かがある程度の方向性を導き出さなくてはいけないのではないかと思います。

端的に申し上げますが、町長の今の任期中に何らかの方向性を出すというふうな考え方はないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町有林の管理につきましては、長年の経過の中でも、議会でも、町有林の実査の委員というような時期がございました。私も、町有林の方には実測というような、実査の方にも何回か足を運んだ経過がある中においては、本当に長年の課題というふうに捉えてきたところであります。

こうした中、全国的にも今の森林の管理、さらには伐採という時期を迎えている林野が全国に莫大な面積があるわけであります。しかも、本町の町有林の所在している村上市にも、当然、本町と同じような状況の中における林業家、個人の山林所有者が非常に多い中においては、やはり村上市も同じような課題と認識されているのではないかというふうに思うところであります。

こうした中、先程も答弁申し上げましたが、やはり第一義的には国の林野行政、かつては本町でも、東郷小学校の改築の際に、あれだけの町有林があるのであれば、何とかその町有林の木材を利用できないのかというようなご意見もあったところでありますし、その点においては、先程の答弁のように、経費的な部分、それから、地理的にも物理的にも非常に大きな課題を抱えているというようなことから進んでこなかったというような経緯は、芳賀議員もご理解いただいているものというふうに思います。

それで、質問にありました、それであれば、やはり自治体として何らかの結論を出す時期が来るのではないかというようなご意見であります。これは県内の35市町村の首長が、すべてそういった部分については結論を出せないでいるというのが現実であります。これは当然、伐採した後の運搬あるいは木材価格の状況から見て、現実的に、ある面においては自治体負担ということが伴ってもやるかといった部分については、なかなか決断ができないというような状況であります。

先程答弁申し上げましたとおり、やはりこれからの下越森林管理署村上支署等との森林組合からの管理の業務委託を受けていただいているというような中において、今後の状況は少し経過を見ながら進まざるを得ないのかというふうに思っておりますので、芳賀議員から決断はいつというふうに言われますが、現時点ではそのような状況にはなっていないということをご理解いただきたいと、このように思うところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） そういう形にならざるを得ないというのはある程度理解できます。

ただ、現状の今の森林に対する考え方というのは、世界的に見ても乱伐、乱開発が進んでおりまして、必ず見直し、見直しは今もされている最中ではありますが、外国産材は、わざわざ輸送費をかけて、エネルギーを使って日本にやってきて、それでもコストが安いというのは、単純に労賃とかそういうふうなコストなわけですので、エネルギーのコストとして非常にかかっている、無駄なエネルギーを使っているというふうに言わざるを得ない。それよりは、国産の材料は、単価的に切り出しも含めましてかかったとしても、エネルギーという自然環境を保全する意味で大きな意味があるというふうに思います。

そういう意味では、国の制度そのものも、もしかしたら見直しされる時期が来るといいますし、山形県なんかは環境税ということで、森林の林道の補助とかということも出してきて、また、新潟県もそのような検討に入ったということもありますし、そういう意味では、森林が見直されるということも含めまして、そのような状況の中で有効化していくという方向を目指さざるを得ないのかなというふうに私も思います。以上、そういうことで、次の質問に移ります。

2番目の、桜木住宅団地の造成方法についてということで、ただいま民間の開発ということをお伺いいたしましたけれども、今までの三川町の宅地の開発の状況をお伺いしますと、横山地区の今新しく開発されています城下地区の開発については民間でなされているわけですが、それ以前の開発については、住宅開発公社、三川町の公社が担当して開発・販売をしてきたという経過がございますけれども、今回の桜木についても民間だということありますけれども、公社も現に今あるわけですので、敢えて民間にした理由について、もう一度お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木の住環境整備にかかわる部分について、先程町長の答弁の方に、民間主導を誘導しながら、民間開発を誘導しながらということがございます。この部分につきましては、一番最近の土地開発公社による開発が、平成21年から分譲が始まりました神花ニュータウンでございますけれども、その以前に行いました開発に比べ、分譲が完了するまでの期間が、相当完売までの期間を要したというようなこともありまして、住宅のその当時の販売状況、景気動向もありまして、なかなか借り入れした返済等、公社でやる場合は大変難しい部分がございます。

そういったことも踏まえまして、県内の自治体の中でも、工業団地等の開発、分譲を含めて、土地開発公社の解散を決めているところもございますけれども、本町におきましては、住宅の部分はさておき、工業団地の部分は企業等の引き合いもありまして、先頃のみかわ産業団地等の開発、ありますけれども、住宅の開発についてはやはり相当慎重に進めないと、土地開発公社ということで、民間の金融機関の借り入れを原資として事業をするという性格もございますので、やはり慎重な対応をしなければならないという判断のもと、できるだけ城下の開発につきましても、これまでの第7期ほどの開発、なっておりますけれども、そういった部分をこれまでの土地開発公社の開発から民間の部分の開発に少し誘導策を変えて、

できるだけ土地開発公社の部分で、開発の方からは住宅開発は少し慎重になりたいということを進めているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 民間に任せれば、責任は非常に楽だという感じはいたします。費用負担も少なく済む。それはよく分かるんですけども、開発そのもののやり方といいたししょうか、民間すべてが悪いとは申し上げませんが、土地を売ればいいというような、もうければいいというふうな言い方は悪いですけども、そのような開発になりがちになる可能性もあります。

現在、住宅開発に関してはいろんな意見がございまして、当然、三川町の人口を増やすためには役に立つ住宅開発になると思えますけれども、反対の面でいいますと、空き家があって、実際上は、スポンジ化というふうな言い方しておりますけれども、都市部でもそのような格好で、空き家があって、片方で新しい住宅団地がどんどんできていくというふうな、そういう非常に矛盾した、将来的に不安な面が多々増えてくるような、そういう開発が問題視されている状況でもあります。敢えて、三川町がこのたび、100戸までいきませんが、100戸近い、100区画くらいの開発を計画したという、その大きな意図についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） この開発の狙いとするところですけども、この部分につきましては、三川町の総合戦略もそうですけれども、総合計画含めて、人口減少の昨今において、とにかく定住人口、移住・定住を図って若者の流出を防止するというような部分で、これまで本町が特に住宅の部分充実させていこうと。

その中で、桜木の部分については、三川町の役場庁舎と桜木の既存の区域の間に、前からそのエリアの開発の部分は計画ございましたけれども、本町の住宅需要、そういった部分でも、民間、先程話ありました横山の開発、ございますけれども、町としてエリアとして、桜木の最近の部分でいきますと、特に押切小学校の児童生徒の最近の減少という部分もございまして、本町のそれぞれの小学校のエリアで均衡ある発展を図るといううえで、桜木の方に子育て交流拠点施設を持っていく際に、いろいろな場所の選定等あったわけですけども、そういった場所の選定を含めて、こちらの方に全町の子育て地域交流施設をもって、その周辺を若者含めた居住環境を整備するという、特にMターン戦略の中でのそういった若者定住人口、それから移住人口の増加を図るという施策のもとで、桜木の区域に拠点的に住宅開発、交流拠点施設を作るということで、桜木の方に進んできた経過がございまして。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 均衡ある発展ということで、そういう押切地区のためにという話もございましたけれども、実際上、横山地区を見ますと、周辺の市町村から移ってくる方が多くて、住宅開発業者を担当した人に少し聞いたことがありますけれども、三川で住宅開発をすると、鶴岡市の業者ですが、鶴岡市の方から文句を言われるというような話もありまして、結局、今いる定住人口の奪い合いになって、たまたま三川町は地理的に条件がいいものです。

から、価格も安いのだと思いますが、子育ての支援も含めまして、人口が集まってくる。それはあながち悪いことではないかと思いますが、ただ、そういう意味では、今ある庄内の人口を奪い合うというような感じではなくて、もう一つ、一步進んで、県外とか都会から人が呼べるような、そういうような考え方も入れるべきではないかと私は思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木の住環境の整備の部分でありますけれども、こちらにつきましては、確かにこれまでの開発の部分で、庄内の中での同じエリアの中からの人口の移動という部分は、確かにそういった側面は見られるかと思えます。総合戦略のときのアンケートをそれぞれ若者、一般の方、年代層に行っておりますけれども、本町については、確かに比率からいきますと、庄内の中の鶴岡・酒田等からの流入、転入の部分が確かに多いという実際の数字は出てございます。

県外では、東京、県の部分から最近の移住・定住の調査を毎月行っておりますけれども、少ない人数ではありますが、横山のエリア、それから、今は神花ニュータウンの分譲は終わりましたけれども、そういった部分での県内からの流出の部分で、これは空き家の方に入ってくる部分もございまして、それ以外の部分でも、子育て支援の調査結果、アンケートを見ますと、やはり子育て環境とか住環境の部分等で、買い物の利便性、そういった部分を総合的に考えて三川町を選んだという県外の移住者の声もございまして、今回の桜木についても、先程ありました若者を中心とした区割りを考えておりますけれども、バリアフリー含めた、多様な年代の方から来ていただけるような子育て交流拠点施設、それを核として住環境の整備を図っていきたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 都会からの移住者をどのようにして増やすかという話はございましたが、一つの考え方として、今ふるさと応援基金等もありまして、三川町にだいぶ寄附をいただいている、農産物を送ったりする関係ができてきているということも含めたり、あと、横浜との関係も、浦島小学校の皆さんも今来ておられますけれども、そのような都会との関係も深まっているわけですので、これは新しい言葉かどうか分かりませんが、農村関係人口というふうにして、いろんな関係を都会と持っていくと。必ずしもすぐ移住するということにはなりませんけれども、物を送ったり、たまに来てみたり、体験農業してみたりというようないろんな関係が必要だというような、関係人口の増加というふうな、一つ農村開発については言われておりますけれども、それと関係させまして、都市部の方に今言った住宅がありますと。景観もいいし、地理的な面も危険性も少ないというふうな宣伝文句はたくさんできると思うんですけれども、そういう意味の都会に訴えかけるような開発はできないものかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程も宮野課長の答弁にありましたように、国が地方創生というふうなことで、本町でもMターン戦略で将来の人口ビジョンを示しているわけでありまして。

この中において、最近、どの自治体でも事業等で取り組まれている中に、地域おこし協力隊というような人材を受け入れ、移住・定住を図っている自治体が多くあります。この中における地域おこしというのはどういう分野かというようなことになると、やはり今の課題、介護での町おこし、地域おこし、あるいは経済産業の分野での地域おこし、さらには教育、そういったような地域おこしを、それぞれの地域おこし協力隊の方々のいろいろなアイデアを求めているというようなところであります。

本町の場合、おかげさまで3地区の教育環境整備、さらには子育て支援というようなことから、私は町がある面における地域おこしは教育ではなかったのかというふうに思います。

そういった面における今の現状からいたしますと、やはり地区ごとの子どもの人数というものもかなり差が出てきているというような状況にあります。しかも、本町においては、町内にあるアパート、このアパートという、世帯という部分からしますと、空き家、空き室がないというような状況であります。かつては、若者世代は、所得が低い段階においてはアパートで家賃を支払いながら生活をして、いずれは自分の家を持ちたいというようなことで、本町でも町営住宅等での生活支援というようなことを行ってきたわけではありますが、近年であれば、月々の家賃を支払うのであれば、自分の住宅を建築、建設できるというような今のハウスメーカーの様々な販売戦略によりまして、住宅地開発あるいは個人の持ち家というか、そういった分譲が進んでいるというような状況にあるというふうに思っております。

こういうことからすれば、本町における地域交流子育て支援というのは、今の若い子育ての母親あるいは保護者の方からのいろいろな要望を受け、今回、地域おこし交流センターの事業に取り組むというようなことであります。

現状においても、本町のこの地域交流子育て支援施設を核としたということが、住宅環境を整備するうえにおいても、非常に民間の不動産、あるいはハウスメーカー等が関心を示していただいているというような部分もございます。現状の中においては、酒田市でも100区画、鶴岡市の茅原の開発地域の中においても120区画ぐらいの住宅地開発が進んでいるところでもあります。

そういったことからしますと、今の若者世代あるいは町外からの流入、移住ということから考えても、十分その受け皿としていかなければならない、いけるといような、そういった認識のもとで、これからも町として「教育の町三川」ということをどんどん発信することからも、何とか開発資本も含めて、当然議会にも説明をさせていただきながら、これからさらなる人口減少に歯止めをかけるべく施策を講じてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 結果としては、若い人中心の開発、すでに設計できておりますので今さら変更できないということなのかもしれませんが、今言いました都会の年代層、高齢者といいましょうか、退職した人とか、そういう田舎思考の人たちも含めた開発ができるように、70坪前後中心のようですので、あれではやはり狭いのではないかというふうな思いもありますし、もう少し幅広い年代層を受け入れられるようなバリエーションのある区画にし

て、その辺の住環境も含めまして考えていった方がいいのではないかと。単なる区画を一つの住宅地として埋めてしまうということではなくて、もう少しバリエーションの富んだ、住環境としてバランスがとれた開発をもう一度検討なされてはどうかと。

これは民間開発がすべて悪いとは申しませんが、今のままでいきますと、こう言うのはなんですが、横山の城下地区について見ますと、本当に同じような住宅が同じ大きさと同じ向きで並んでいるという、少し魅力に欠ける町並みになっているなというふうに私は思うんですけれども、その辺はひとつ、もう一度考える余地はないかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木の住環境の整備につきましては、昨年度、基本計画の策定ということで、あくまでも今回の住環境を整備する基本的な部分を計画したところでございます。今年度は、それに基づいて基本設計ということで、基本的な条件、道路、水路、それから公園的な緑地、そういった部分を子育て交流拠点施設の整備と併せて進めていくという予定にしております。

その中では、当然、民間の開発を誘導するということが今は考えておるわけですが、今芳賀議員言われた、多様な年代が住まいできるような住環境の整備、そういったものについては、現時点では、住環境の整備の基本計画の中で、今後いろいろなご意見を踏まえて、現在の区画の中でも少し大きい部分をとれるような部分を役場等の近くのエリアの方にもその辺の公共的なもの、区画、今後の整備の内容で区画を自由に設定できるように考えておりますし、区画の標準的な部分についても、今後、基本設計の中である程度、道排水路の計画に合わせて、十分そういった部分についてもご意見を踏まえて計画してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 分かりました。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

もう一つ、今の関連で、自治組織との関連を質問させていただきまして回答いただきましたが、横山地区の自治組織との関連で申し上げますと、旧来の上中下の集落、町内会に帰属するというような格好で自治組織に組み入れておるわけですけれども、各町内会とも、かなり自治組織としてどういうふうに扱ったらいいか苦労している状況が見えます。子どもたちがいっぱい増えたのはいいんですけども公民館に入らないとか、町内会費が集まらないとか。

そのような関係は好ましい感じではないので、将来的に町内会組織がうまく成り立たなくなるというふうなことになる行政的にも非常に困ることになるので、本当であれば、新しい住宅敷地については集落として自立してほしいというような思いを持っている旧来の町内会の方も多いようですので、今回の桜木について今お伺いしましたところ、周辺の町内会との関係性を深く持っていくという話でありまして、今、周辺といいますと、対馬と三本木と袖東、その辺のところになると思うんですけれども、そういう意味では、自治組織としてどうするかというふうな方向性について、この住宅開発する面で、周辺の町内会との話し合いというのはあったかどうか、お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） この住環境の整備につきましては、前に用地測量等、基本的な測量を行う前段に、地元説明ということで、桜木町内会、それと三本木町内会を、今回のエリアが主に桜木の方がほぼ9割以上でしたので、桜木町内会の住民の方、それと土地の所有者、三本木の住民の方を対象にご案内させていただいて、測量等を行う際の説明会をさせていただきます。

そういった中で、今言われました町内会の帰属等、そういった部分もどう考えていますかということでお話がありまして、現時点では桜木町内会にお願いをしたいというような旨でそのときお話をさせていただいたところですし、今後についても、桜木の町内会、一部区域としては三本木の部分でございますけれども、既存の町内会の方に迎えていただくように開発したい、そういった部分が決まった際は、十分開発段階から町内会の方に入る、そういった部分を開発の際のPRにさせていただいて、町内会との関係が良好になるよう、町の方のいろいろな制度もご説明しながら、スムーズな町内会への加入になるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 戸数が97戸ということで、全部埋まった場合の話ですが、これから変わる可能性はもちろんありますけれども、その戸数を、いきなりではございませんけれども、桜木町で果たして本当に受け持てるのかといいたいまいしょうか、自分たちよりも何倍もある戸数を抱えるということ、世帯を抱えるわけですので、非常に不安な面があります。

私は、できれば一つの町内会が成り立つような段取りといいたいまいしょうか、そういう検討をつけながら何とか住宅開発することができないか。今、桜木町には公民館もございませんし、例えば中核となる公民館用地を事前に確保しておくとか、公園用地はございますけれども、そういう自治体としての自立を目指していけるようなそういう仕組みを事前に作っていくような工面をしたらどうかというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 集落の自治組織を運営するうえでの公民館的機能の確保ということでございます。桜木の部分、現在、既存の町内会の戸数と新しく約100に近い戸数というふうになった場合、百四、五十というような戸数になるわけですがけれども、公民館的な機能の部分については、現在桜木の町内会の方に、緑地というふうな形ではございますけれども、工業団地との間に畑になっている部分とか、今後緑地の部分、そういった部分を活用も考えながら、場所的な部分で、中心的な集まりやすい場所等にそういった用地、緑地とかそういった部分の中で公的な部分を準備しながら、今後、公民館的な部分についてはコミュニティ助成等いろいろな部分で考えていかなければならないというふうに思っていますし、場所的なものについては地元の方とも今後話を進めながら、今回の計画の中でそういった部分の位置についても今後見通した中で計画を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 自立した組織化ということは検討なさっていないようなのですが、

そこも含めまして、本当に夢のある住宅地域ができ上がりますように、住んでよかったと思えるような、そういう開発をぜひしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りますが、再質問いたしますが、消防団員協力制度についてですが、現在62名というふうなことがございましたけれども、実際協力員になっている方に伺いますと、証明書とヘルメット、手袋はいただいておりますが、実際現場に出ていっても、夜なんかだとヘルメットだけでは分かりませんし、誰が誰だか分からなくて協力員としての活動が非常にしづらい、そういうふうな話がございまして、何とか装備について考えてもらえないかというふうな要望を受けました。いろいろ周辺の市町村、鶴岡と酒田ですけれども、状況を見ますと、これに夜行性のベストが付け加わっていたり、長靴というのもありました。

そういう意味では、まず一つは、装備としては、より明確に消防団関係者だということが分かるような、そういう装備が必要だというふうに思います。

もう一つ、出動した場合の事故等の関係もございまして、その場合の災害補償というのはどうなっているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 2点の質問がございました。

まず最初に、2点目の活動時の補償の内容でございまして、これにつきましては、山形県消防補償等組合補償条例に基づきまして、この消防作業に従事した者として扱い補償するという形になっております。活動協力員が死亡、負傷、もしくは疾病、障害の状態になった場合について対象となるものでございます。

1点目の装備の関係でございまして、平成24年にこの組織を立ち上げまして、立ち上げる際にも、どのような装備が必要なのかという議論がなされたところでございます。その結果として、現在の登録証とヘルメット、手袋をそれぞれ貸与しているわけでございますけれども、確かに鶴岡市あたりでもベストの貸与を行っているようでございます。

これについて、先程町長の答弁の中でもありまして、どのような服装装備が適切なのかという議論が必要なのかと思います。立ち上げの際には議論したわけでございます。今回、私も活動協力員の方と先般会う機会がありまして、その話をしたところでございまして、手袋はテプラ樹脂が入っていて非常に丈夫で、こんな丈夫なものはいらぬぐらいのものを貸与されているという話がございました。では、ベストはどうなのかという話もしたのですが、それは、あればあるに越したことはないであろうと。ただ、実際に屋外で作業していたときに、家にそれをとりに戻って着ることがあるのだろうかというふうな話がありました。

一方で、そういったベストをいただくことで、玄関にそれを下げておくことで、活動協力員になっている、手伝っていることをPRできるというふうな話もございました。そういった観点でのその必要性については、先程町長申し上げましたとおり、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） ぜひ検討するべきと申し上げたいと思います。

それと関連してですが、活動協力員の出動基準といいたいまいしょうか、仕事の内容等を明文化された、どういう仕事をするかというふうな、そういう規定といいたいまいしょうか、それはございますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） この活動協力員の内容につきましては、先程申し上げたとおり、毎年消防団活動協力員の推薦のお願いをしております、町内会長の方にも活動内容の方をお知らせしながら募っているところでございます。さらに、協力員に対しましてもその状況を説明いたしまして、先程答弁の中にもありまして、消防団員の消火活動あるいは救助活動あるいは避難の誘導、そういったものをお手伝いするという形になっております。

ただし、この制度そのものが、日中、団員が不在な時間が多いがために、その時間を手助けするという観点がございますので、初期消火活動、消火栓を使った消火とか、そういったものについても可能であるという位置付けにしております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 概要としては、説明といいたいまいしょうか、決まりがあるというふうには今理解いたしました、ちなみに、酒田市はかなり明文化といいたいまいしょうか、限定した規則といいたいまいしょうか、これを持っておりまして、消防自動車や小型ポンプでの消火活動、「1.原則として、消防自動車等の運転及び第1放水員は避けること。」、要するに、消防団員との違いを明確にしているわけです。「屋内に進入しての防ぎょ活動は避けること。」、「ホース延長及び放水時の補助的役割」というふうにして、一応制限をしながらその違いを明らかにしているというふうには酒田市の場合は見受けましたが、その辺は今後どのような格好で動いていかれますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程申し上げましたとおり、活動協力員に対しましては、活動内容を、原則として、消防団員の活動の支援だということでお願いをしております。不在のときは、消火、救助、救出、避難誘導を実施し、ポンプ運用も可能ですが、消防団員が駆けつけたときは後方支援に回ってくださいますというふうなお話をしております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） もう一つ違いを明確にした方が動きやすいのではないかとというふうな印象をお見受けしました。消防団員、自治消防で活躍している若い人たち、たくさん頑張っておられますけれども、日中、皆、勤めておりますので、なかなか日中の火災等については出動できない面があって、常備消防に依拠せざるを得ない、それは当然ですけれども、その中で、OBの方を中心にした活動協力員については、うまく機能していただければ本当に防災上の力になっていくと思いますので、装備も含めた、いろんな機転も含めたこれからの活躍をしていただけるような制度補償をぜひご期待申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 1時58分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

○議長（小林茂吉議員） 次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

1. 三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について	1. 人口減少の流れの中、“定住”“還流”を視野に入れた子育てを促進する事が重要と考えますが、長期的な展望を伺います。
	2. 移住促進について、町をPRする専門的な部署若しくは組織を作り、文化や産業を含めた交流に積極的に取り組むべきと考えますが、今後の方針を伺います。
	3. シニア世代にもっと魅力あるまちづくりについて、シニア世代が更に健康で生き生き活動する為に、広く開かれた社交の場や機会が必要と思いますが、今後の取組を伺います。
2. 地域に関わる情報の共有について	1. 災害時や防犯啓蒙、イベント周知等で発せられる、防災行政無線や広報車の情報は聞き逃したり不正確に情報が伝わってしまう場合があると感じます。広く正確に流布させるために、上記と合わせてメールでの配信が有効だと思いますが、町の考えを伺います。
	2. 消防活動について、火災時、正確な火元の特定が困難な場合や出動命令が下されたか確認できない場合があります。より正確かつ迅速に活動する為には、地図アプリ等を活用するか、オリジナルでアプリを作成し、火元の特定、周知、更には周辺の水利情報を提供するなどの取組が重要と考えますが、町の考えを伺います。
3. 行政への住民参加促進について	1. より多くの町民より行政への関心を持ってもらい、広く意見を聞く取組が必要と考えますが、町の方針を伺います。

私にとっての初めての一般質問となります。これからの三川にとってより良い提言になることを心がけていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成29年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

一つ目、人口減少の流れの中、定住、還流を視野に入れた子育てを促進することが重要と考えますが、長期的な展望を伺います。

二つ目に、移住促進について、町をPRする専門的な部署もしくは組織を作り、文化や産業を含めた交流に積極的に取り組むべきと考えますが、今後の方針を伺います。

三つ目に、シニア世代にもっと魅力あるまちづくりについて、シニア世代がさらに健康で生き生き活動するために、広く開かれた社交の場や機会が必要と思いますが、今後の取り組みを伺います。

次に、地域に関わる情報の共有について。

一つ目に、災害時や防犯啓蒙、イベント周知等で発せられる防災行政無線や広報車の情報は、聞き逃したり不正確に情報が伝わってしまう場合があります。広く正確に流布させるために、上記と併せてメールでの配信が有効だと思いますが、町の考えを伺います。

二つ目に、消防活動について、火災時、正確な火元の特定が困難な場合や出動命令が下されたか確認できない場合があります。より正確かつ迅速に活動するためには、地図アプリ等を活用するか、オリジナルでアプリを作成し、火元の特定、周知、さらには周辺の水利情報を提供するなどの取り組みが重要と考えますが、町の考えを伺います。

最後に、行政への住民参加促進についてです。

より多くの町民より行政への関心を持ってもらい、広く意見を聞く取り組みが必要と考えますが、町の方針を伺います。以上であります。よろしく願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

初めに、三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

1点目の移住などを視野に入れた子育ての促進に関するご質問ですが、本町におきましては、若い世代を中心として、安心して子育てできる優しさ溢れる環境の創出等を盛り込んだ総合戦略を平成27年10月に策定し、各種施策を展開しているところであります。

その主なものといたしましては、「出産祝金事業」や中学生までの医療費自己負担分の全額助成、幼稚園基本保育料の無料化などがあり、県内でもトップクラスの子育て支援策を展開できているものと考えているところであります。

さらには、優良企業の誘致等による若い世代の安定した雇用の創出を図るとともに、若者定着奨学金返還支援事業による若者の県内回帰や定着などに取り組んでいるところであり、今後とも、子育て世代や若者の移住・定住が促進するよう支援してまいりたいと考えております。

2点目の交流による移住促進に関するご質問ですが、本町の交流拠点施設であるいろり火の里施設におきましては、施設の充実と併せ、そのPRに努め、これまでも菜の花まつりや納涼祭、あったか冬まつり、グラウンドゴルフ等スポーツを通しての交流、さらに、各種展示会や研修会等の受け入れなど、交流人口の拡大に積極的に取り組んでいるところであります。

さらに、本町では、望郷みかわ会や産直出前便、浦島小学校の農業体験や農業組織による消費者団体との交流など広範な事業について、関係課の連携を図りながらも所管課において実施しているところであり、専門部署や組織の創設などについては、現時点では考えていないところでもあります。

次に、シニア世代の社交の場に関するご質問ですが、シニア世代の方々が住み慣れた地域の中で生きがいをもって安心して暮らし続けることができ、さらに一人ひとりが積極的に健康づくりや趣味活動等に取り組めるよう、各種団体や老人クラブ、シルバー人材センター等の活動の支援に努めているところでもあります。

具体的には、社会福祉協議会や介護保険事業者に委託して行っている筋力低下や認知機能低下を防ぐ各種教室、地域でのサロン事業、さらに、生涯学習の一環として教育委員会が開催しております町民講座や俳句、短歌教室、ゲートボールやグラウンドゴルフなど、広範囲にわたる活発な活動が行われているものと認識しているところでもあります。

今後とも、シニア世代の方々が健康で生き生きと活動できるよう、関係機関や団体、ボランティア、さらに地域の方々との連携を図りながら、社交の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時の情報共有に関するご質問で、1点目の防災行政無線や広報車等でお知らせしている内容を住民の携帯電話等にメール配信できないかとのことですが、技術的な面だけに限って申し上げれば可能なことであると考えます。

実例といたしまして、大きな都市部では、災害情報や気象情報、生活安全情報、イベント情報などを、希望する住民にメール配信するシステムを構築している例もあります。

しかしながら、今後、本町において住民すべてを対象とした防災あるいは町政に関するメールを配信するとした場合、個々人それぞれが必要とする情報、あるいはその情報の重要性の捉え方も人それぞれであることから、情報発信の取捨選択が必要となります。

また、メール配信を行うコンテンツの数によっては、システムの構築あるいはかかわる人員体制も大きく異なることから、本町における住民向けのメール配信については慎重に検討していく必要があるものと考えております。

2点目の消防活動に関する情報提供の方法についてのご質問ですが、この4月から消防団班長以上幹部全員の携帯電話に、鶴岡市消防本部からの火災情報が直接メール配信されております。

このメール配信においては、火災発生に関する情報を配信しておりますが、個人情報保護の観点から、火元情報についてはおおよその地点をお知らせしているものであり、場所の特定や個人を特定できる情報は配信していない状況にあります。

こうしたことから、地図アプリを利用した情報の提供については大きな課題があることに加え、常備消防の機能を鶴岡市に委託している本町としては、これらのことに関する単独での取り組みは難しいものと考えております。

次に、行政への住民参加の促進に関するご質問ですが、広く町民の意見を聞く取り組みにつきましては、「協働のまちづくり」を進めるうえで、何より重要なことと認識いたし

ているところであります。

本町におきましては、広報公聴活動としての「町長と語る会」等を開催し、住民ニーズの把握とともに、町民の声がまちづくりに反映されるよう努めているところであります。

また、各種計画の策定におきましては、その策定過程において、審議会や委員会等を開催するとともに、町民の意見や提案を計画に反映させるパブリックコメントを実施し、広く町民の意見等をお聞きしているところでもあります。

今後とも、町のホームページによる情報提供なども含め、広報公聴活動の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、再質問させていただきます。

一つ目のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてですけれども、やはり人口減少というのはどうしても全国的に食い止められない流れだというふうに思われます。

本町におかれましても、桜木地区開発で若い世代をターゲットにして人を取り込むということで総合計画の方を立てているということでしたけれども、果たして、産み育てるだけでなく定住、定着してもらおうということが、そういう地域にならなければならないのではないかとこのように思いますけれども、若い世代をターゲットにした後のことを町としてはどう考えているのか。具体的に言いますと、子育て世代が子育てを終わってしまったらどうなるのかと。その子どもたちが戻ってこられるような地域というのを町としてはどう捉えているのかというところを一点お聞きしたいです。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 若い世代の取り込みということで、子育てをある程度終えた世代、そういった部分の取り込みということでございました。

若い世代の取り込みについては、今佐久間議員言われたとおりでございますけれども、若い世代の取り込み、子育ての終わった部分含めて、これは本町外からの取り込みもそうありますけれども、世代の取り込みについては、現在、子育ての部分は力を入れているいろいろな部分、しておりますけれども、定住に繋がるような取り組みということにつきましては、子育てが終わった後の定住促進という部分であれば、例えばいろいろな地域との交流、現在は関係課いろいろな部分のいろり火での活動、それから、それぞれの世代間交流の部分では、地域との農業体験等の交流も行っているわけですが、若者世代が今後その地域にさらに住んでいただくための魅力について、現在の、例えば住宅の住まいの部分での支援を含めて、今後の住宅団地での開発の部分ではなかなか難しい部分がございますけれども、各事業、農業の部分であれば、就業の部分含めて、均衡の、現在開発しております桜木の拡張を含めた、そういった部分の就業についても力を入れていきたいということで、現在、企業誘致の方にも力を入れて、新たな企業が進出するところがございますし、さらには、既存の事業所の拡大ということで、今ある工場を拡張している部分もございます。

そういった就業の場の部分についても、より、これまで以上に若者世代、これは子育て終わった世代も含めてそういった方を取り込みたいという企業もございますので、いろいろな

就業機会の確保等についても努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいま、就業等で考えていくという答弁でしたけれども、果たして、今の子育て世代が子育てし終わった後に、子どもたちが帰ってこなければただの空き家問題になってしまうのではないかという心配さえあります。その中で、やはり町としては、ここでは還流というふうに言わせてもらいましたが、簡単に、帰還、回帰と。回帰を考えていかなければならないのではないかというふうに思います。

そこで私は、確かに就業の場や賃金もあり、雇用対策も重要ですが、将来、外国人労働者の流入問題や国内産業の海外流出の危険性を考えれば、将来、日本というのはやはり仕事を自ら創出していかなければならないというふうに思います。自ら仕事を創っていく、そういう人材を育成すべきだというふうに思いますけれども、当局の考えはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 自ら企業を支援するという部分でございますけれども、現在、中央等に若い世代が一度就学もしくは就職して帰ってくるための一つの事業として、先程町長の答弁にもありましたとおり、若者が帰ってきやすいように、例えば奨学金であれば、その返還の支援、免除、回帰返還事業、そういった部分、それから、これは庄内全域で今現在取り組んでおりますけれども、コワーキングスペースということで新たに起業しやすい、これは三川町単独ということではございませんけれども、庄内南部、庄内北部それぞれ連携しながら、起業する際のスペースの部分、空き店舗なりそういった部分を活用して、起業する際に安くお貸しする。そういった部分を広域で連携してやろうということで、しているところでございます。

さらには、移住・定住を進めるという部分で、これも庄内一丸となってやるということで来月も予定しておりますけれども、移住促進ということで中央の方へ行きまして、山形、庄内の方に帰っていただくための移住促進のPR、それぞれの市町村のPRを行う事業を、昨年度から本町も東京の方に出向いて、移住、定住、還流に繋がるような町のPRもしながら事業の展開を行っておりますし、今後そういった部分についても力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程、仕事を自ら創出できるような人材育成が大事ではないかというふうに発言させていただきましたけれども、私個人の考えといたしましては、やはり仕事を創るためにもいろんな刺激を小さい頃から子どもたちに与えるべきであると。それは、回帰するためには、少しでも三川町の資源が子どもたちの心の中に入っていないとできないものだと思います。

すべてが帰って来てほしいというわけではないですけれども、少しのヒントでも与えることができれば、自ら仕事を創れるような人材を作れるのではないか、育成できるのではないかと。そこに三川町のエッセンスを入れることができれば、三川で仕事を創ることができる

きっかけを与えることができるのではないかとというふうに思います。

例えば、小さい頃から三川の産業や資源を伝えて、いろんな体験や刺激を与えてあげることが重要ではないかと。例えば、子ども起業塾のように、三川の資源を材料に何か仕事を創ってみないかという問いかけをしてみるのも一つではないかというふうに思います。

最新の総務省の統計局経済センサスによると、三川は全産業で 480 ヲ所の事業所、5,000 人余りが従事しているということであります。三川町のホームページにも、事業所案内ということで、昨日確認したところ、69 社ほど登録されております。そういった会社からも協力を得ながら、できれば産業資源の部分で、子どもたちに三川というのはこういう産業でこういう仕事をしている人たちがいるんだということを教え込んでいくことが、今後の三川町の回帰の起爆剤になるのではないかとというふうに思いますけれども、当局の考えをお伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 先程、三川の事業所、480 ヲ所ほどあって、いろんな業種があるわけですが、そういった部分について、小さいうちから子どもたちに教えて、将来地元の方に帰ってくる、そういった心に残るような教育が必要ではないかということでございました。

そういった部分については、現在、教育委員会の方でも、学校のいろいろな総合学習とかそういった部分でも、企業の訪問、それから、例えば水道の仕組みとか電気とかいろんな部分はどういうふうに作られてくるか、町内にはこういった、個別の会社まで全部ある程度、大きい会社中心ではないかというふうに思いますけれども、公的な施設を中心にして、三川町はこういうところで、こういう仕事、産業が盛んですというような部分は、総合学習含めて、小学校のうちから地元を知るという活動は特に最近必要になってきて、教育委員会でも実施されているのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） ただいまの企業ということですが、できれば企業の方々にも、逆の立場から見たら、子どもたちのとんでもない発想を企業が得られると思っていただけるような取り組みにできないのかというふうに思います。子どもたちだけが享受されるわけではなくて、三川の産業そのもの自体がいろんな角度から意見を聞けるような場であればいいかなというふうに思いますし、できればこの問題は庄内全体で考えた方が良くはないかというふうに提案申し上げます。

次に、移住促進についてであります。先程の説明にもありましたけれども、酒田で 100 戸、鶴岡で 120 戸ほどの住宅開発が進んでいるという中で、三川でも 100 件ほどの桜木地区の住環境ということで計画しておりますけれども、この庄内の中でそれだけの住宅開発をして、三川に流入できるような方策をどう考えているのかというところをお伺いしたいです。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 庄内の中で鶴岡、酒田それぞれ 100 区画ほどの開発を民間含めてやっていると。三川町でも今後 100 区画近い住宅の開発ということで、これは本町に

限らずなんです、空き家の部分ということにも関係があるということですが、確かに住民の人口そのものは、やはり庄内全体、本町はわずかな減少で済んでおりますけれども、核家族化ということで、世帯数はやはり増えているというのがございます。そういった部分で、世帯分離なり、一区画に2世帯住宅なり、同じ敷地にまた住宅を建てるとか、いろんな部分で住宅の戸数は増えているというのは現実としてございます。

そういった中で、本町の桜木地区につきましては、桜木地区以前の民間、それから土地開発公社の開発を含めて、近隣の庄内の中からの移住という部分が多かったわけでありましてけれども、近年は、インターネット、ホームページ等でそれぞれの市町村の、例えば子育て支援の中身とか、そういった部分をホームページですぐ比較できるようなサイトもございます。そういった部分で、移住する際には、子育て世代であればより子育て支援の厚いところを選択する、そういった部分で移住の大きいポイントになるということも現実にあるようですので、本町といたしましては、ホームページはもとより、いろいろな形で情報発信しながら、さらには中央での移住・定住の庄内で行う、そういった全体的な交流促進にかかわるイベントの方にも参加しながら、本町が取り組む子育て、それから定住の住宅環境の整備、そういった優位性をPRして移住・定住に繋げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、移住促進についてでございますけれども、人口統計で見れば、平成27年国勢調査では、庄内全体で5年前よりも1万4,000人以上減少しているという現状であります。三川町におきましては微減にとどまっておりますけれども、やはり近隣からの移住というところを見ると、かなり将来的には厳しい状況になるのではないかと、うふうに思われます。

果たして、どこの部分に焦点を当てて移住してもらってきているのかというところが、庄内の中での取り合いだと、行政のサービスといいますか、いろんな補助とかそういう部分で安売りにっていくのではないかと、それが止まらなくなってしまうのではないかと、この懸念がありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 現在、本町に移住される方へのアンケート、移住者の方へのアンケートということで実施しておりますけれども、そういった部分を見ますと、確かに本町の子育て支援の厚さ、先程町長の答弁にあった幼稚園基本保育料の無料化とか出産祝金、それと医療費の部分、それから住宅環境を含めた民間、土地開発公社による住環境の部分についても、近隣の市に比べて安い価格で購入できるという部分、それと、やはり大きいのは、西部地区の大規模商業施設が近くにあって買い物が便利という部分が声としては大きくあるようでございます。

そういった本町の地理的交通環境、商業的な集積、そういった部分と近隣の部分の、これまでの庄内の中からの移住というのは、当然今後もその部分はある程度考えて目指していく必要があると思っておりますけれども、町外、県外の部分についても、先程言われた移住・定住

に向けて、山形として、庄内として、東京の方でのイベントを含めて情報を発信して、県外からの移住についても、本町の良さをPRする手法を含めて情報発信していきたいというふうに考えておりますし、これは農業体験、移住・定住のみならず、関係課が一丸となっているいろいろな情報を発信して本町への移住に繋げてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 移住・定住ということで、庄内からという考えがだいぶ強いのかなど。首都圏においてもそういう活動をしているということでしたけれども、私は、専門的にそういうPRをする組織、他の自治体では公社を作ってやっているところもあるというふうに聞きます。やはりそういうところに専門的にやらないと、配置換えだとか何だとかという問題も出てきますけれども、やはり継続的にPRする舞台を作っていくべきではないかというふうに思います。

昨日、浦島小学校の児童が来ましたが、やはりそういう体験というのが都市部との交流という意味では三川町にとってすごい財産になっているというふうに思います。小学生のときから田植え体験であったり、いろんな田舎の風土を感じてもらおうような体験をしている中で、その子どもたちが三川に住むかといったら、また一つハードルが別のところにあるとは思いますが、そういう交流、文化の交流などが必要であって、そこを専門的に、浦島小学校だけではなくて他のところにも広げていくべきだというふうに思いますが、その考えはありますか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 移住交流含めて、浦島小学校の農業体験、こういった部分をもっと拡充していく考えはあるかということでございます。

現時点では、現在ある望郷みかわ会による会員との交流もございますし、産直出前便による民間での交流、浦島小学校も含めてでありますけれども、そういった農業体験による小さい頃からの三川の良さを知ってもらうという、大変これまでも歴史のある、本町にとってありがたい交流もございますので、そういった部分をまずは継続してこれからも繋げていけるように支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございますし、現時点では、そういった組織を今後とも充実、支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） その交流の部分でいいますと、やはり浦島小学校に関しては18年間もの間交流しているということで、親御さんが懇親会の場に来ていろいろ小学校時代の話をしたりしてくれます。親御さんが三川に来て、久しぶりに遊びに行きたいということで、個人的に遊びに来てくれる方もおります。そういう活動をしていくと、人との交流が広がっていくのではないかというふうに思います。

そこで、親世代との交流が広がってきているということは、そういった地域の人たち、都市部の人たちを気軽に受け入れられるような設備、設備まではいかないですけれども、整備をするべきではないかというふうに思います。例えば、空き家を利用した共同オーナーのよ

うに週末だけ来るとか、そういうような横浜市の家だったり、そういう位置付けというか、そういうものはできないものかどうかをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 親世代の部分を本町に迎えるような、空き家等を活用した共同オーナー制度はできないかということでございました。

空き家については、昨年度、空き家の実態調査を行って、本町の空き家の中で活用できる部分、それと危険な空き家ということで分類しながら、現在、活用できるものについては、本人のご意向を確認しながら、空き家バンクというような形で登録していただくなりしているところでございます。

しかしながら、本町の空き家の部分は、今後さらに積極的にその制度についてPRする必要があるかと思っておりますけれども、なかなか実際に所有者の方に確認してみますと、他の人に貸し出すことに抵抗があるなり、そういった方が本町の空き家の利活用可能な部分については多かったように思います。財産をそのまま持っている、固定資産税等、そういった部分も相当かかりますので、活用できないかということで、電話連絡等を行いながら確認はしておりますけれども、利用可能な部分について、一つの活用として、そういったオーナー制度について、今後活用が可能なのか、そういった部分については、今後いろいろな情報をとりながら確認をしてまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この移住促進につきましては、まず公社等も含めた取り組みの方に向かうべきではないかと思っておりますので、ぜひその辺も検討していただければありがたいというふうに思います。

次に、シニア世代の件でございます。やはり長く健康に三川町に暮らしてもらうために、健康寿命を延ばすことが重要だというふうに思います。子育て問題であったり働き手の問題というのも取り上げられますけれども、やはり最後に三川に住んで良かったと思ってもらえるような取り組みをしていくべきだというふうに思っておりまして、先程も共同事業提案制度の話もありましたけれども、私は、町内でも、地域間交流であったり人との出会い、人と人との交流をすることによって健康維持が図れるのではないかと思います。

先程のお話の中にもありましたけれども、各種教室であったりサロンの方を設置してあるということで情報もだいぶ流れてきておりますけれども、教室であったりすると、何かに特化したような部分でしか人が集まれないのかなど。それはそれで重要なことだと思いますけれども、もっと気軽に、かつ、もっと積極的に参加できるような方針はないかというふうに思ったときに、やはり何かにテーマを絞らずに、半強制的に参加できるような、社交会であったり、そういうところを開けないのかなど。例えば、町内会同士だと年何回も会っているから会わなくてもいいけれども、他の集落の人たちと、全然話したこともないような人と話してみたいとか、そういう方もいらっしゃるということで、そういう考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 高齢者の方々の交流の場ということについてのご質問にお答えさせていただきます。

シニア世代の方々、私のイメージでは高齢者の方々というイメージを浮かべているところでもありますけれども、いろいろな教室は開催しておりますし、老人クラブ活動だとか、あと、地域でのサロンというようなところもあります。

一定の目的を持った教室とかということではなく、もっと気軽に足を運べる場というようなところで私が思い浮かぶのは、例えば社会福祉センターを会場に月2回なんですけれども、さわやかサロンということで、コーヒーを提供するというような事業もあります。そういう気軽に今日行ってみようかと思えるような場というところが、これからもっと広めていくことができると思っているところもありますし、また、社会福祉協議会でやっている町内会のサロン事業でも、町内会を超えて福祉センターに四つか五つくらいのサロン実施のところから集まっていたいて交流事業というのをやっているんですが、そうしますと、普段お会いすることができない、例えば同級生と久しぶりに会ったとか、そういうようなお話も聞くことができますので、基礎的なサロン事業を地域の中に広めていって、それをまた三川町という大きな集まりというか、そういう機会を持っていくというようなところも一つの考え方だと思いますので、これからも継続できるようにしていきたいとは思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまの答弁の中で、さわやかサロンというとても足の運びやすいような事業もしているということでしたけれども、例えばその足の運びやすいような事業をさらに支援していただけないか。具体的に、曜日ではなくでも当番制で、例えば今日はどこどこの集落の人たち、希望者を募って全員バスで迎えに行きますよと。それで、別の集落の人たちも一緒にその日はそこにお迎えに行きますので来てくださいというような、やはりシニアの世代の方々、足も重い、腰も重いということで、なかなか誘い合いでなければ来られないような人たちが多いのかなというふうに思いますので、そこを交通手段の面でサポートしていただけないかと。さわやかなおっしゃいましたけれども、少しアルコールもいただければ活性化するのではないかと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） お酒というようにお言葉が出ましたけれども、例えば老人クラブ連合会では、入っている単位クラブの中で、単位クラブ間同士の交流事業というものもやっておりました。昨年度はまた別の事業ということでやっていなかったんですけども、今年度また復活させようかというようにお話も聞いておりますので、その連合会に入っている老人クラブ同士の交流事業という限られた場にはなっておりますけれども、町のバスでそこに二つの単位老人クラブが交流すると、例えば、相手方の公民館にバスで送って行ってそこでカラオケをしたり、あと、皆さんで懇親の場ということが付き物ですので、そのように楽しく帰ってくるというようなこともやっておりました。

老人クラブ連合会に加入のクラブ数が減ってしまって、その相手方というところでは限ら

れてきているところではありますけれども、そういう事業もやはり必要だということで、今年度またやってみようかというようなお話になっていると聞いております。

また、高齢者の方々の事業を行うにあたっては、本当に足の確保というところは大きな課題だと思っております。今、佐久間議員がおっしゃったように、サロンに出かけるときの足、地域のサロンは町内会の公民館を会場としておりますので、歩いて出かけるところというところで広く進めているところでありまして、合同サロンというところでは、町のバスを使って福祉センターに来ていただくというような形で行っています。社会福祉センターでのさわやかサロンというのは実施してくださっている団体がありますので、その辺については、今、月2回ですけれども、月2回というところを広められたらというような気持ちもありますが、そこにはやはりボランティアをなさってくださる方々の育成というような部分も含まれますので、これからもっといろんな面での考えというか、対策ということを考えていく必要があるかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいま老人クラブ連合会というところで実施しているという声も聞こえましたが、やはり老人クラブ連合会の負担などが多くなってきて離脱している地区が多いのではないかというふうに思われます。

そういう意味で、そういった組織に頼らず広い範囲に呼びかけられるような活動ができないかと思ひまして、質問させていただいた次第であります。できれば、そういった組織を活用するのもいいと思ひますけれども、やはり負担が大きくなり過ぎていますし、離脱しているところが多いと聞きますので、広い範囲ではないのかなという感じがいたします。ですので、負担の面でいったら誰かが負担しなければいけないと思ひますけれども、広く声をかけられるような事業等を検討していただけたらというふうに思ひます。

次に、地域にかかわる情報の共有についてですけれども、まずは防災行政無線の情報をメールでいただけないかという件でございます。

先日、青山でも熊の目撃情報がありました。私もそのときはちょうど田んぼにいて、ハウスに戻ってきたら、何か熊が出たらしいぞというところで町内会の方々に情報をいただきましたので、現場の方を見に行ったら、まったく整然としているというか、人だかりも何もなくて、あれ、本当なのかなと思ひながらも、一回帰っても、やはりまだ情報が、広報車で走っているというような情報をもらったのでまた行ってみると、また人がいないと。熊もいない。

これは、やはり情報というのは正確に一回で伝える方が、何回も防災無線で伝えるのは当然のことですけれども、やはり曖昧な情報になってしまうのではないかというふうに思ひます。そういう情報、熊の情報に関しては、東郷小学校の学校の緊急メールで私には回ってきました。でも、他の人には回って来ていないということです。生徒を持つ親には来て、青山周辺に住んでいる住民には来ないというのはなかなか変な話だというふうに思ひます。

そういう重要な情報は、しっかりメールでもとれるようにするべきだというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 情報の伝達方法についてのご質問でございました。

具体的な例として、先月の青山で熊が目撃されたということで、町の防災行政無線の広報でもお知らせをいたしました。これにつきましては、警察の方も動いてくださいますので、当日は午前中、パトカー8台と消防分署の消防車、そしてさらに町の青色回転灯付きの青パトも出して広報に回ったところがございます。実際に圃場、田んぼで働いている皆さんには直接声をかけて警戒を促したところがございます。実はそれ以降、広報の方はしておりません。というのは、目撃情報が一度だけで、それ以降、全然第2報、第3報がありませんので、新たにお伝えする情報がなかったわけでございます。

一方で、学校の方では、翌日に早朝作業ということで、日曜日に子どもたちと親子の早朝作業、草とりをするというような話がございました。さらには、自転車教室を行うということもございました。そういったことがありましたので、教育委員会を通しまして、小学校の緊急メールを使っていただいて呼びかけをしていただいたところがございます。それは、具体的に行事がある人たちに向けての情報を発信できたわけですので、小学校における緊急メールシステムについては効果があったのかと思います。

一方で、これを町民の皆さんにお知らせするとなったときに、先程の答弁でもありましたが、誰にどんな内容を伝えるのかというような取捨選択が必要になってまいりますので、今、限定的な小学校メールはそういった使い方ができる。それが、町民のすべてに流したときに、東郷地区、赤側を挟んで東側の地域、押切、横山にどのように流すのかという検討が必要になってまいりますので、難しい面がある、課題があるというふうに先程も町長がお答えしたところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程の、取捨選択が必要だということでございますけれども、それは受け取る側で選択するべきだというふうに思います。例えば、先程町長の答弁にもありましたけれども、気象情報等の情報がほしい人はそこに登録すると。ただ、鳥獣害、熊ですけれども、そういう情報がほしい人はそこに登録、事細かにはする必要はないと思いますけれども、受け取る側が選択するべきであって、いらないければいらないというふうな選択もされるべきであると思います。

一斉にメールするといっても、いらない人はいらないという選択も取り入れて、やはり情報というのは、なるべく共有できたり、あと、現場の方に近い人たちにしっかり伝えるということが大事だと思いますので、その方法を広げていただければと思います。

例ですけれども、庄内たがわ農協の方では、管内すべての災害情報であったり猿害であったり、そういう情報がメールで来るようになってきているということでもあります。そういう情報を、やはり興味のある人というか、自分で選択すればいらないものはいらないと思いますので、しっかり選択制で受信できるように何とかしていただけないかというふうに思います。

次の消防のアプリですけれども、やはり有事の際といいますか、火災の際、消防のポンプ車に乗っておりますと、ものすごいサイレンで、場所も1回防災無線で鳴るだけで特定でき

ないので、防災の電話で聞いて大体移動するというのをほとんどの団員の方がやっていると思うんですけども、サイレンがやはり大きいというのと、あと、いろんな準備をしている中で、なかなか正確な火元情報がとれないまま動いてしまうと。大体の方角は分かっているけれども、まず準備でき次第すぐに行くというふうな中で、やはり車内でしっかり火元情報を確認できるような、今地図アプリがありますので、住所を入れれば確かに出ますけれども、説明にありました、班長以上がメールで配信されるということですので、大体そういう地区が分かっているのであれば、その地区だけでもメールでポイントが出るようにとか、地図アプリでポイントが出るようにとか、そういうのができないものかというふうに思います。

そのときに、消防のポンプ車が混み合ってしまうと、なかなか水利がとれないという現状がありますので、できれば水利も火元と同時に、近くに水利がこのぐらいあるというのも表示できたらというふうに思うのですが、鶴岡市の方で主導しているということですので、そこに提言などはする考えはございますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 常備消防の活動につきましては、三川町が鶴岡市の方に委託をして運営していただいているわけでございます。その中で、先程申し上げた、今年の4月から班長以上の幹部に対してはメール配信ができるようになったところでございます。ようやくこの4月から、そういった意味では端緒に就いたわけでございますので、今後それを拡大するための方策というのは、佐久間議員のご提言にもあったような内容があるかと思えます。

ただ、地図アプリは商業ベースで行っているものですので、そこに使うことに著作権の問題もございまして、それを独自に作ろうとした場合については、やはり三川町単独では不可能ですので、佐久間議員もおっしゃっているとおり、今後の展開についてのご提言として捉えさせていただきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ提言として受け止めていただければありがたいと思えます。

最後になりますけれども、より多くの町民より行政へと関心を持ってもらうためにということでもあります。

審議会やパブリックコメント等の手法が広がり、住民参加は進んだように思われます。ホームページにも、町長と語る会ということで、何回も意見交換をしている情報も閲覧できました。

その中で思ったのは、やはり町内会長であったり、充て職の方のメンバーがどうしても多くなってしまうというふうに思いますけれども、メンバーに関して、例えば固定化されていないのかというふうな思いがあります。その辺、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 町長と語る会等の公聴活動でございますけれども、これはメンバーなり対象地域、町内会を固定しているということではございません。これは4月の町内会長会議等でも町長と語る会等も含めてご説明をしているところですし、町長と語る会に

については、女性を対象とした語る会ということで、昨年は7月に三川町公民館で開催しておりますし、町内会の部分についても、毎年開催していただく町内会もごございますけれども、現在はこういった課題があるので来てほしいというような部分で、前は袖東の排水機場が近く整備されるというときは袖東町内会と、そういったそれぞれの町内会が課題として抱えている部分がある場合、それに応じてこちらの方から行くこともございますし、今後とも広く、子育て、特に若い方を中心とした町長と語る会も近年開催しているところでございますので、幅広くそういった部分は呼びかけているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 幅広くということでしたので、私は、無作為抽出による住民参加型のパブリックコメントといいますか、町民委員会のようなものを作ってみたらいかがかというふうに思います。例えばそこでは政策の判定であったり仕分け等をしてもらうわけですが、例えば中学生から高齢な方まで、そこは幅を設けずに無作為でやってみてはいかがかというふうに思います。現に、千葉県富津市ではすでに取り組みされておまして、行政への関心が高まっているという統計もとれております。その辺、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 幅広くということで、中学生なりそういった部分のご意見も審議会で取り入れてはということをございました。

本町におきましては、議会の方で小学校での議会傍聴なり、中学校等の議員の方と語る会と、幅広くいろんな形で小学生、中学生等、幅広い年代のそういった意見交換の場を設けておりますので、町としても、今佐久間議員が言われた幅広い年代の部分についても、いろんな手法について、町としても開催、手法、日時等についても、どういった方法がいいか、そういった部分については今後十分精査してまいりたいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 幅広くということで、型にはまらず、中学生だけとかではなくて、無作為に抽出して多様な意見を聞けるような場があってもいいのではないかというふうに思います。ぜひ検討していただきたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会といたします。

（午後 3時19分）

平成29年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年6月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	佐藤真子 書記	吉田直樹 書記
五十嵐章浩 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 6月8日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

日程第 2 付託事件の委員会審査期限延期要求(総務文教常任委員会)
請願第2号 「共謀罪」(テロ等準備罪)法案に反対する意見書
提出を求める請願

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 議事に入る前に、第1日目の議第27号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件につき、5番町野昌弘議員の質疑に対し、当局より説明の訂正の申し出がありますので、これを許します。

五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 三川町税条例の一部改正条例の専決の処分の承認についての質疑の中で、町野昌弘議員から、わがまち特例の適用による税額減収に対する国からの補填についての質問がありました。それに対して、補填はない旨お答えしたところでございますが、再度確認をいたしましたところ、特例適用による税額減収に対して直接的な補助や負担はないところでありますが、普通地方交付税で減収分の75%。わがまち特例にありましては、参酌基準による減収分の75%が算入されるということでありましたので、お詫びして訂正いたします。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

最初に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

- | | |
|----------------|--|
| 1. かわまちづくりについて | 1. 町民の赤川への関心が薄れているように思いますが、今後の施工計画、利用計画及び管理計画について伺います。 |
| | 2. 周辺の景観整備が必要と思いましたが見解を伺います。 |
| | 3. 緑地ふれあい広場へのアクセスの仕方について計画を伺います。 |
| 2. 農業政策について | 1. 政府による生産調整が廃止される平成30年以降の需給調整への取組について見解を伺います。 |
| | 2. 農業従事者の減少・高齢化の影響と、担い手の育成について所見を伺います。 |

3. ふるさと応援寄附金について
1. 総務省より返礼品の調達費用を寄附額の3割以下にするよう要請がありました。本町の対応と今後の見通しを伺います。
 2. 返礼品としての特産品づくりが行われていますが、現状と今後の計画を伺います。

私にとって初めての一般質問となります。緊張しているところですが、質問することにより、1人でも多くの町民の方に関心を寄せていただきたいことをテーマといたしました。よろしく願いいたします。

それでは、平成29年第3回三川町議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

初めに、かわまちづくりについてであります。

近年町民の赤川への関心が薄れているように思いますが、今後の施工計画、利用計画及び管理計画について伺います。

次に、周辺の景観整備が必要と思いますが、見解を伺います。

緑地ふれあい広場へのアクセスの仕方について計画を伺います。

2番目に、農業政策についてであります。

政府による生産調整が廃止される平成30年以降の需給調整への取り組みについて、見解を伺います。

また、昨今の農業従事者の減少・高齢化の影響と、担い手の育成について所見を伺います。

3番目に、ふるさと応援寄附金についてであります。

総務省より返礼品の調達費用を寄附額の3割以下にするよう要請がありました。本町の対応と今後の見通しを伺います。

最後に、返礼品としての特産品づくりが行われていますが、現状と今後の計画を伺います。

以上、一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

初めに、かわまちづくりについて、1点目の今後の施工計画等に関するご質問ですが、本町では赤川河川緑地ふれあい広場の整備工事に昨年度から着手しており、今年度も引き続き、休憩広場及び駐車場の整備を行うこととしております。今後も全体計画に基づき、年次的に整備を図ってまいります。

また、その利活用にあたっては、本施設を総合的な都市公園として位置付けていることから、近隣住民はもとより町外の方々からも広く利用していただけるような、各種イベントや観光施設等との連携事業を推進し、交流人口の増加を目指してまいります。

なお、整備後の施設管理につきましては、町が主体的に運営管理していくものでありますが、その維持管理経費については、今後、かわまちづくり推進協議会など関係団体等の意見も踏まえ、将来の財政負担を極力抑えられる運営手法について、検討してまいりたいと考えております。

2点目の周辺の景観整備に関するご質問であります。良好な景観の保全は、公園利用者はもちろんのこと、赤川全体のイメージアップにも寄与するものとして有効な施策であると認識いたしております。そのため、国におきましては、直轄事業である赤川水系環境整備事業により、今年度、河畔整備を実施し、公園周辺の雑木等の伐採が行われる予定であります。

今後も赤川周辺の良好な景観保全のため、国と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の赤川河川緑地ふれあい広場へのアクセスに関するご質問であります。現在の堤防からの坂路が上流及び下流部分のいずれも狭隘であることから、その坂路の拡幅について今後、国と協議を進めていくとともに、周辺の交通安全にも十分配慮した導線の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業政策に関するご質問にお答えいたします。

国が主導する米政策の見直しにより、平成30年産米から、生産者や集荷業者等を中心に、需要に応じた米の生産量を判断することになりますが、本町といたしましては、稲作農業をめぐる諸情勢を勘案し、今後とも適正な米の需給調整を維持しながら、稲作経営の安定を図ることが重要であると考えているところであります。

そのため、本町が生産者・生産者団体、農業関係機関・団体、そして町が参画し、また、県や国もアドバイザーとしてかかわる「三川町農業再生協議会」において、今後も米の生産調整を実施していく必要があるという方向での協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の農業後継者の減少・高齢化の影響と、担い手の育成についてのご質問であります。本町の農業においても担い手不足と高齢化が進行し、農業の持続的な発展を目指すうえで厳しい状況にあることは否定できないところであります。

農業者はもとより、農業振興にかかわる関係機関・団体が喫緊の課題として共通認識を持ち、今後とも、各種制度や支援事業により、意欲と能力のある担い手の育成と確保に向け、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金に関するご質問であります。質問事項の1点目と2点目につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

本年度に入り、総務省から、返礼品については金銭との類似性の高いもの、資産性の高いもの、価格の高額なもの、そして寄附金額に対する返礼品の調達価格の割合の高いもの等については、制度の趣旨に沿って是正する旨の通知がなされたところであります。

本町では、寄附金に対するお礼の気持ちを示すものとして、地域の農産物等を中心にお送りしているところであり、寄附金額に対する返礼品の調達割合は平均して40%を下回るものとなっております。

また、総務省においては高額な返礼品についても指摘しているところではありますが、本町の場合、多額な寄附に対する返礼品であることから、その是正の必要性については慎重に判断してまいりたいと考えております。

昨年度のふるさと応援寄附金は、前年度に比べ4,000万円増の5億6,000万円となったところでもあります。本町においては、返礼の品としての特産品が100品目を数え、約2億を超える金額が、農業者、商業者の生産販売による収入額になっているものであります。

今後も、三川町が全国の方々に応援していただけるよう、魅力ある返礼品の開発に努めるとともに、本町の産業振興に繋がるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） かわまちづくりという点から再質問させていただきたいと思います。

かわまちづくり協議会の中で様々協議されているとは思われますけれども、完成した部分から供用を開始するということでしたので、少し具体的な質問をさせていただきたいと思います。

以前は魚釣りや水遊び、また、畑への水くみなど、身近に親しんできた赤川ではありますが、近年は河道掘削により水際が遠くなり、また、その拡張してきた部分には草木が生い茂り、川際までは近づけないような状況になっています。また、水難事故の防止の観点から、小学校の児童には川には近づかないようにと指導されている現状があることなどから、町民の赤川への関心が薄れてきたように思われます。

このたび、改めて河川資源の活用としての整備ということで、親しみの持てる安心・安全な川と感じられるような企画運営が必要になると思うところでもあります。

施工計画について伺いますけれども、先日いただいた図面には、29年度の予定に、天神堂、対馬、猪子地区へのカヌー等の発着所の施工予定というものがありましたが、地域住民にもまだ説明等はありません。先程の答弁には、駐車場等の整備ということでありましたけれども、計画としてどのようになっているのか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） ただいまご質問ありました、船着き場、カヌー等発着所の部分につきましては、先程、川に親しむための整備ということもありまして、こういった川岸への整備につきましては、国が直轄で行う整備区域となつてございます。

4カ所の内、1カ所がすでに今の公園の左岸部分に整備されておりますけれども、残りの3カ所については、本年度、1カ所を国の直轄で行う予定と聞いております。その部分につきましては、川に親しめるように、スロープ、それから階段についても整備するという内容になっておりまして、岸辺に近づいて赤川に間近に親しんでもらえるような整備内容ということになっております。

なお、地域住民への周知につきましては、今後、整備箇所に合わせて地域住民にも周知するように努めてまいりたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 町内1カ所の整備計画ということですが、いまだにどの場所かは分からないのでしょうか。今年度の施工計画ということでありまして、施工予定地、周辺は農地になっていると思いますし、連絡用の通路、農道を使うのか、適当な道路が見つからないとか、見当たらないように感じますが、周辺の耕作者並びに町内会住民への説明は早めに行った方が、工事そのものへの理解を得られるものではないかと思えますけれども、計画的には今の段階ではないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 残り3カ所のうち、本年度実施箇所が1カ所という意味で、本年度施工箇所といたしましては、天神堂の東郷小学校の付近になろうかと思えます。そういったことで、その辺の工事周辺に通じる道路等を利用する際に、周りに民地等があるとなれば、その辺については、十分国と連携をとりながら周知を図っていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 天神堂に着工するというところで理解いたしました。ぜひ、周辺住民への周知等お願いしたいと思います。工事の進め方や施工中の周辺住民への対応がその施設へのイメージを作ってしまうことがあります。こまめな周知と適切な対応で、地域に根差した施設になるように進めていただきたいと思いますところであります。

続いて、利用計画について伺いたいと思います。

田田大橋上流に、カヌー等発着所というのが昨年度完成していると思えます。これを供用できるのかどうかということでありまして、水上レジャーということで利用できると思えます。

最近の水上レジャー、多様化しておりまして、カヌー、ボート、ジェットスキーなど利用できるような、大変よく設計された発着所などと拝見してきたわけですが、赤川、川幅が狭いということで、水上での衝突事故並びに様々な事故も懸念されますし、カヌーの横をジェットスキーが通過しただけでカヌーは転覆するであろうというジェットスキーの愛好家からの意見もありました。

水上利用にあたって、何か安全策、規制が必要かと思えますけれども、そのような予定はないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） そういった河川を利用しての利活用につきましては、河川管理者である国と十分協議を進めながら進めていくことになるわけでありまして、そういった安全対策等実施される際には、当然、国の方から規制等のそういった周知がなされるものと理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） ぜひ、条件を把握したうえで、安全に楽しめる川となるように検討していただきたいと思います。

続きまして、スポーツ広場、多目的広場の整備計画がありますけれども、近くには町民グ

ラウンド、かっぱつ広場など、同様の既存施設があるわけでありまして。有効利用にあたっての計画があれば教えていただきたいのですが。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今回の整備にあたりましては、都市公園施設である総合公園としての位置付けで、広く誰も利用できるような、多目的な施設ということで整備を進めているところであります。したがって、専有的な利用も場合によってはあろうかと思えますけれども、基本的には誰もが立ち寄って自由に利用できるというような施設の整備内容となっております。

例えば、土日を使ってスポーツイベントをずっとその開催団体が専有して使うといったようなことも、もちろん条例上は可能にはなっておりますけれども、その際は届け出等が必要になりますが、基本的には誰でも立ち寄って利用できるような施設ということで、特にそういった種目等も限定しないで、使うような場面を想定して整備していく予定であります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 総合的な多目的なグラウンドの整備ということであります。

私、思うわけでありまして、せつかくの整備でありますので、スポーツ少年団の本拠地といった扱いはいかがかと思うところであります。三川の外で活躍する団体としまして、今サッカー及び野球のスポーツ少年団があるわけでありまして、ホームグラウンドとして活用すれば、現在も毎週のように練習、また試合が行われているわけでありまして、現在は小学校のグラウンド等で行っておりますけれども、人が集まる公園で行うことによりまして、観客が増えること、また子どもたちの練習も間近で見れることは、公園に遊びに来た方も活気を感じてくれるのではないかと思いますけれども、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） そういったニーズが高いということになれば、そういった利用団体等の協議等を含めて、今後、そういった利活用の方法についても、先程言った協議会等の中でも、さらに検討してまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 協議会等で協議が行われると思えますけれども、他の団体にも利用調査を行って、種目に合ったグラウンド整備を行うべきではないかと思えます。総合的なグラウンド整備は、どうしても中途半端なグラウンドになりやすいのではないかと。もし、利用者団体等、近隣の体育施設、グラウンド施設で間に合うようであれば、各種目に特化した専用のグラウンド整備といったものを各地にできれば一番いいのかなと思うところであります。協議の中でも、そういったところを考えていただきたいと思うところであります。

続きまして、管理計画に移ります。

広大な面積の公園整備ということで、維持管理の問題が当然発生すると思えます。先程の町長の答弁の中にも、財政負担を軽減させるように工夫するというところであります。

先日の説明で、現在のふれあい広場の維持管理費として 130 万円ほど計上されていると。

規模的なものからいくと、完成後の、現在の設計だと600万円ほどになる見通しだということでありました。これはたぶん公園面積に対するものであって、付帯設備とするカヌー発着所、管理用通路、散策路、管理施設、桜堤といった部分の管理費用は入っていないかと思われます。

非常に多大な費用になると思いますがけれども、業者発注、また外部委託といった管理方法ではなく、定年者、または農家の空き時間を使った管理等、様々工夫して管理が必要だと思いますけれども、その辺はどのような考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 現在の公園施設の管理におきましても、例えば、あそこに仮設のトイレ等が配置してあるわけですが、そのトイレの維持管理については、シルバー人材センターの方に管理委託しておりますし、あと、日常的な管理で、今後、例えば芝管理でありますとか、そういった部分については、なるべく今おっしゃられたような形で、業者委託だけではなくて、そういった協力していただけるような団体等についても、ぜひこれから調整を図っていきたいと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 3月に田田大橋上流に完成しましたカヌー発着所を訪れたわけでありましたが、でき立てで大変良く設計された機能的な設備だと感じられました。5月の下旬にもう一度訪れたわけですが、現在も同じ状況だと思いますけれども、低水坂路といいますか、そこには5センチほど砂が堆積しておりまして、草が少しずつ出てきております。5月の雪代の増水が原因だと思いますけれども、管理といったものによって、その施設のイメージ、大きく変わってくるものかと思うところでありまして、利用に際しても、避難施設としても、あのままでは利用的には少し支障、差し障りがあるのかなと。

どうしても赤川増水、たまにあるわけでありまして、あれだけの増水があると、砂がすぐ堆積しやすい施設なんだと。やはりこまめな管理が必要になってくると思いますし、草刈り等とはまた違う、浚渫、泥上げ的な重労働にはなってくると思います。機械化等いろんなやり方もあると思いますが、こまめな管理をしてきれいな状態を保つことによって、利用者が増えてくるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

周辺の景観整備について伺います。計画の中に、ウォーキングコース並びにサイクリングコースの整備計画があるようでございます。人を呼び込むためにも、周辺の景観整備が必要かと思ひます。整備予定地の周辺は茅をはじめ、草木が生い茂り、周りは何も見えないような状態にありまして、景観的にも機能的にも、また保安面からも不適切な状況にあると思ひます。

近隣農地に協力を求めて、景観作物等、栽培をお願いしてはいかかかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） サイクリング等にも利用できる管理用通路周辺の景観ということでありましたが、先程、町長答弁の中にもありました、本年度、国の方では、

景観に配慮して、今回町の方で整備を進めている公園の方から、赤川が見えるような形で、川岸のそういった樹木、雑木等の伐採、撤去を今年度事業で国の方で直轄で行うということもあります。

管理用通路については、国の方が直轄で整備をする区域となっておりますし、今、その周辺の部分に何か作物等という話がありましたけれども、その辺の部分については、基本的には国の管理用地となりますので、その辺、国とも十分協議しながら、できれば日常の維持管理の軽減に繋がるような形に調整を進めてまいりたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 景観的なことで、樹木の伐採を計画しているということでありました。実際、河道掘削川幅を広げて洪水を防止するためだと思いますけれども、他の部分、公園周辺以外の部分は、あの木の状態で河道掘削の効果はあるのかどうか、分からないところでもありますけれども、公園の周辺の伐採だけで、水防の機能というものが図られているのかどうか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今回、国が行う先程の河畔整備については、あくまでも景観づくりのための河畔整備であって、先程の防災機能としての樹木等の伐採については、国の方でも順次行われているところでありまして、本町のみならず、他の区域等でも実際に行われている箇所があります。

本町において今年度実施されるかどうか、確認しておりませんが、そういった樹木等の伐採については、当然通水を阻害する要因となりますので、順次国の方で進められているものと理解しております。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 景観整備につきましては、人が行ってみたいくなるような環境整備が必要だと思われま。田田大橋並びにおぼこ大橋を通行しながら河畔を見ると、行ってみたいくなるような環境整備が必要だと思います。農業の活性化、また不耕作地解消のために、景観作物等の導入といったものも考慮していただきたいと思うところであります。

かわまちづくりの最後に、緑地ふれあい広場へのアクセスの仕方についてであります。

河川敷ということで、堤防を挟んだところにあるということで、非常にアクセスが難しいところになると思います。青山町内会の中には、公園整備による交通量の増加、また、これによる事故を懸念する方も多くいらっしゃいます。堤防上の道路は狭くてすれ違えないという状況でありますし、整備箇所周辺は農地であることから、農耕車の往来もあるわけで、交通への配慮が特に必要と思います。

道路拡幅等の計画はないのか、また板垣鉄工所南側の町道払い下げといった計画も一時浮上したようではありますが、現在はなくなったという情報も聞いております。あのような道路を有効利用して、アクセス、動線をしっかりと作ったうえで公園利用を進めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 現在の堤防の道路が狭いということで、さらにまた、その堤防のところから公園に通じる坂路についてもさらに狭いというような状況にありまして、例えばバス等でそういった公園等に下りるような場合、なかなかそういったマイクロバスも通れないような状況となっております。

したがいまして、まずは坂路の拡幅については、今後、国の堤防と兼ねておりますので、これも国と協議する必要がありますけれども、まずは坂路の拡幅については、何とか整備に合わせて進めていきたいと考えております。

ただし、その際は、拡幅の用地取得費等については、やはり町、原因者負担ということになるわけでありまして、その辺また、拡幅等、実際の整備の方法等決まりましたら、地権者等への交渉も含めて、今後、調整していきたいと考えております。

それから、全体的な交通安全対策につきましては、特に今の青山町内会の方で、最初の十字路があるわけでありまして、その十字路からそれぞれに入っていく、信号のないところと信号のある十字路がありまして、信号のある十字路の方からであれば、一度管理施設の方から駐車場に車を止めてもらって、そこから歩いていけるような形で整備も進めていきたいと考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 整備にあたりまして、防災機能、交流活動、健康増進、地域の活性化といった多面的な目的が示されております。施工、維持管理には多額の費用もかかると思いますが、それ以上の効果を目指して、目的に合った整備、施工となるようお願いいたします。

続きまして、農業政策についてお伺いします。

生産調整への取り組みということでもありますけれども、県の農業再生協議会でも、各市町村への生産目安となる数値を提示するとしています。直接支払交付金が廃止されることによりまして、調整に参加されない農家も想定されるわけですが、当町としての考え方をお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまの質問にありまして、30年以降、米の需給調整についての取り組みについて、町としての考え方ですが、現在、昨年度の7月から、県が主催しまして、農業者団体、いわゆる県中央会から全農山形、それから法人協会及び市町村の協議会の代表として、県内の7市1町1村のメンバーでこれについての考え方を検討してきました。過日、28年12月になりますが、いわゆる30年以降の需要に応じた米生産の基本的な考え方というのが示されました。

議員が言われましたとおり、その際の内容が、これまで生産調整数量の配分という表現で実際に配分をしてきました。さらには、過渡期ではありますが、自主的取組参考値と、さらに取り組みましょうということも示しながら本年度も向かっておるわけですが、これが、表現として生産の目安の数値を示すということになりました。

さらに、その目安の数値がどのようにして積み上げて数値化するのかという部分について

は、山形県産米の全国シェアをベースにしまして、いわゆるマーケットイン、実際に売れますよという量を加味しながら積み上げていくという2点について示されたわけです。

町としては、町長答弁ございましたとおり、これまで長らく米の生産調整をしてきましたが、その目的は明確であり、もし、米の余りの中で、その需要に反した生産をすれば、米価が下がると。下がった結果、米作り農家の経営が成り立たない状況が生まれる可能性、危険性があると。

なので、それを避けるために生産調整をしてきたわけでありまして、このたびの30年以降について、大きな動きがあったにしても、引き続き米の生産調整は取り組み、なお米価を支えながら経営を安定させていくという方向については変わらないものと考えております。

したがって、山形県を中心に今進めている話し合いの方向性で、町としても考え方をまとめていきたい、そのように考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 新聞報道等を見ていると、自治体間でのそれぞれの対応の仕方が違うようでございます。自治体によっては、県からの目安を個人まで分配するか、また、その分配方法は独自に検討するといった自治体もあるようです。

当町としての予定がもしあれば教えていただきたいと思っておりますし、本年において、遊佐町及び南陽市が生産目標を達成していない、過剰作付けという状況にありますけれども、行政及び再生協議会としての対応の仕方、何かあればお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） これまでも、生産調整については、生産者を中心にみんなで取り組んでいこうという判断で行っているわけでありまして、参加しないことについてのペナルティはございません。しかし、そういった人たちが出てくることによって、生産調整ができなくなっていくという状況については危惧されるところであり、今言ったとおり、身近なところでも不参加者はいらっしゃいます。そういった方々が増えるという部分については、今現在も心配をしているところですが、やはりここについては参加しましょうと呼びかけていくという形になろうかと思っております。

本町においては、現在の生産調整は一桁台の不参加者がおります。その方々については、自分で生産した米を自分の責任で売るというスタンスで、なお言葉をひっくり返せば、売れなかったら収入にならないというリスクを背負っての取り組みになってございます。三川町は幸いにして数名の対応ですので、それに対しての全体としての生産調整は継続して行ってきたところでございます。

それから、もっと大きな目線で見れば、隣接の町村、大きく不参加者がいらっしゃると。さらに言えば、千葉県、新潟県、主産地等については、県単位で大きく生産調整に参加していない状況があるということでもあります。

町として、それに対してやってくださいというような状況には、立場にはないわけですが、しかし、大きく影響することは明らかですので、これは県、国を通しながら、そういったところについては、生産調整、目的は明らかですので、それに沿った形でぜひ参加

して実施していただきたいという形の中で要請をしていきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） そもそものはまりは、農家間の競争力の強化ということで生産調整がなくなっていたのかと思うところもあります。

県内におきまして、直接支払いが始まってから、市町村間における転作面積の平準化が行われてきたと。以前は、内陸より庄内、とりわけ当三川町は、有機米への取り組みや地域での実情が加味されて、近隣町村より転作率が低く推移してきたという時代があったかと思われれます。当時はそのような対応を県がそのまましてくれていたのに、現在もそんなには状況は変わっていないと思われれます。

県では8月まで算定方式を制定するという発表がありましたけれども、当町といたしまして、その当時のような要請はできないものかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 生産量を算定していく際に、今言われましたとおり、売れる米作りという観点から、有機米ですとか特裁米、そういったことを加味しながら、多く取り組んでいるところについては、生産量を増やしていくというような考え方、実際に行ってまいりました。それについては、今後、検討の中では継続して押さえるとともに、さらには需要に応じたものを積み上げていくというような考え方も出されて、いろんな形で今、統一しようとしているところでございます。

町としては引き続き、瑞穂の郷づくり事業に明確に示したとおり、有機特裁米、いわゆる人に優しい、地球に優しい米作りという部分について、水田農地の半分を目指そうというふうに進めておりますので、そういった中で、生産調整についても反映されることは望んでおるところです。ただ、やはりそういった考えを伝えながらも、今のプロジェクト事業での考え方を待ちたい、そのように考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

現在、当町、共同での農業施設、カントリーエレベーターやライスセンターなど老朽化してきておりまして、その整備、補修に多額の費用がかかっております。利用料金という形で高騰しているわけでありまして、農業経営には負担となっている事実もあります。

施設の利用率向上、また有効利用といったこと、並びに土地利用型ということで水田フル活用といった中で、飼料用米の普及というものは図れないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 水田をフルに活用していこうという考え方が近年出ております。これまでは、米ということで、イコール主食用米、それを調整しようということで、米以外の作目を作るというような、いわゆる昔ながらの転作という考え方でございましたが、今はご存知のとおり、水田という機能をフルに活用するという意味で、主食用米以外に、加工用米ですとか飼料用米、こういったものを増やしながら主食用米の生産調整を行っていこ

うという大きな流れになってございます。

それを現在も進められておるところでございますが、例えば、本当にその1点を進める際には、ご指摘にもありましたとおり、共管施設、設備そういったものが当然必要になってくると、いろんな形でそれに対応する措置が出てくるということも理解しております。

米をいろんな主食用米以外のところで水田を活用した生産調整を実施するという方向の中で、言われたとおりの共管施設等の整備、更新、いろんなものについては、順次、状況を見ながら対応してまいる必要があると考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 関連するような内容になりますが、続いて、農業従事者の減少及び高齢化についてであります。

これまで生産組合を通したりして、共同作業によって用排水路の浚渫、泥上げ並びに草刈り等によって、農業施設の維持管理を行ってまいりました。高齢化の進展や農業者の減少によりまして、集落単位での維持管理が厳しくなってきました。また、農作業としての生産活動以外にも、耕作圃場に隣接する町道及び県道の法面の草刈り及び道路からの排水が流れます排水路の泥上げ、ごみ拾いなど、農家が行ってきて、農村が持つ多目的な機能の維持に貢献してきたと思います。

農業者の平均年齢が66歳を超えた今、農作業における事故、けがなどの農業労災が増えてきているという状況もあります。この方々が安全、安心に農作業を進めるために、生産支援、また販売支援策といったことも大変大切ではありますけれども、農地、農村の持つ多目的機能を維持するためにも、農作業の安全対策とした支援が必要な時代ではないかと思えますけれども、このようなことに対してどのようなお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にありました農業者の高齢化という部分については、先程町長から申し上げましたとおり、この状況が進めば、遠くない将来においていえば、農業経営の継続的な維持発展というのが損なわれると。ひいては、地域経済において中核的な立場にある農業が揺らぐというような心配があるわけでございます。

実際にどの程度の平均年齢、農業について今中心になっている方々、なっているのかということで、66歳前後という県の全体の平均年齢を示されたわけでございますが、同じ目的で私どもが押さえたのは、三川町の中で人・農地プランを掲げております。いわゆる将来的に担い手になりますという方々、中心は認定農業者の方と、なっていなくてもやりますという意思を持った方々、こういった方々が208名、人・農地プラン上で的人数208名でございます。この方の平均年齢を計算しますと59歳という形でございます。実際に、ただ、全体の人・農地プランでの65歳以上の方が何割ぐらいになっているかということ、35%ということで、県平均等から比べればまだポイント的には下にあるという状況ではございます。

いずれにしても、高齢化になっているということについては事実でございますので、こういったことについての対応はいろんな面で、先程言われた農作業についても含めて波及していくだろうということは、現実になっておるわけでございますので、作業の安全面に対する

支援という部分も、今後やはり具体的な形で必要になるだろうと思われま

す。ただ、基本的な部分で言えば、農業経営が成り立って、担い手が出てくるという状況をまず第一に求めるべきだろうと思いますので、その大きな目的のために、進むうえで並行して、いろんな場面での対応はこれも含めて順次考えながら対応する必要があるだろうと思います。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 本来であれば、今答弁いただいたように、担い手、組織、また法人化、集落営農等の組織化をして、高齢者は農業を営まなくてもいいように引き継げればいいのだと思いますけれども、昨今の農業情勢の中で、そういった組織化、経営といったものはなかなか難しいのではないかとということで、誰もが手を出せずに、組織ができずにいるのが現状なのではないかと思うところでありまして、今思うことは、とにかく今の高齢化した農業者が安全に機能を維持するために、安全な作業をとということができるように体制を整えたい、整えられればという思いでありますので、ご考慮いただければと思います。

担い手の育成ということでもありますけれども、これからの農業の発展には牽引役が必要だということで、県でも、やまがた農業経営塾、トップランナーを育成するというような企画があるようでございますけれども、当町からは派遣予定といったものはないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまありました、県が主催するそういった担い手育成、支援のためのセミナー等に参加する方がいるかという部分については、今現在把握していないところでございます。

実際にどういった形で町も支援していくのかということに言及すれば、今言われた、やまがた農業支援センターをはじめ、県の農業会議所、こちらと町も、それから三川町の農業委員会も連携して取り組んでおりますので、そういったものを私どもが窓口になりながら、そういったところに参加するというようなことがございましたら繋がりますし、また紹介もしていきたい、そのように思っています。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 先程も言いましたけれども、本来であれば、法人化や集落営農などの担い手組織が受け皿となって、農業また農村機能を引き継いでいければと思いますけれども、なかなか難しい時代でもありますので、時代、また政策に沿った企画運営で、農村社会の維持に努めていただきたいと思いますと思うところであります。

ふるさと応援寄附金について伺いたいと思います。

先程も町長の答弁にもありました、当町で指摘されたものは高額な寄附をいただいた方への返礼品だということでありました。確かに100万円以上といった返礼品もあるわけでありまして、高所得者からの寄附額であることは明確であります。

実際100万円以上の寄附というものはあるものかどうか、また、あれば、何件ぐらいあったのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ふるさと応援寄附金ということで、100万円の寄附に対してという返礼品の登録など、1万円を中心にですが、あるわけでございます。今言った100万円以上の部分については、二つの登録がございまして、

一つがつや姫オーナー制度、30a、1枚の田んぼについてオーナーを求め、生産されるお米の1/3を提供し、なお田田に宿泊可能であり、随時、寄附者が三川町に来ていただいて交流を深めるというような内容のものが1点と、もう一つが、俵でお米を提供しようと。6俵でございまして。これについても、100万円をご寄附いただいた部分について6俵を提供する。これについてそれぞれ1件、俵については正確ではありません、数件の寄附がございました。

最後に、もう一つが昨年度の後半に登録になりました米の娘ぶたです。米を食べさせて育成しましたという豚の1頭分を提供しますというのが100万円になります。12回に分けて精肉をお送りするという内容でございました。こちらについては、今年入ってから1件ございました。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 先程も町長の答弁にありまして、前年度実績でありますけれども、当町予算44億円の予算に対しまして、5億6,000万円の町民税を優に超える寄附が全国から寄せられているという状況だと思っております。

ふるさと納税を扱うサイトには、当町に対しまして、「出生率が上がってうれしい」とか「三川の米はおいしい」など、また「子育て支援に利用してほしい」といった喜びや温かいメッセージが毎日のように届いているようでございます。これ、なかなか地元の町民は見ることがないのかと思っておりますけれども、生産者のみならず町民にもこういったメッセージを伝えて、今年度から広報の裏には件数と金額が載っているわけでありましてけれども、どれだけ全国の方々から寄附をいただいて運営されているかといったものを伝えていくべきではないのかと思うところであります。

返礼品としまして、米だけでなくメロン、枝豆といったものが好評のようでございます。特産品といった扱いもありますけれども、あくまでも寄附金ありきの、ありがたいことだと思っております。

人口7,500人余りの小さな町でありますけれども、これからかわまちづくりや地域交流、子育て支援施設、また住宅団地造成と、大きな事業に取り組むところでございます。これも、ふるさと応援寄附金として全国から寄せられた支援のおかげだと思うところがあるところであります。感謝の気持ちを忘れずに、行政に生かしていただけたいと思うところであります。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、7番 田中晃議員、登壇願います。7番 田中晃議員。

○7 番 (田中 晃議員)

1. 水害対策について	<p>1. 子育て支援施設並びに桜木地区住環境事業により農地の保水がなくなり、雨水は増し下流に流れます。豪雨での押切地区への冠水・浸水被害が懸念されます。排水対策、改善の所見を伺います。</p> <p>2. 生活・農業排水路における泥の堆積の管理、排斥について所見を伺います。</p> <p>3. 豊秋団地西側土手、県道の土砂くずれ、改修修復の見通しを伺います。</p>
2. 国民健康保険について	<p>1. 平成 30 年、県一本化で保険税はどうか所見を伺います。</p> <p>2. 国保税負担が重くなっています。町独自の軽減について所見を伺います。</p> <p>3. 滞納者への保険証取り上げはやめるべきと考えます。所見を伺います。</p>
3. 「介護予防・日常生活支援総合事業」について	<p>1. 平成 29 年 4 月より要支援 1、2 の通所・訪問介護の受け皿として「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりましたが、サービス内容は後退していないか、サービスを提供する事業者報酬は減額となっていないか所見を伺います。</p>
4. 就学援助について	<p>1. 平成 29 年度より要保護児童生徒援助費補助金が見直され、「新入学児童生徒学用品費」は入学前支給とする通知が出されています。準要保護児童生徒においては、町の判断となります。準要保護児童生徒にも適用すべきと思いますが所見を伺います。</p>

私は、平成 29 年第 3 回定例会、2017 年 6 月議会にあたりまして、通告に従いまして一般質問いたします。

質問の第 1 は、水害対策についてです。

1点目として、子育て支援施設並びに桜木地区住環境事業により、農地の保水がなくなり、雨水は増し、下流に流れます。豪雨での押切地区への冠水・浸水被害が懸念されます。排水対策、改善の所見を伺います。

2点目として、生活・農業排水路における泥の堆積管理、排斥について、所見を伺います。

3点目に、豊秋団地西側土手、県道の土砂くずれ、改修修復の見通しを伺います。

第2は、国民健康保険について伺います。

1点目として、平成30年、県一本化で保険税はどうか、所見を伺います。

2点目は、国保税負担が重くなっています。町独自の軽減について、所見を伺います。

3点目は、滞納者への保険証取り上げはやめるべきと考えます。所見を伺います。

第3に、介護予防・日常生活支援総合事業について伺います。

平成29年4月より、要支援1、2の通所・訪問介護の受け皿として、介護予防・日常生活支援総合事業が始まりましたが、サービス内容は後退していないか、サービスを提供する事業者報酬は減額となっていないか、所見を伺います。

最後に、就学援助について伺います。

平成29年度より要保護児童生徒援助費補助金が見直され、新入学児童生徒学用品費は入学前支給への通知が出されています。準要保護児童生徒においては、町の判断となります。準要保護児童生徒にも適用すべきと思いますが、所見を伺います。以上、1回目の質問いたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項4の就学援助に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

初めに、水害対策について、1点目の新たな開発に伴う押切地区の排水対策等に関するご質問ですが、子育て支援施設を含む桜木地区の開発にあたっては、都市計画法に基づく一定の基準のもとに開発が進められることとなっております。したがって、今回の新たな開発についても、下流域の負担を極力軽減するよう、その基準に沿いながら施設等整備を進めてまいる考えであります。

また、これまでもたびたび発生している、排水路の排水能力を超えるような豪雨への対策につきましては、現在、押切地区において計画されている、県事業である京田川地区農村地域防災減災事業による効果が期待されているところであり、その早期整備に向けて、県並びに関係団体等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の生活・農業排水路の維持管理に関するご質問ですが、これらの排水路の管理につきましては、1点目のご質問にあった増水時における通水の確保にも大きくかわることから、日常的に土砂が大量に堆積することがないように、排水路の場所や利用目的などに応じて、町内会や農業生産団体等による維持管理が行われているところであります。

しかしながら、近年、道路利用者の安全確保等のため排水路に蓋を設置している箇所が多く、また、大型の蓋が設置され、人力での維持管理が困難な箇所もことから、町では、

適宜、土砂の堆積の状況を確認しながら、当該町内会と協議のうえ、対応を行っているところであります。

3点目の県道の改修修復箇所に関するご質問であります。この件に関しましては、本年の4月に地元町内会より報告を受け、現在、道路管理者である県に対し、現状の確認と対応を依頼しているところであります。

町といたしましても、地域住民の不安解消のため、早期の対応が図られるよう、県に対し、引き続き強く要望してまいります。

次に、国民健康保険についてお答えいたします。

1点目の平成30年度からの県一本化による保険税についてのご質問であります。平成30年度からは、県内市町村の被保険者の所得水準及び被保険者数等に応じて県全体の医療費等を負担する納付金制度となり、県は市町村からの納付金と公費により財源を確保し、医療機関等に支払う医療給付費等の全額を市町村に対して支払うこととなります。

納付金の算定は、所得と人数・世帯数に基づき按分したうえで、「所得水準」と「医療費水準」に応じて調整されることとなりますが、本町の国保医療費につきましては、県内では低い方にありますが、所得水準は非常に高くなっていることから、現在の保険税率より低くなることはないものと推測しているところであります。

いずれにいたしましても、県の試算結果を踏まえ、三川町国民健康保険運営協議会において議論を進めていただく考えであります。

2点目の国保税負担の町独自の軽減についてであります。本町における国保税については、低所得者に配慮した減額や解雇等により離職された方の軽減を実施し、被保険者の負担軽減に努めているところであります。

一方、国保税率につきましては、平成26年度に改正を行っておりますが、改正税率による税収の比較では0.04%の減となったところであります。また、平成27年度からは、国において、低所得者数に応じた保険者への財政支援の拡充や国保税軽減基準の見直しも行われているところであり、町独自の軽減については、現時点では考えていないところであります。

3点目の滞納者の被保険者証に係るご質問であります。国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、その財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していくうえで、また、被保険者間の負担の公平を図るという観点からも、極めて重要な課題であります。

この考えのもと、国民健康保険法等において、国保税滞納者に対する実効的な対策を講ずる観点から、特別な事情がある場合を除き、被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書等の交付を行うとされているものであり、保険者としての三川町におきましても、法令の趣旨にのっとり適正に対応しているものであります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業に関するご質問であります。本町におきましては、介護予防・日常生活支援総合事業について、本年4月からの移行に向け、昨年度に係る介護保険事業者との協議・調整を図ってきたところであります。

その結果、新制度においても、予防給付相当サービスとして、これまでと同様のサービス

を提供することができ、さらに、報酬についても同程度の額の支払いを確認したところであり、ご質問にありましたサービスの後退や報酬の減額という状況にはなっていないところがあります。

また、現在、認定の更新等により、順次、当該総合事業に移行しているところですが、利用者やその家族、介護保険事業者からの苦情等もなく、順調に事業展開できているものと考えているところがあります。以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

就学援助に関するご質問であります。要保護児童生徒に対する「新入学児童生徒学用品費等」につきましては、平成29年度から、入学前に支給した経費も国庫補助の対象にできるよう、制度改正がなされたところがあります。

しかしながら、教育委員会といたしましては、対象児童の把握や整理できていない制度上の課題もあることから、新入学児童生徒に対する学用品費等の支給については、検討を重ね、適切に対応してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） それでは、通告順に質問していきたいと思っております。

最初の水害対策についてですが、都市計画にのっとり、下流域を軽減していく方向で進められているということでした。排水についても、県の京田川の農村事業の方で進めていくということでしたが、それで私は、桜木地区住環境事業によって、ダム役割をしている農地が失われる、そのことで、かなり下流の方に水が流れ込むのではないかと、その懸念があります。

そのことで、かつて平成23年の8月17日でした、集中豪雨で住宅店舗、床上浸水11棟、床下浸水は16棟、こういうような甚大な被害があったということで、なおさら桜木地区の100戸ほどの住宅ができた暁の中で、やはり排水対策というのはすごく心配されると思うんです。

特に下流にある押切地区の状況ということで、その辺のことについて、被害があった後でも課題はやはり排水対策ということで述べられています。また、当面は側溝の整備だということなんですが、具体的に進めているその進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 桜木地区の開発にあたって、農地から宅地への転用に伴った増水の負担があるということでありましたけれども、その農地の保水というのは、ゲリラ豪雨等あるいは大雨等の場合、あふれた水、全体雨量というのは変わらないわけなので、そこからあふれ出る水の速度、いわゆる末端まで行く速度が農地とそういった宅地化された部分では、宅地化の方が早く水がそういった末端部に到達してしまうといったことで、下流域が非常に増水の懸念があるということでもあります。

したがって、今回、桜木地区の開発計画では、全体計画のこれからの基本設計の内容にもよりますけれども、平成26年度で完了しました袖東ポンプ場が整備になりましたけれども、

袖東の排水区が整備されたことによりまして、今まで通称広野堰といったところに流れ込んでいた水、増水時でありますけれども、増水時には広野堰にそういった袖東区域については、袖東排水機場によって強制排水を行って、広野堰の方に排出したわけでありまして、袖東ポンプ場の整備によりまして、袖東排水区域については、すべて赤川に強制排水することとなっております。

したがいまして、増水時の旧広野堰の流域については、ある程度のそういった軽減が見込まれるといった内容でございまして、今回のそういった桜木地区の開発にあたりまして、今まで農地についてはすべて東側の方に流れ出る、要は最終的には藤島川の方に行き着くわけですが、そういった農地の構造になってはいますが、今回の宅地造成にあたっては、一部をそういった袖東ポンプ場の整備によって軽減されております広野堰への排水路の整備計画を、現在、事業課の方では進めているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 広野堰の方に袖東ポンプができて、そちらの方で解消されていくということでした。

それで、桜木団地ができたときに、この間、設計図面の中では、東側の方に溜池を作って、それでもって排水していくというところでしたが、東側の方の排水の、先程遊水池の関係の話がありましたが、どのぐらいの規模の排水管を引用していくのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） すみません、先程の私の説明で、すべてが広野堰ではなくて、一部は東側の方に行って、調整池の必要も出てくるということでもありますけれども、その宅地造成区域内の側溝の大きさとか、そういった断面構造については、今後の基本設計の中で検討されていくものであります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 桜木住環境の中で、一旦、貯水池にためて、それから、最終的には二丁排水の方に行くと思うんですが、そこまでの経路というのはどういうふうになりますか。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） その経路については、今まで農地であってもあふれ出た水、宅地であってもあふれ出た水ということになりますので、経路については変わらないということになります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 分かりました。

それでは、水害対策の方でもう一つは、先程答弁にもありました、最終的には豪雨があったときに川の方に強制排水をしていくということなんですが、滞団地周辺に排水ゲートポンプを設置、それとか、排水路には樋門の拡幅とゲートポンプの設置、それから、31号排水の拡幅がやはり待たれていると思うのですが、これの、そういう計画の遂行はいつ頃になるか、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 今の質問につきましては、所管の質問になりません。

7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） それでは、2点目の方に移っていきます。

それで、生活・農業排水路における泥の管理、やはり設計が勾配があるから、そんなに泥が堆積しないということでありました。そしてまた、その管理は、町内会はじめ農業関係者の方がしているということなんです、先程出ていました泥の排斥について、やはり今はグレーチング等、それと重たいコンクリートの蓋が開いていると思うんです。

農業関係者の人が特に泥の排斥を要望した場合にどのような対応をなされているか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 農業関係者から泥の排斥を相談されたというのは当課ではあまりないのですが、町内会からは、新興住宅地で実施された場合ですと、そういった排斥場所がなくて困っているといった相談はあります。そういった部分に関しては、その都度、新興住宅団地の所管する町内会長と協議のうえで、町の方でそういった対応も行っているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） では、町の方で対応なされているということでありました。まずは、それらについては様々な対応を進めていってもらうことをお願いしたいと思います。

水害対策でもう1点あります、3点目の豊秋団地の西側の土手、県道の土砂くずれのことについてです。

今、豊秋団地のテニスコートの外れから、それから押切上町の看板がある辺りまでずっと土手の土砂が崩れている。それをせき止めている金属の網のような防具ですが、それが、雪解けになって、多くは泥も入っているんだけど砂も入っているということで、それが押切西堰ですか、旧広野堰というのですが、そこに、まずは15 cmから20 cmぐらい積もるという状態があります。これを何とか、先程町長の答弁もありましたけれども、県の方では対策を練っているということなんです、この土砂が崩れない対策の具体的な方法というのはどんな方法を考えられているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今回、そういった土砂が崩れているという状況でありますけれども、あくまでも崩れているのは被覆材ということで、表面の土砂が崩れている状況であるということで県当局の方からはご回答いただいております、ただ、やはり、そういった部分に対しても何らかの対応をしていく必要があるということで県の方でも認識しておりますので、ただ、具体的な方策についてはまだ示されておりませんが、引き続き、県の方で早期の対応を図っていただくようお願いしているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 県の方で対応を考えているということなんです、具体的には、実際には、毎年の春先には必ず土砂が堆積する形になって、実際は農業関係者の人が選ばれて

というか、有志でもってその泥を排斥しているのが実際なんです。

私が思うに、これは県道そのものなのに、県の方の管理維持ということにはならないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 日常管理の部分については、基本的にそういった地元の町内会等で行っているところでありますが、今回のケースのように、何らかの原因でいつもより大量に土砂が流れ込んだ、それが県道のそういった被覆材であったといったような場合は、県当局でそういった大量の土砂の浚渫等についてはお願いしていききたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 大量の土砂であれば県の方で対応するという事なんです、大量でなくても、少量でも堆積しているのは事実なんです。その辺のことを、実際問題は町内会とかの方で対応しているんですが、これは町内会が対応するという事ではなくて、町の方で排斥するという事は考えられないでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 田中 晃議員に申し上げますが、あその場所につきましては県が管理主体でありますので、町としては県に要望していくというような答弁もいただいております。それ以上の答弁はないと思いますので。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） では、県一本化でお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2番目の国民健康保険について質問します。

先程の町長の答弁では、県一本化に向けて医療費と所得水準ということで、三川町は県の中でも医療費がかからない町という状況と、それから県の中では所得が高い方だということでお聞きしましたが、それで、その中で、来年の4月から県一本化で新しい保険税となるわけですが、今それに向けても、このままの状況を見ると保険税が上がる方向にあるのではないということなんです、今、国民健康保険に入っている人は、多くは非正規で働いている労働者の人、それから国民年金で暮らす人を含めると7割という状況に至っています。

国民年金の平均所得が150万円台というような状況がある中において、また、毎年国民年金が減らされていく、そういう中で、これ以上は値上げすると大変だという状況があると思うんです。私は、平成30年の一本化に向けて、何とかこれ以上値上げを防ぐ手立てがないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国民健康保険の加入者につきましては、加入年齢が高い、また所得が低いということで、こういった構造的な問題が前々からあるわけでございます。また、近年の医療費の高度化、そして増加ということで、国保の運営は厳しい状況にあり、また年々その厳しさが増しているという状況でございます。

そういったことから、平成30年度からは県と市町村が共同で国保の事業運営に当たるといことで、法改正がなされたものであります。

議員おっしゃるように、所得が低い人が多く被保険者であるこの国保の構造的な問題はあ

るわけですが、国保の保険者である町、30年度以降は県と市町村ということになるわけですが、この国と県の公費については、基本的には50%という形になってございます。

ただ、この県一本化のために、国の方では毎年公費の方をさらに追加していくという考えのもと、この県一本化が決まったわけですが、この公費のあり方がいまいち見えない状況にございます。

まずは、この公費の考え方がまだ国の方からきっちりと示されていない段階で、県の方も国保税率の方の試算もできない状況にあるところでございます。

まず、国としましても、この公費を厚くしながら国保の運営をしていくという考え、また国民皆保険を維持していくという考え方にございますので、まず県一本化で、少なくとも財政運営の規模は大きくなるものではございますが、県に移管したとしましても、厳しい財政運営には変わりがないところでございます。そういった部分については、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 国の方の考え方ということで、財布を大きくすればそれぞれが平準化になるという形で持っていこうということなんですが、私は、そもそも根本的な国保税のあり方というか、財政難になれば保険税を上げて、その結果、滞納が増えると。そしてまた財政難を繰り返す、このサイクルが本当にあるかなと思っております。

私は根本的にはやはり1984年のときに、今まで医療費掛ける45%だった国庫負担が、それが今は、結局は23%ぐらいになっているというのが現実だと思うんです。だから、私も知事会とか市町村会でも要望していると思いますが、国庫負担を増額するべきではないかと思っております。この点について、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程の答弁にもありましたように、被保険者が高齢化、そして被保険者の減少ということで、国保運営というのは本当に厳しいという現状はご理解いただけているというふうに思います。さらには、高度医療により医療費が非常に高額だという部分も、この国保運営については、大変厳しいものがあるというようなことであります。

こうした中で、かつて国は公費負担ということが伴うというようなことで、医療、介護も含めた予防事業というものに積極的に取り組んできたわけでありまして。これがこれからの高度医療あるいは被保険者の健康管理という部分にどう繋げていくかということが課題だというふうに言われてまいったわけでありまして。

このような中においても、なかなかその改善ができていないというようなことでもありますので、本町にとっては、先程申し上げましたとおり、非常に医療費は低い、所得が高いというような状況の中で、残念ながら被保険者数が少ないという、これがやはり国保運営の一番の大きな課題になるわけでありまして。そういった部分が、県が保険者になって、被保険者数のスケールメリットというものをこれから県と市町村が一緒になって国保の運営を進めるという状況でもあります。

田中議員の言われるように、国の負担が増えれば、これは当然、被保険者の負担、国保税

の軽減というふうに繋がるわけでありますが、先程も答弁申し上げましたように、低所得者に対してのいろいろな支援も行っている中において、当然、全国の6団体においては、この国保運営に関する国の公費の負担増を求めているというようなことでありますので、今後ともそういった面については、十分、国に対しての働きかけをやっていきたい、このように考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 国の考え方ということで、まず、スケールメリットが少ないということなんですが、私は基本的には、根本的には、国の国庫負担を増額するしか根本的には解決への道がないと思っています。

3番目の滞納者への保険証取り上げに移りたいと思うのですが、先程、町の方では独自軽減の方は考えていないということでした。滞納者の保険証取り上げについては法にのっとって進めていくということなんですが、その保険税の払い方についてなんですが、少しでも払える方がいれば、全額払えなくても分割でもって払っていくという、そして最終的にはお返しするというような、そのことについて、この点についてはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国民健康保険税につきましては、基本的に7月から3月までの9期にわたっての納税という形になってございます。ただ、なかなかそういった納付に繋がらない方につきましては、納税相談を行いまして、議員おっしゃるように、分割という方法もとらせていただいている状況にございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） それでも、払いたくても払えないというような状況にある世帯があると思うんです。そうした場合の対応なんですが、払えないから法にのっとって保険証を取り上げるという形になると思うんですが、やはりそれは、そういう方法でなくて、払えない事情を加味しながら保険証を継続していくということはできないものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国保税の滞納者に係る対応につきましては、国民健康保険法等による他、三川町にありましては、国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱に定めるところによりまして、対応しているものであります。

まず、国保税の9ヵ月以上滞納しているものにつきまして、3ヵ月ごとに開催しております国民健康保険税滞納者審査会におきまして、家族の状況、所得の状況、医療の受診状況、資産の状況、滞納の状況、そして最後に納税に対する意欲等、もろもろの状況を1件1件慎重に審査をし、その措置について決定しているものであります。

その措置につきましては、3ヵ月の短期証、場合によっては資格証明書の交付といった場合もございますけれども、1世帯1世帯、慎重に審査しているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 1世帯1世帯慎重に審査していると私も思います。でも、にもかか

ならず、実際に払うことができないという世帯があると思います。

私は、国保法第77条という条があります。そこには「特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予する」となっています。これは申請しなければ提供されませんが、この制度の活用で、今言ったような方々の減免あるいは猶予をすることができると思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 確かに、国保法第77条におきまして減免の部分があるわけですが、そういった該当する方については適用をしているところでございます。それほど事例的には件数は多くはないわけですが、そういった方については対応をします。それ以外については、やはり国保法、また、町の滞納者に係る実施要綱等によりましての対応というふうに理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 対応しているということなのですが、国保法第77条の中で対応しながら、要件が結構ハードルが高いところがあるんです。今、町の方では、これは昨年もお聞きしたんですが、低所得者の要件が生活基準の120%ということで規制されていると。なかなかこれはハードルが高くなっていて、実際に国保料で払えないというような人たちにとっては、ここのところを120からせめて140まで広げれば、そういう方たちが該当するのではないかと私は思うんです。

だから、こういう要件を緩和していただいて、そういう方たちに提供できるようなことを考えていただきたいと思うのですが、この点はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 大変厳しい基準というふうには理解はしておりますけれども、国保制度そのものが、相互扶助で成り立つ制度でございます。財源そのものが制度を維持していくには必要な財源ということでありますので、また、被保険者間の負担の公平を図るという観点も非常に重要だというふうに認識しております。

そういった部分から、ただいま議員から言われましたことについては、現在のところは考えていないところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 国保法にのっとってという形になるんだと思いますけれども、財政のこともあるということでなんですが、私はどうしてもやはり払うことができない、先程、払う意欲がある方とかそういう相談ということが出ていましたけれども、払えないから意欲が湧かないのであって、そういう状態に置かれた人には、町として何らかの軽減を考えていただきたいと強く思います。

それから、国民健康保険について最後の質問なんですが、それでは、保険税を集める集め方について、私は一つの方法として、今その保険税の算定において、住民税非課税世帯は所得割をゼロにするべきではないかと私は思います。また、そのような町の軽減策は考えられないか、これを1点お聞きします。

そして、都道府県一本化に向けて、町で取り組む標準的な保険税算定について、応能割や応益割の割合、それから、所得割と資産割をどの程度にするかとか、所得割と資産割と平等割をどうするかということが焦点になってくると思うのですが、私は特に、低所得者世帯の子どもの均等割、これはいらぬのではないかと思います。保険税の集め方として、応能負担の原則を主に盛り込んだ、そんな集め方ができないか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 住民税非課税の世帯につきましてはゼロと、また低所得者の世帯の子どもの均等割についてもいらぬというようなご意見でございました。

何度も同じようなことを申し上げて大変申しわけないんですけども、この国保制度そのものが相互扶助ということ、また、財源が必要不可欠ということでもありますので、そういった部分の考え方から、この国保法そのものが、住民税非課税世帯であっても、軽減等がありますので、少なからずご負担をいただくという考えであります。

まずは、国民健康保険法にのっとりた形で運営していくことが重要であるというふうに理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 国保法にのっとり進めていくということでした。私は、実態として、今の子どもの貧困を、6人に1人が貧困になっているんですね。ひとり親家庭は、子どもは2人に1人が貧困状態です。だから、そういうところを救えるのは、やはり何らかの町独自の軽減策が今必要でないかと切実に思います。これからも含めて、そこを考えていただきたいと思います。

それを要望しまして、次の介護予防・日常生活支援総合事業についての質問に移ります。

町の方で、介護予防・日常生活支援総合事業の支援の1、2として、現行相当のサービス、現行相当の通所介護サービスと、それから訪問型Cのコースといたしますか、そこを選んだと思います。まだ4月から始まって数ヵ月なので、先程言ったように、見えにくいところがあったり、検証はなかなか難しいと思うのですが、4月から始めるにあたって、なぜこの現行相当型のコースとCのサービス仕様を選んだか。そこにおいて、総合事業における専門性といえますか、それについてどう考えているのか、所見を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 本町におきましては、介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、今年度の4月より、制度の方に移行したということでございます。

要支援1、2の認定をされた方で、通所介護サービス、また訪問介護サービス、この二つの予防サービスを利用していた方が介護予防・日常生活支援総合事業の方に移られたわけですが、まず、町といたしましては、昨年度のうちいろいろ検討し、事業者とも相談をした結果、認定を受けられた方が、4月以降、更新認定で総合事業の方に移られても同じようなサービスを利用できるようにというようなことで、現行相当の事業ということで選択をしたというところであります。

また、先程サービスのC型ということでお話が出ましたけれども、実は認定を受ける前に、介護予防の事業ということで、今までの表現では二次予防事業の対象者ということで、例えば、通所リハビリを実施している事業所に委託をしまして、運動器の機能向上改善事業に対象者の方から参加をさせていただいて、認定を受けるほどにならないようにということで予防事業も行ってきました。そのメニューを今も、今年度以降も残しております、それが通所型サービスCということで予定をしているというものであります。

また、訪問型サービスCにつきましても、まだ、今年度発生はしていませんけれども、必要な方が出ましたら、保健師等の訪問というようなことで考えているというところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 総合事業に移られても同じようなサービスを維持するという事で選ばれたということで、私もそれはすごくいい選択というか、その代わり、様々緩和された基準によるサービス、いわゆる資格がない人でも介護を当たれる、それから、住民団体がボランティアに近いサービスを行えると。

いずれにしても、専門の介護職が立ち会わないで行うということは、結局、今まで受けていたサービス内容が低下する懸念があるのかなと、私、強く思ったところがありまして、三川町で4月から取り入れたのは、現行相当のサービスということで進められたということで、大変評価しています。これはまた、4月から1年も経たないと、なかなかそういう実際移られた中の検証とかもろもろはできないと思うんですが、すごく私はそのところは評価しています。また、今の内容を含めて進めていってほしいと思います。

それで、最後の質問に移ります。就学援助についてです。

新入学児童生徒学用品費については、検討を重ね対応をしていくということでした。国の制度では、要保護児童生徒については29年度から大きく変わったのですが、援助額も、それから入学前も変わりました。けれども、準要保護については、小泉内閣のときからそれが一般財源化されてしまっていると。その中から起きている問題だと思うのですが、町でなかなかそのところで盛り込んでいただけない状況があると思うのですが、3月の、私、就学援助については質問したのですが、そのときに、各小学校、中学校を回ってお聞きしましたら、小学校、中学校合わせて、準要保護児童生徒の人たちが12人いらっしゃるということです。あと、要保護の児童生徒の方はいらっしゃらなかったと思うんです。だから、今の時点では本当に、言い方が少しおかしくなりますけれども、要保護の子たちがいないというならば、もう少し準要保護の方にシフトして、手厚いことができないかと私は思うんです。

差し当たって、そこについては来年度から力強く検討していただけないか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 要保護児童生徒に対します新入学児童生徒学用品費等につきましては、ご質問にありましており、国の制度が改正されまして、入学前に支給した経費も補助の対象にすることができるというふうな形に改正されたところであります。

町といたしましては、ご質問で、町の方には要保護児童生徒がいないということで、その分、準要保護への援助の拡充といたしますか、お話がございましたけれども、町といたしましては、国の基準にのっとり、その範囲の中で適正な支給に努めていきたいと思っておりますし、その制度の維持にその都度取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 訂正します。先程私、準要保護の数のことを12名と言いましたが、私の調べでは18名でした。訂正します。

最後になりますが、私、就学援助制度のこと自体が、子どもを預けている保護者の方たちが本当に知っているのかということがあるんです。県内で周知徹底のアンケートを県でとったんです。その中では、いろんなところの周知の仕方があったんですが、そこが三川町の場合は、周知の方法の問い方の数が意外と少なかったと。ホームページにも載っているのですが、そこでは準要保護の人たちに特に、就学援助が受けられるという、その所得までは記載されていないんですね。だから、その自分の生活を知って、どのぐらいの所得であれば権利として生活援助を受けられるか、それをもっと周知徹底していただきたいと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 準要保護の対象となる方が、ご自身がその対象になるということの認知といたしますか、そういったための教育委員会としての周知、手立ての方法ということとあります。

入学後において、生活上、その学用品等の支出に困窮といたしますか、生活状況が厳しい、そういった支払いが大変だという方については、教育委員会も窓口になりますし、学校の方でもそういった方については相談を受ける体制をとっております。

そういったところで、ご本人がそういったところの認知をするタイミングがどうなのかというような形もなろうかと思いますが、そういった周知についても学校と連携しながら、対象となる方が、申請が遅れたり、相談ができなかったりという状況にならないよう、今後とも努めてまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） ぜひ広く周知をしていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で7番 田中 晃議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時49分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

1. 保育園等の運営について	1. 保育園・幼稚園の運営で保育士等の不足は生じていないか。 待機児童の実態と対応策は。
	2. 民間運営では、保育士等の待遇改善が報じられています が町営での状況と処遇改善策は。
	3. 公立の保育園等を民間委託に移行しようとしている所も あります。町立の維持が必要と感じるが町の考えは。
2. 教育行政について	1. 学校の先生の勤務時間の多さが報じられているが実態 は。それらによる児童・生徒にあたる影響は。
3. 健康福祉行政について	1. 福祉センターのカラオケ等の整備の考えは。
	2. カラオケ講習・教室の開催の考えは。
4. 町内の土地利用について	1. 町では、民間開発等による土地利用の推進。住宅政策で 地域経済の活性化を図っていますが今後の考えは。
	2. 政府は、農村地域で農地を企業用地に転用しやすくする 「農村地域工業等導入促進法（農工法）」の改正を進めよ うとしていますが、町として農地転用の考えは。
5. ふるさと応援寄附金につ いて	1. 総務省の意向で「ふるさと応援寄附金」の返礼品額の割 合が示されたことにより寄附金が減少傾向になると思われ ます。その対策と収入減による「第3次三川町総合計画」 の実施計画への影響は。
6. 三川町かわまちづくりに ついて	1. 今後のかわまちづくり整備事業の見通しは。
	2. 事業で整備された箇所維持管理の考えは。

第3回議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、保育園、幼稚園の運営についてであります。

保育園・幼稚園の運営で保育士等の不足は生じていないのか。また、待機児童の実態と対応策を伺います。

民間運営では、保育士等の待遇改善が報じられていますが、町営での状況と処遇改善策を伺います。

公立の保育園等を民間委託に移行しようとしているところもあります。町立の維持が必要と感じますが、町の考えを伺います。

次に、教育行政についてであります。

学校の先生の勤務時間の多さ、つまり長時間労働が報じられておりますが、その実態と、それらによる児童・生徒に与える影響を伺います。

続いて、健康福祉行政についてであります。

福祉センターのカラオケ等の整備の考えはどうでしょうか。

また、カラオケ講習・教室の開催等の考えを伺います。

次に、町内の土地利用についてであります。

町では、民間開発等による土地利用の推進、住宅政策で地域経済の活性化を図っておりますが、今後の考えを伺います。

政府は、農村地域で農地を企業用地に転用しやすくする「農村地域工業等導入促進法（農工法）」の改正を進めようとしておりますが、町として農地転用の考えを伺います。

次に、ふるさと応援寄附金についてであります。

総務省の意向で「ふるさと応援寄附金」の返礼品額の割合が示されたことにより、寄附金が減少傾向になると思われれます。その対策と、収入減による町の「第3次三川町総合計画」の実施計画への影響を伺います。

最後に、三川町かわまちづくりについてであります。

今後のかわまちづくり整備事業の見通しと、事業で整備された箇所の維持管理の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の教育行政につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

初めに、保育園等の運営について、1点目の保育士等の不足、待機児童の実態と対応策についてのご質問であります。法令等において定める保育士等の人数については充足しているところであり、待機児童についても、現時点においては生じていないところあります。

しかしながら、今後、新たな入園希望に対応するために保育士等の増員配置が必要と見込まれる場合には、速やかに確保できるよう対応してまいりたいと考えております。

2点目の町の臨時保育士等の処遇改善につきましては、近隣の保育所等の現状を踏まえながら、賃金のほか、休暇などの福利厚生の方でも改善を図ってきたところあります。

3点目の公立保育所等の維持に関するご質問であります。本町の行財政運営につきましては、効率的で質の高い行政サービスの提供とコンパクトな行政を目指し、組織機構や事務

事業の見直し、民間委託等民間活力の導入などに積極的に取り組んでいるところであります。

そのような中、今後も増大が見込まれる行政ニーズに対応するためには、町においては、政策の一層の選択と集中が求められ、その財源の確保も大きな課題となってくることから、他の事務事業とともに民営化の対象から外すことはできないものと考えているところでありますが、現時点においては、町立での運営を維持してまいる考えであります。

次に、健康福祉行政に関する2点のご質問であります。関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町社会福祉センターにはすでにカラオケが整備されており、現在も介護予防教室や「菜の花大学」のカラオケクラブ等において使用されているところであります。

また、カラオケ講習・教室の開催の考えについてのご質問であります。老人クラブ連合会では、昨年度、初めて「歳末たすけあいカラオケ大会」を開催したところであり、「菜の花大学」カラオケクラブも2年目となり、これらの活動については、健康や生きがいづくりにも効果のあるものと考えられるところであり、今後とも各種団体等の活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、町内の土地利用について、1点目の民間開発等による土地利用の推進、住宅政策に関するご質問であります。本町におきましては、土地開発公社による住宅団地の造成とともに、民間開発による建売分譲についても積極的に誘導してきたところであります。

この民間事業者による建売分譲につきましては、国内における雇用・所得環境の改善に支えられ、県内経済も緩やかな回復基調にあることから、住宅地の販売状況も好転しつつあると言われております。

このようなことを踏まえ、本町といたしましては、今後とも、民間主導による宅地開発を基本に据えながら、本町への移住・定住の促進と地域の活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法の改正に伴う土地利用に関するご質問であります。農工法につきましては、農村地域に工業等の導入を促進し、農業と工業等との均衡ある発展に資することを目的として、昭和46年に制定された法律であります。

しかしながら、その後、日本の産業構造が大きく変動する中であって、近年の農業・農村をめぐる社会経済情勢も変化していることから、農工法の支援対象業種を工業等に限定せず、サービス業等にも拡大し、雇用の場を積極的に確保することを目的とした農工法の一部を改正する法律案が、現在、国会等において審議されているところであります。

このようなことを踏まえ、本町といたしましては、農工法導入実施計画に基づきながら、若年層、UIJターン希望者及び農業従事者に魅力ある就業機会を創出するとともに、認定農業者等担い手農家への農地の集積を促進し、農業と工業等との均衡ある発展に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ふるさと応援寄附金に関するご質問であります。本年度に入り、総務省から、寄附金に対する返礼品について、寄附金額に対する調達価格の割合の高いもの等については、制度の趣旨に沿って是正する旨の通知がなされたところであります。

先程同様の質問でお答えしたとおり、本町では、寄附金額に対する返礼品の調達割合は平均して約40%を下回っているところであり、是正の必要性については慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、ご質問にありました返礼品に係る是正等の理由による寄附金の減収については、一概には判断できないところではありますが、これまでに増して地域産業の振興を念頭に置いた取り組みを進め、多くの方々に三川町を引き続き応援していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、第3次三川町総合計画の実施計画に与える影響につきましても、見通しが難しい状況ではありますが、地域産業の振興を念頭に置いた取り組みにより、必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、かわまちづくりについて、1点目の今後のかわまちづくり整備事業の見通しに関するご質問ですが、本事業は、国並びに町がお互いに連携を図りながら進めている事業であります。

まず、国が直轄で整備を進めております赤川水系環境整備事業においては、今年度、低水坂路及び河畔の整備が予定されており、今後も順次計画的に施設整備が図られていくものと期待しているところであります。

また、町では、国の交付金制度を活用した都市公園整備事業により、中核施設となる赤川河川緑地ふれあい広場の整備工事に昨年度から着手し、早期の完成を目指しているところであります。現在、国の交付金措置率が低い状況にあることから、事業期間の延長も視野に入れながら、着実な整備と施設の利活用について努めてまいる考えであります。

2点目の、整備後の施設の維持管理につきましては、町が主体的に運営管理していくものであります。その維持管理経費について、今後、かわまちづくり推進協議会など関係団体等の意見を踏まえ、将来の財政負担を極力抑えられる運営手法について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

教育行政について、先生の長時間勤務と児童・生徒に与える影響に関するご質問ですが、まず、教諭の勤務時間につきましては、文部科学省の平成28年度の調査で、公立小・中学校の教諭の平日勤務時間が、10年前の調査に比べ30分から40分程度長い11時間以上となったことが公表されたところであり、

本町においては、国と同じ平成28年度の県の調査結果において、小・中学校のどちらの教諭の勤務時間も、全国の数値を下回っている現状にあったところであります。

このような状況にはあるものの、教諭の勤務時間は一般的に長い状況にあり、その解決策としては教諭の増員が理想ではありますが、現在の制度下、さらに財政上も困難なことから、学校現場においては様々な工夫で効率化に努めていただいているところであります。

しかしながら、「子ども第一」の現場では減らせる仕事にも限界があり、夕方や夜間に処理せざるを得ない状況があります。

長時間勤務による先生の健康面、精神面での不調は、子どもたちの授業や学校生活への不安を生むことが懸念されていることから、教育委員会といたしましては、各種の支援員や指導員、また図書司書等を配置して学校現場の負担軽減を図るとともに、人事評価の際の面談やストレスチェックなどを通して、先生方の悩み等に応え、心身ともに健康で働いていただけるよう努めているところであります。以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、子どもの保育園の待機児童の件であります。今、答弁では待機児童はいないという答弁でありました。今年の4月1日現在で、民間のこの保育園もあるわけですが、みかわ保育園では0歳児5人、1歳児23人、2歳児35人とありますが、私の伺った個々の事案では、三川町は子育て支援が良いのでということで新興団地に移ってきて、隣接の市、旧町ですけれども。ところが、生まれた子どもを保育園に預けようとしたらだめだったということで、勤めにも行けないということも伺いました。

もし、それらの原因等が事実であるかないかはまた別として、もしこういう申し込みがあった場合、0歳児、1歳児等は1人の保育士が見る人数が少数と限られております。その場合、保育士が不足で受けることができないという状況が生まれるのか、あるいは場所、保育する面積が足りなくてそういう状況が生まれるのか。

教育行政方針でも、3歳未満の乳幼児の保育希望が増えているということで、保護者のニーズに応じて幼稚園の臨時保育士の確保を図るため、処遇改善を図るという教育委員会行政方針が述べられております。ある程度、3歳未満児の保育希望があるということは感じているのではないのでしょうか。その点、伺います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 待機児童について、実態としては、いるのではないかとご質問かと思えます。私の手元にある資料では、先月末の時点で、みかわ保育園の方には0歳児で7人の子どもが入所している現状でございます。

議員のご質問にありました、待機児童、入れなくて困っている方がいるという案件は、現在、私としては把握していないところでありますし、先に担当とこの資料のデータ、0歳児7名が入所しているということを聞いた段階でも、そういった入所できずに待機している子どもというのは確認できておりませんので、現時点ではいないということで認識しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 新しく三川の住人になられた方等、あるいは新しく子どもが誕生して職場復帰のために入園させようとする場合、ここで、手続上、役場の係の方に来て行うべきものなのか、あるいは保育所へ直接行って申し込むべきなのか、情報をどのようにして得たらよいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 保育園の入所を希望される場合は、様々な窓口から入ってくるケースが考えられるかと思えます。新たに転入される方ですと、ご近所の方からまっすぐ

教育委員会の方へ、または子育て支援センター等もございますので、そこで情報をお聞きしながら、役場、教育委員会の方に相談に来られる方もいらっしゃいます。

最初のきっかけは、それぞれ保育園の現場であったり、直接その保育園、例えばこの保育園に向かわれて、必要な手続等を役場の方にお越しただいて、していただいているという現状でございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そのような方法等を、例えば、住所変更の手続等、あるいはお祝い品をやっておりますけれども、結婚届等でそういう資料も告知しておくべきではないかと思われませんが、そういう対応の考えはどうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） ただいまのご質問については、大変申しわけございません、いろんな形で転入される方が窓口に来られた場合、理想としてワンストップというような考え方もあろうかと思っておりますので、その辺、今答弁できませんけれども、いろんな形で転入される方が必要とされるサービス、窓口で聞いていただいたりとか、または、あらかじめこちらの方でその方に合ったような情報提供ができるような形で取り組んでおりますし、今不足する分があれば取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 確認しますけれども、今そういうような方法で申し込んだ場合、例えば、先程言ったとおり、保育士を確保しなければならなくなった場合は、確保して待機児童をなくするという状況なのか、確認します。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 現在みかわ保育園で配置しております保育士等の、基準に照らした配置をもとに行っておるわけですが、現時点では、1名、2名、それぞれ0歳児から3歳児まで入所の希望をされた場合は、1人とか少ない人数であれば、現状でも受け入れることが可能というふうに認識しております。

ただ、その人数、特に0歳児が今後出産等で増えてくることも考えられますので、そういった配置が現状で厳しくなることが見込まれる場合、その状況において、配置の見直しとか新たな保育士の確保等に努めていきたい、対応していきたいということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 他の民営とか、他の保育園等では保育士の確保が大変という状況にありますけれども、三川町ではこういう状況はなく、保育士の確保はできるという解釈と受け止めました。

他は保育士がなかなか集まらないという状況でありまして、保育士は能力や経験に応じてキャリアアップする役職が少なく、給料が上がりにくいということで、なかなか保育士が、資格があってもならないということで、保育所の定員増にも対応できないから待機児童ができていくという状況が報じられておりますが、先程言ったとおり、三川の場合は、いろんな方法、あるいは臨時職員も対応で処遇改善をしているということではよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 保育士の確保につきましては、先程、今後もし、入園児とい
いますか、入所の希望が増えて、確保に対応したい、努めてまいりたいというふうにお答え
いたしました。実際には、他の民営または公立の保育園と同様に、本町でもその確保は非
常に厳しい状況にはあります。

ただ、処遇改善の面でいえば、民間はやはり国の政策等で改善されているようであります
が、町も周辺市町村の民間の給与等、また休暇等の福利厚生面も含めまして、そういった現
状を踏まえながら、それと隔てなく手立てできるよう賃金面の改善しておりますし、そういっ
たところで確保に努めているところであります。

また、新たな保育士の配置が必要な場合、いち早く、例えばハローワーク等へ掲示すると
か対応を図るなど、待機児童が出ないように努めてまいりたいということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 国の方は、今年予算案で、保育士の給与2%、約6,000円程度を
引き上げることが盛り込まれ、あと、専門リーダーの役職等を新設して、研修等を行えば月
4万円の値上げをすることなどが盛り込まれました。

そういうことを踏まえて、例えば、キャリアアップのために研修等あれば、それに積極的
に参加させる意向なのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 現在、町の臨時保育士等について、役職手当的などころはな
いわけでありまして、勤務いただいた年数等に応じて昇給といいますが、賃金の増額は図っ
ておるところでありますし、また、必要な研修においては、正職員、臨時職員関係なく、そ
ういった機会を捉えて参加していただくということで、そういう取り組みはしておりますが、
ただ、やはり現場は非常に忙しい、多忙な仕事といいますが、勤務状況でありますので、そ
ういった中でも、できるだけそういう機会は逃さずに対応してまいりたいということでは考
えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そういう面で、資格があっても保育士が集まらないという現状は似
ているかと思われまして。

先程、町長の答弁で、しばらくは町立で維持が必要ですが、財政等を見れば民営化も考え
られるということでもあります。よそで、公立を民営化したために、保育士が面積の広さによっ
て通勤が困難という不安と、いろんな選択肢を迫られ、例えば、保育士のまま働くなら遠く
の保育園、あるいは公務員ですので違う方法もあるのではないかとというような選択肢も迫ら
れて、本当に不安な状況の保育士もいるわけでありまして。

やはり保育士の安定が、先程の教育長の答弁でもありませんが、先生の安定が子どもたち
に与える影響は大きいと思われまして、職場で安心して働ける、その人たちにも子ども、
家庭がありますので、そのような状況を考えれば、町立、公立維持という考えをもっと表に
出していくべきではないかと思われまして、その考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 町立での保育士の維持等につきましては、先程町長が答弁したとおり、現時点では、まずもって町立で運営していくということであり、以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そこで、ハローワーク等に出しますということでもありますけれども、私も前から言っているように、情報の耳を長く持って、アンテナを高く張って、先程言ったとおり、公立等が民間になったために職を離れるという人たちも、選択肢にあったわけであり、そういう人たちも見れば、やはり他市町村にもこういう資格のある人たちの雇用するという方法、ハローワークに頼っているだけでなく、そういう情報を得ながら個々に当たるという方法もあるわけですが、そういう積極策をとる考えはどうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋保育園主幹。

○説明員（高橋誠一保育園主幹） 現時点では、幸い、今現在の入所されている子どもたち、それに見合う保育士等が充足されている現状にあります。

先程、町としても、特に年度替わりにおいて、保育士等を確保するのが大変な状況は同じだということも答弁させていただきましたが、そういったときには、質問にあったとおり、単にハローワークに載せるだけではなくて、いろいろ現場の保育士なり、また、他市町村の状況を見ながら情報収集に努め、確実な確保に繋がるよう努めておりますし、今後もそのように対応してまいりたいということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 教育行政の、学校の先生の長時間勤務時間ではありますが、先程保育士の件にあったとおり、先生にも家庭、子ども等あるわけですね。あるいは、この間運動会があったとおり、行事等あれば職務の方に優先して出るとありますし、やはり先生の不安が子どもに与える影響は大きいと思われませんか。

そこで、三川の場合、中学の先生方がクラブを持っている等の、週1回大会があるとか、いろんな時期もあろうかと思われませんか、そういうものを持っている先生と持っていない先生の労働時間はどうなっているのか、伺います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 小学校と中学校の教諭の勤務時間を比較した場合、ご質問にありましたとおり、先程教育長が答弁いたしましたとおり、部活動の顧問等を担う中学校の教諭の方が勤務時間が長い現状にあります。

ただ、私の認識では、中学校の場合、中学校の体育大会等におきましては、様々な競技がある中で、先生方は大なり小なり、顧問とかそういう形でかかわりを持っているかと思えます。その競技において、大会の数も、また遠征とかそういった活動内容も異なってきますので、一概には言えないと思えますけれども、少ない、多いの区分はあるにせよ、中学校の現場ではそのようにかかわっていただいておりますし、そういったところが、先程最初に答弁しましたとおり、中学校の先生の長時間勤務の一つの要因にはなっているということで認識しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 教育委員会に伺いますけれども、よく先生は、行事があれば、勤務時間、運動会等もそうですが、前話題にもなりましたけれども、自分の子どもが卒業式があれば卒業式に出るというような件があって、世論が割れた時期もありましたが、町ではそういう学校勤務の学校行事と、自分の家庭というか親の責任の業務の優先を、勤務時間にもかかわりますので、どのように考えているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） どちらの方に出るかというのはそれなりの権利がありますけれども、ただ、この庄内あるいは三川に勤務する教員におきましては、やはり自分が受け持つ子どものためだったらどこまでも仕事を押し通すと、苦にならないということで、それぞれの地域の中でも、本当ならば勤務時間を離れば参加する必要がないんですけれども、地域を大切にしようとか家庭を大切にしようかということで、先生方は自分をある程度殺しながらといいますか、やはり職務として、教員としての倫理観を持って臨んでいるのではないかというふうに思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、健康福祉行政でありますけれども、福祉センターに実際、事実、カラオケの器具はあります。でも、ある老人クラブでは、カラオケ愛好会を作って、福祉センターの設備が良ければ福祉センターを使いたいんですけれども、お金を出し合って、カラオケ施設で1週間1回練習しているという現実の状況もあります。

やはりその辺、カラオケの設備というものは日々進歩しております、追っていつはきりがないとは思いますが、今の設備が愛好者にとって適した設備なのか、そういう声はないのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 現在の福祉センターに設置しておりますカラオケの設備の状況というようご質問でしたけれども、確かに志田議員がおっしゃるように、ある単位クラブでは、カラオケ愛好会を組織しまして、近くのカラオケのお店に行っていてやっているということは聞いておりますけれども、ただ、それが、福祉センターのカラオケの設備が不良であるといいますか、そのためだというふうにはこちらの方には聞こえておりませんし、あくまでも自分たちが歌いたいという環境の中で選択したというものだろうと思っております。

また、この福祉センターを使って、菜の花大学でもクラブ等をやっていますけれども、特に、例えば、曲目が古くなってとかというような不満が聞こえてきたというようなところは聞いていないところであります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ここでまた事例が出ましたけれども、このカラオケ施設に通っている人たちは福祉センターの設備がということが、私は言われてこういう状況下にあるわけがあります。どうしても、言いづらいのか分かりませんが、町側、行政側には言いにくいのではないかと。逆に住民側に入ってこれらの本音も聞くのが小さな町の良いところでは

ないかと。小回りも利きますので、その辺、やはり検討すべきではないかと思えます。今答弁した課長は昨年まで福祉センター勤務ということで、こういう状況でそういう感覚だったかもしれませんが、もっと、よく言う深掘りをしてよいのではないかと今後思われます。

続いて、町内の土地利用であります。町では、施政方針にあるとおり、住宅開発で若い人たちの移住ということであります。若い人たちが移住するということは、今、新興団地を見れば分かります。若い人たちが新築等をして入ってくるわけであり。そうすると、当然、三川町においては社会動態も良くなって、若い人たちですので、この夫婦に子どもが生まれれば、当然、自然動態も数値が良くなるということでもあります。

先程の保育園問題ではありませんが、こういう子育ての良い町の環境を作っておりますので、この住宅開発でも、民間開発とは言いますが、この民間開発業者に三川町の子育て行政等をアピールしていく、もっと啓発すべきではないかと思えますが、どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 住宅開発における民間業者への、三川町の子育ての良さのアピールということでございました。この部分につきましては、現在も、年度当初、三川町の子育ての良さをPRするチラシを作っております。そういった部分、間もなく配布する予定にしておりますけれども、民間の開発業者等へも、それぞれ100部なりその部数をお配りして、本町への転入、移住を進めるような形で、公の施設のみならず、民間の町内に事業所を置いている開発業者、もしくは三川の横山、それから猪子方面で開発を行っている不動産、開発業者の方にパンフレット、資料の方をお配りして、転入を促進するような移住・定住を進めるような形での三川のPRを行っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 住宅開発等で、隣接の市辺りでは、三川町に建設が進むと地元の市にも建設してくださいという意見があったということが、昨年でしたか、我々町内会長との話し合いの中でも出たという情報を得ましたけれども、でも、その中でも、三川町は子育て支援策をやっているから若者が三川町に土地を求めて来ているのだという、市側に答弁というか説明したという情報もありました。

やはりこの地域の中で、よく言う井ぶりの中での奪い合いですけれども、土地の単価が安いということもありますが、土地の開発に伴うのは、やはり若い者が魅力、子育て政策が良いから三川に建設するという状況が一番だと思われ、市では三川並みにやっていないから市には建てないんだという意見も出たという情報でした。

その辺を、三川町は独自で政策を出してこういう事業を進めて、土地の有効利用イコール地域の活性化、社会動態、自然動態も良くなる。この間の発表では、選挙の有権者が三川町は1人しか減っていないという状況でもありました。やはりそういうもの、全体を考えれば、土地利用で住民を増やすという方策は、町にとって、あるいは総合的に考えれば良い結果に結びつきますので、こう考えていってほしいと思えます。

次に、農地転用であります。今、答弁にあったとおり、国会で今審議されております。

その委員会の中で、山本農林水産大臣は、基本的には農業と導入産業の土地利用調整を行って、安易な転用は認めないという法案ですという説明はしておりますが、分かるとおり、三川町は33.22㎏の中で、ほとんどが住宅以外優良農地であります。ですので、安易な転用は認めないというような言い方、全国レベルの答弁だったと思いますけれども、三川の場合は、先程言った優良農地を転用せざるを得ないわけです。

先程とはまた別に、農業振興の面から見た場合、あるいは虫食い状態に開発がならないためにも、この土地の調整が必要と思われませんが、考えをもう一度伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） ただいまのご質問につきましては、本町においても人口、財政にもかかわってまいることでもありますので、案件が出てきてから慎重に審議をしたいと考えています。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 私、先程言ったとおり、案件が出て虫食い状態になってからは、優良農地の確保というものは困難なことと思われまます。

そこで、町側としても、そういう状況にならないためにも、ある一定規模、将来を見据えて白地申請するという方法もあろうかと思いますが、その考えはどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 今の話にありました、農地の工業等の導入の部分で、法律の改正の方は今行われているところでありますけれども、本町の農用地の確保等、これは法令の改正でも、優良農地を残しながらということで法令の改正が行われているようであります。

しかしながら、その中で、農村等にも工業等を導入する際に、これまで5業種だったそういった部分の導入の業種の方についても、サービス業を含めた形で全業種に拡大して、農村地域の雇用の確保と、さらには、農地との、既存工業との適正な確保を図るということで今回の改正が進んでいるということで聞いているところですので、そういった方向で農地の確保についてもされるものというふうに認識いたしているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 私は、優良農地確保のためも含めて、虫食い状態にならないためにも、三川は将来的に、ここはこういう開発の地域ということを示す、長期的ビジョンのためにも、一定規模の面積を白地申請すべきではないかということで質問したのであります。もう一度お願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 例えば、農村工業等導入、今、農工法の改正ということになっておりますけれども、この部分につきまして、現在は本町ではみかわ産業団地ということで、西側の方に計画を持っております。ただ、この部分が先程の年度末に完売いたしましたので、分譲が終わりましたので、それ以降の次の農業の導入実施計画等については、本町の農業行政、さらには町としての土地利用、そういった部分を総合的に勘案して、さらな

る町の移住・定住、さらには活性化のためにどのような形がいいかという部分については、十分農業サイドの方とも調整して進めてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、ふるさと応援寄附金の件であります。

私、3月議会でも述べたとおり、あとき総務省から通知があって、どう対応するのかということで質問もいたしました。その中でも答弁はもらって、また再度通知が来るというような予測はなかったわけでありまして、その時点でも三川では、沖縄県から北海道まで4万件弱の寄附をいただいたということでありました。それが今回の返礼品の影響で少なくなるのではないかとという予測、あるいはそういう報道もされております。

その対策としての方法、あるいは昨日の夕刊にも出ておりましたけれども、三川町としては大量寄附金の部分、変更できないという見出しでありましたけれども、その考え方、もう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にありました応援寄附金の件でございますが、いわゆる国からの通達で、趣旨に沿わないものについては、具体的には返礼品の割合が3割以下にしなさいというような通知が来たわけですね。これに対して、町長の方がご答弁申し上げたとおり、実際の三川町の状況を踏まえて、それについては慎重に判断していきたいというふうにご答弁させていただいております。

またその件をもって寄附金が下がるということについては一概に言えないと。つまり、いろんな複数の要件が重なって、下がる場合もあれば上がる場合もあるということと捉えております。実際、4月については前年比半減いたしました。この時点はそういった方向にあるかなというようなことも思いましたが、実は5月、6月と前年比を上回る状況になっております。

いずれにしても、寄附金でございますので、確定した金額をいただけるというようなものではございません。そういったことも踏まえ、引き続き、昨年度から、いわゆる寄附金をいただいた部分の半分については返礼品です。実は、その返礼品は経費として捉えるのではなくて、返礼品自体も産業振興の振興費だということに捉えれば、いただいたものについては8割、9割方、町のまちづくりに使われているというふうな捉え方をしていますので、今後の対策としても、引き続き、いわゆる農業者、商業者が自分の生産品を商品にして出していく、町から見れば、特産品作りを応援しながら、引き続き努めながら応援寄附金に応じていくというふうなことを継続して取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、答弁で、言葉で1カ所あったんですけども、地方分権になってから、国からの通達というものはなくなりました。通知であります。国では今、地方に対して通達は出しておりません。地方分権で出すことはできない状況です。

それで今、5月、6月の状況を言いましたけれども、今報道されているとおり、こういう

状況下で駆け込み申し込みが増えているという現状もありますので、これで一喜一憂することなく、今年度を見据えた方策を事前に打つべきではないかと思われます。

今、答弁にあったとおり、まちづくり等の資金源にも当然なっているわけですので、これから駆け込みが終われば落ちるという予測も踏まえて、それらの対策、魅力のある返礼品等も考えるべきであると思いますので、提案しておきます。

確認ですけれども、先程から返礼品のことを40%と言われておりますけれども、これは配送料も含めて40%という考えなのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 配送料、郵送料を除いた、いわゆる返礼品そのものの部分で出した数字です。

参考までに、前にご質問あった100万円というようなご寄附の場合、この場合、返礼品については4割以下というところでなくて、25%ほどの割合になります。ですので、いろいろな形の寄附金について、平均して4割以下になっているというような説明をさせていただきました。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、三川かわまちづくりについてであります。

今いろいろな事業を行っておりますけれども、例えばカヌーの発着所、前も私、この議会で何回も指摘しているとおおり、カヌーの発着所ができたからすぐカヌーに乗れるというわけではありません。その答弁で、カヌーをやるということではないという答弁もいただきました。カヌーというと、指導員も養成しなければならない、そのもとで講習を受けてカヌーをやらなければならない。

あと、前、発着所が流されたという経緯も三川町ではあります。今回、各左岸、右岸に設置予定であります。設置された面もありますけれども、先程、同僚議員も言ったとおおり、土砂等がたまれば、町で維持管理ですので、町で掃除をしなければならない、改修しなければならない。前のように、このカヌー発着所が流された等、大きな被害を受けた場合も町で維持復旧作業をしなければならないのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） この当初の計画づくりの策定の段階でも、維持管理についての部分で、それぞれ国、それから町が整備する箇所があるわけですが、国においては、船着き場、親水護岸、管理用通路、桜堤等の施設補修、これについては国で行うということで大前提としてありますので、日常管理の部分は地元の業者等ができればという部分があるんですけれども、やはりそういった大きな補修については、それぞれ設置したところで補修を行うと。そもそも河川の護岸にあるものについては、本町では工事等はいりませんので、そういった大きな補修があった場合は、国が直接行うことになると思います。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） この都市公園はかわまちの公園ですけれども、公共施設に該当になって、管理計画に該当すると思われます。

それで、維持管理する場合、やはりあの広いところを業者委託となれば、相当の管理費等、かかってしまいます。当初は芝生等、グラウンドゴルフ等の会あるいは地元組織に委託しようという考えもあったようですがけれども、なかなかうまくいかない。実際、グラウンドゴルフの競技人口は減少しております。

例えば、隣接のところ公園を作ったところ、維持管理を地元をお願いしたら、断られて、一時期管理が不備な状況がずっと見られました。

こういう場合、三川町としては、委託等、維持費はどう考えているのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） そういった緑地の管理、特に芝等の管理については、現在、業者等に委託している状況でありますけれども、今回、整備後の維持管理については、できれば町の方で機械等を整備しまして、町あるいは地域や農業団体等にその機械を無償で貸与して、業者委託よりもなるべく低廉な価格となるよう、維持管理に努めていきたいと考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） これで私の一般質問を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、9番 梅津 博議員、登壇願います。9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員）

1. 財政運営について

1. 健全な財政運営は、持続可能な町政運営を図る上で、最重要課題と認識する。

先に提示された中期財政計画、並びに公共施設等総合管理計画では、中・長期に亘る公共施設等の整備・改修について計画が示されたが、この計画を実行する際の財政運営上の課題をどのように捉えているか、見解を伺う。

2. 平成29年度から平成33年度までの5年間で、繰入金は16億円強の計画であり、その財源である基金については11億円弱を積み増しする計画だが、基金の積み増しについてどのように進めていくのか、伺う。

3. 情勢の変化による計画の変更について、どのように考えているか、伺う。

2. 地域交流・子育て支援

1. 地域交流・子育て支援施設整備事業の今後のスケジュール

施設整備事業について について伺う。

2. 施設の名称・愛称はどのようにするのか、伺う。

3. 施設の運営はどのように行うのか、伺う。

平成29年第3回議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

最初に、財政運営について伺います。

1点目、健全な財政運営は、持続可能な町政運営を図るうえで、最重要課題と認識いたします。

先に提示された中期財政計画並びに公共施設等総合管理計画では、中・長期にわたる公共施設等の整備・改修について計画が示されていますが、この計画を実施する際の財政運営上の課題をどのように捉えているか、見解を伺います。

2点目、平成29年度から平成33年度までの5年間で、繰入金は16億円強の計画であり、その財源である基金については11億円弱を積み増しする計画ですが、基金の積み増しについてどのように進めていくのか伺います。

3点目、情勢の変化による計画の変更について、どのように考えているか伺います。

次に、地域交流・子育て支援施設整備事業について伺います。

1点目、地域交流・子育て支援施設整備事業の今後のスケジュールについて伺います。

2点目、施設の名称・愛称はどのようにするのか伺います。

3点目、施設の運営はどのように行うのか伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

初めに、財政運営に関する3点のご質問であります。関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

先にお示しした公共施設等総合管理計画は、平成28年度から平成37年度までを対象とする、いわば長期の財政計画であり、平成29年度から平成33年度までの期間を対象とする中期財政計画と整合性を図りながら計画を策定しているところでありますが、いずれも、健全財政を堅持していくためには、歳出の平準化と安定した財源の確保が課題となっております。

ご質問にありました中・長期にわたる公共施設等の整備・改修につきましては、町の最重要事業に位置付けしている「地域交流・子育て支援施設」の整備を中心に進めていく考えであります。施設整備に対する有利な補助金等の活用が望めない状況にあることから、目的基金である教育施設整備基金やふるさと基金、財源不足を補うための財政調整基金等を活用するとともに、町債の起債も含め、事業の円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、基金の積み増しにつきましては、ただいま申し上げた基金の現在高が、3月末時点

では11億3,000万円ほどであります。この基金を計画的に取り崩し活用してまいり一方、ふるさと応援寄附金をもとに積み立てしているふるさと基金につきましては、今後も一定程度の確保を期待しているところであります。

こうしたことから、ふるさと応援寄附金につきましては、今後とも多くの方々に三川町を応援していただけるような取り組みを進めることにより、必要な財源の確保に繋げていく必要があるものと考えております。

また、情勢の変化に伴う財政計画の変更は必然的なものであり、特に総合計画の実施計画や中期財政計画は、毎年度見直しを行い公表しているものであり、今後とも、良好な財政運営が図られるよう、国の動向等も注視し、健全財政に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域交流・子育て支援施設整備事業に関するご質問であります。1点目の今後のスケジュールにつきましては、今年度に施設及び造成の実施設並びに用地買収に取り組み、30年度に造成工事、31年度に施設の建設工事、32年度に外構工事を予定しているところであります。本施設につきましては、早期の開所を望む声が多いことから、その要望に応えられるよう努力してまいりたいと考えております。

2点目の施設の名称・愛称につきましては、「地域交流」、「子育て世代活動支援」、「学童保育」という三つの機能を有する施設であることから、それにふさわしい、親しみのある愛称を募集したいと考えております。

3点目の施設の運営につきましては、施設の内容・機能に応じた運営形態を、業務委託や指定管理者制度の活用なども含めて、円滑な運営ができる方法を検討してまいり考える考えであります。以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 最初に財政運営の方ですけれども、当然、中期・長期の計画については、あくまでも今後を見通した、平成28年度の現状を捉えたうえでの中期・長期といった考え方を示したものであるということで私も受け止めておりますし、その数字上のものについては、精度的にはあまり高くないのではないかと受け止めているところでございます。そういった中で、改めてこの計画というものも重要視しながら進めるべきとは思いますが、最初に確認をしておきたいと思っております。

この公共施設等総合管理計画、これは総務省の求めに応じて計画策定されたとは私は認識しておりますけれども、国が平成25年度11月に策定しましたインフラ長寿命化基本計画、こういうものを国の方で作ったようでございますし、それを受けて、地方公共団体にも、その市町村の計画づくりというものが要請されてきたと受け止めております。

一体、国は、この国が自ら策定した基本計画というものでどのような方向性を示したのか、情報が入っていたらお知らせいただきたいと思っておりますし、また、同じように、地方公共団体、地方自治体にどのような方向性を今回求めているのか、こういうものも、どういう捉え方をしているのか伺いたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま質問ありました、国のインフラ長寿命化基本計画、こ

これにつきましては、平成25年11月に議員のおっしゃるとおり計画が策定されました。この考え方といたしましては、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラ施設が一斉に高齢化すると。今後、そういった建設後50年以上経過する、例えば橋だとかパイプライン、そういったものを管理していく必要があるというものが基本的な考え方に立っております。

この基本計画の中では、中・長期的な維持管理、更新等にトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、さらには維持管理、更新等に係る産業の競争力を確保するための方向性を示したものが、この長寿命化基本計画になっております。

一方、平成26年4月には、この国が策定した基本計画に基づきまして、それぞれの地方公共団体に対しても行動計画の策定を求めています。それが、地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための取り組みの要請でございました。この計画の考え方といたしましては、先程の国のインフラ長寿命化基本計画と同様でございますが、地方公共団体において、公共施設等の全体の状況を把握することによって、長期的な視点を持って更新あるいは統廃合、長寿命化など計画的に行うことにより、地方公共団体の財政負担の軽減あるいは平準化、そして、施設の最適な配置を実施することを求めているものでございます。これに応じまして、私どもでも、28年度、この行動計画にあたる公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 国が求めている、あるいは目的とした、高度経済成長時代に一斉にといいますか、集中的に整備したインフラ施設あるいは公共施設、こういうものの老朽化が進んでいるというような内容を受けての計画策定。

これは、先程も説明がありましたけれども、国の財政の逼迫を受けながら、各地方自治体においても、この公共施設の集約、統廃合というものを、いわば重点的に統廃合に言及したという点では、新しい流れなのかなと思いますけれども、その辺の国の意向をどう捉えていますか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 公共施設の集約あるいは統廃合、最適な配置、そういったもので、国は基本的に、施設整備に対するいわゆるハードの補助金というのは本当に少なくなってきました。これは、今ある施設を有効利用していくことで、新たな施設建設を抑制しようという国の基本的な考え方だと思っております。それに応じた形でもございませんけれども、後程の質問でもございますが、地域交流・子育て支援施設においては、町の中で今ある児童交流センターを更新するのではなく、あるいは支援センターを広げるのではなく、新しい施設でありますけれども、集約化した施設で今後三川町は進めていこうという考え方を示しているところでございます。

国が公共施設の解体に対しても、現在新たな事業債を起こしたり助成をしながら、そういった有効利用あるいは施設の最適な配置を進めていこうというふうに考えているんだと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 国で解体に対する事業債の発行というものを認めるという、私としては新しい情報だったわけですがけれども、そういう形での各地方自治体での試算の軽減化といますか、そういうものを目指すべきと、国が示した方向だと思います。

それを受けて計画は作られたわけですがけれども、ただ、本町においては、ご案内のように小学校、中学校等の教育施設、こういったものも含めて、ある程度ほとんどの公共施設というものが整備を済んで、一部長寿命化というものに入っているということからすれば、この統廃合というものは、今言われました、地域交流・子育て支援施設、後の話になるわけですがけれども、というものが一つ出てきているのかなど。

あとは、細かい部分ではもう少し考えられるかもしれませんが、おおむね今後も固定した公共施設の中で改修、あるいは長寿命化というものが、これから10年以上あるいは数十年にわたって、更新の時期を迎えるまでは行われるということ認識いたします。

もう一度、公共施設等総合管理計画について伺いたいわけですが、今回計画されました内容を見ますと、先に平成23年度に計画されておりました公共施設等耐震・長寿命化改修計画、これに沿って平成23年から長寿命化というもの、あるいは耐震というものを取り組んで、耐震についてはほとんど工事は済んだということで、長寿命化というものに今後は特化していくわけですが、この過去において作られた計画と比較いたしますと、項目としてはほとんど同じようですが、事業の費用、事業費に関して増大しているものが多いというふうに感じたところです。

具体的にいえば、押切小学校の改修事業、それから保育園・幼稚園の大規模改修、それからアスレなの花、この辺は金額として大きく増大していると。あるいは町営住宅等に関しては、先の3月議会でも町長とのやりとりがあったわけですがけれども、まだ方向性が決まっていないということですが、その中で、先の長寿命化計画と同じ事業費がそのまま計上されているということからすれば、はっきり言って、この数字に関しては検討はしていないと私は受け止めております。

それから、いろり火の里については、数字は動いておりますけれども、先の所管課等の研修の中でやりとりしたわけですが、そういった中では、お湯を流すといいますか、くみ上げる送湯管というものがあるわけですが、その改修などについては計上しない部分も多いということからして、今後、一つひとつこの事業についてピックアップしていけば、事業費は大幅に増えるのではないかなという可能性もそのときに示されたわけであります。こういったことからすれば、公共施設等総合管理計画に関していえば、まだまだ今の段階では精度の低い数字であろうと私は推測いたします。

今後、このような推測のもとにおいては、事業費が増大していくという懸念はありますけれども、この点をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 平成23年度に策定いたしました公共施設等耐震・長寿命化改修計画につきましては、基本的には一番は耐震化を求められていましたので、当時は役場庁舎あるいは町民体育館、消防分署、農村センターも含めてですが、そういったところ

の耐震化をまず念頭に置きました。さらには、それ以外でも、学校、体育施設、そういったものが、長寿命化を今後行っていかなければ、基本的に鉄筋コンクリート造の場合は50年を60年に延ばすというような考え方をした場合については、やはり予防的な処置が必要であろうということで、23年度、計画をいたしました。

それから5年経過いたしまして、28年度の今回の総合計画になるわけですが、考え方といたしましては、当時は、特に横山小学校を押切小学校よりも先に改修したわけですが、外壁にやはり傷みが出てまいりまして、早く手をつけなければいけないというような観点で計画をいたしました。

そういったことでは、当時の改修事業では、大規模改修事業と銘打ちましたが、実は外壁、屋根の工事にとどまっております、やはり長寿命化のためには、内部のパイプであったり電気回線だったり、そういったものが必要になるであろうと。なので、基本的には横山小学校のその改修の中身を踏まえて、次のこの計画の中では、押切小学校の改修計画では、やはり外部だけではなく、内部の長寿命化も図っていくというようなものをこの計画に反映させ、事業費が増大した面はございます。

あるいは、それ以外の施設におきましても、特にいろいろ火の里関係は、リニューアルの方向性が23年度の段階でははっきりしておりませんでしたので、その後、幾度かの検討の中で今回の計画策定に盛り込んだというようなことはございます。

そういった意味では、議員がおっしゃるとおり、制度がどの程度のものなのかということはあるかと思いますが、基本的には今回、長期計画を定めたものでございますので、今後、中期財政計画、あるいは3ヵ年のローリングである実施計画の中で具体的に検証して、その財源を確保していく必要があるものと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 長期計画から中期、あるいは3ヵ年のローリングで、より具体的に計画を精査していくというような内容で、当然、各事業の実施の際には、基本計画なり実施計画というものは、基本設計、実施設計というものがなされるわけですので、それに繋げていくということになると思いますけれども、ただ、全体での歳出の増大というものは、いかに抑えるかということ念頭に入れながらやるべきかと思ったところであります。

それから、2点目についてであります。繰り入れの金額が非常に昨年辺りの中期計画よりは増えているのかなと思ったところです。当然28年度、当該年度の実績から見れば、ふるさと応援寄附金あるいはふるさと基金というものが潤沢にあったということで、こういった金額も出てきたわけですが、先程来、ふるさと応援寄附金の対応ということも同僚議員から質疑があったわけですが、一つ、歳入においては、このふるさと応援寄附金あるいは様々な基金からの繰り入れというものが、今後の財政計画の中では、財政運営の中ではポイントになるのかなと思ったところです。

先程の答弁の中で、ふるさと応援寄附金については、国の通達というものには、是正というものに慎重に判断していきたいということでございます。

ここで町長に伺いたいわけですが、山形県の吉村知事におかれましても、地域の

特産品ということで、地方創生に繋がるというような判断を、あるいは見解をされていたように思いますが、町長としては、このふるさと応援寄附金の見直しというものが、私は一つ地方創生に逆行している部分もあるのかなと思っていますけれども、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町の中期財政計画の中におけるふるさと応援寄附金のふるさと基金等においては、今までのふるさと応援寄附金という形で寄附をいただいている方々からこれだけの基金造成ができたということは、本当にありがたく感謝申し上げたいと、このように思うところであります。

本来であれば、地方創生ということからすれば、今までも地方が自らアイデアを出しながら、健全な財政運営、そして町民のニーズにいかに応えていくかということで、やはり地方が元気にならなければだめだというようなことで、特に吉村知事もそのような方向で、県、東北はそれなりの頑張りを見せたんだから、今回のふるさと応援寄附金、ふるさと納税制度というものも、国が提案して自らが地方創生ということで取り組んでいる状況の中において、やはりしっかりとこの地域の産業振興、あるいは観光、そういうような面においては、本当に努力をしてきたという一つの結果だというふうに受け止めているところであります。

地方創生で国がどんどん地方の独自のいろんな対応を求めながら、一方で、いろんなこのふるさと応援寄附金の返礼品については、通知というようなことで、見解が随分変わってきたというようなことを感じたところでもあります。

吉村知事が、全国のこのふるさと応援寄附金に対してのそれぞれの独自策というのは、やはり地方の今の現状からしても、やはりこれから長期的な財政基盤、さらには地方創生という部分からしても、今の状況というのは、さらにもっと充実すべきというような見解も示されているというようなことでありますので、本町においても、こういうふるさと応援寄附金をもとにふるさと基金を造成できているということに関しては、積極的な農業振興をはじめとする地域の活性化のために最大限努力をしていくということは、私は知事と同じような認識のもとにあるというふうに考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 私も同感であります。新聞報道によれば、2016年度の山形県全体のふるさと応援寄附金の寄附額は225億円ということで、非常に大きくなっている、前年度比60%増というような内容もあったようでございますし、先程言われたとおり、この地方自治体の産品のPR、それから地域の活性化というものに非常に大きく役立っている、そういった観点で今後とも進めていただきたいと思いますと思っています。

また、先程、同僚議員とのやりとりの中で、担当課長から答弁ありましたけれども、町に残る部分、それから生産者に残る部分含めて、寄附額の8割がこの三川町に残るということからすれば、非常に大きな意味合いを持ったふるさと応援寄附金だと私も認識いたします。返礼品を生産している農業者等についても、今後どうなっていくのかという不安な面も当然あると思いますので、その辺は町の方でしっかり説明いただければと思っています。

それで、ふるさと基金、それから温泉施設基金あるいは教育施設整備基金、こういった目的基金を活用しながら繰り入れして歳入というものを維持していきたい旨の話がありました。

ところで、このふるさと基金については、今までですと、ふるさと応援寄附金から積み上げるというような流れだったわけですが、今後の計画を見ますと、いろり火の里の大規模改修、あるいはリニューアルに関しては、ふるさと基金、それから温泉施設基金を利用する旨が書いてあります。それから、意外とその他の、地域交流・子育て支援施設をはじめとし、押切小学校、東郷小学校、それから保育園・幼稚園、これらに関しては、教育施設整備基金を基金の活用として挙げております。

これらの基金の合計をしますと6億以上になりまして、現状の1億7,000万程度の基金からすると非常に大きいと。例えば、ふるさと応援寄附金を教育施設整備基金に積み上げる、こういったことも当然考える必要はあると思うんですけども、その辺はどう考えているのか、確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） このふるさと応援寄附金を含めた基金の積立に関しましては、これまでも答弁の中で出ておるかと思っておりますけれども、基本的にはふるさと基金については、その用途を、経常的なものではなく投資的な経費に充てていくんだという考え方でございます。そういった意味では、教育施設整備基金も同じような考え方を持っております。あるいは、温泉施設基金についても同様だと思っております。

その財源をどのようにするかという形ではございますけれども、これまでも同様でございますが、基本的には支出の抑制の中で、起債、町債の繰上償還を多く行ってきたわけですが、28年度の専決処分の中では、それは行えませんでした。基金への積み増しもできなかったわけでございます。

ただ、今後はそういったものを当然やっていかななくてはならないわけでございますので、まずは、その積立の財源を確保するという意味では、一般財源からの積立になりますので、どのような形で歳出の中で積立ができるのかというのが、特に当初予算ではなかなか厳しい話でございますので、3月の補正であったりというような形でお示しをしていく必要があるのかなというふうに考えております。

また、ふるさと基金に関しましても、先程来ありますとおり、地域の産業の育成という面もございまして、私たちとしては、28年度、2億1,000万の積立をできたわけでございますけれども、それを大きく下回らない形で確保できるような方策を担当課の方とも話をしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ふるさと応援寄附金については、その都度その都度目的基金に積み立てられるという解釈でいいと私は今の答弁から伺ったわけですが、当然、その一般財源からの積立というものは、今後の国の動向等を見ますとなかなか大変なのではないかと。かつては、臨時的な補正予算での様々な交付金があったと。こういうものをその都度活用しながら、一般財源からの経費節減も含めて、積み立ててきたわけございまして、過去の積

立の金額を見ますと、先程言いました平成28年度においては2億1,000万ほどの積み増しがあった。その前は2億5,000万、その前は8,000万、その前は6,200万、その前は逆に3,700万のマイナス、その前が1億2,700万。そういった過去の実績を見ますと、一般財源による積み増しというのは、数千万単位というものがせいぜいなのかなと感じているところです。

一方、今後の計画の中で、例えば10億、11億弱の積み増しといったものが現実的になったときに、やはりこのふるさと応援寄附金というものが財源の中で非常に重要な部分ではあるのかなと私は感じておりますし、この点については、今後さらに様々な工夫が必要なのかなと。

それから、その工夫の一つの中で、例えば、全国の中には、ふるさと応援寄附金というものに返礼品を設けないでやっているところも当然あるわけでございます。いわゆるクラウドファンディングの手法ということで、こういった子育て支援施設を建てますのでぜひ応援してくださいというような内容で、事業の内容あるいは目的、将来構想、そういった、この小さな三川町を応援してくれる人を純粋に募集すると。私はこういった手法も返礼品と組み合わせる形で、両方のいいところを出しながら、組み合わせでやれるのではないかと。今ですと、寄附金の使用方法ということで、四つぐらいに分けて大項目で出していますけれども、具体的な事業あるいは施設に寄附しますといったような手法もこれからとるべきかと私は思ったところです。

一つ、その提案という形になろうかと思っておりますけれども、検討いただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） まず最初に、今のご質問の前に、先程のふるさと基金の積立の財源としての応援寄附金の話がございました。私、一般財源からの積立という話をさせていただきました。このふるさと応援寄附金そのものが、町も、例えば子育て支援のため、教育のためというような目的を示していただいて、寄附をしていただく方式をとっています。それ以外の町政全般というような選び方もあるわけでございます。

そういった意味では、過去には、基金を造成、積立、補正をするときには、具体的にふるさと基金を積み増ししておりましたけれども、今、当初予算で、過去のように補正、補正ということはございませんので、その中では、やはり目的を示して使う、使途を示すという意味では、ふるさと応援寄附金はやはり教育に使いたいというようなものがあれば、教育施設整備基金に積み立てて実際に施設整備に使うというのは当然ありだと思いますので、限定するものではないということでさせていただきたいと思っております。

あと、今の質問にありました、様々な手法でということでありましたとおり、一つの今回の見直しの中でも、これまでもそういった返礼を設けないで、純粋に市、町を愛する人たちから応援してもらいたいというような方法をとっているところもございますし、あるいは一つ目的をきちんと設けて、子育てのために私は寄附をするのだから、何に使ったのかきちんと示しなさい、示すようにということもございました。

私どもの町でも、基本的にはふるさと応援寄附金をいただいたものについて、どんなもの

に使ったかというような大まかなものは出してありますが、今後はもっと具体的にその使い道を示していく、あるいはこういうふうにするのだから寄附をもっと求めたい、先程あったクラウドファンディングのような形で具体的な目標を示して、このためには1億円必要なのでそれにぜひ応援してくださいと。5,000万集まらなかったにしても、この5,000万は有意義に使いましたよというような方法を示すことが、梅津議員がおっしゃるとおりの話だと思っております。

これについては、私ども総務課だけではなくて、先程来申し上げているとおり、担当課の方でシステム構築しておりますし、あるいは、ふるさとチョイスというような形を使いまして、民間の事業者を活用して募っているわけでございます。産業振興の育成の観点から、このふるさと応援寄附金を、より多く愛好者、三川町を愛する方を募っていくための方策として、ご提言として受け止めたいと考えます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 先程、寄附していただいた方からそういった要望もあるということで、それは当然のことだと思いますし、より丁寧な対応というものがこれから求められるものではないかと思えます。そういった丁寧な対応によって、さらにこの三川町というものに愛着を抱いていただく方々が増えていくと私は思っております。

それで、今後の計画の変更に関してですけれども、先程の答弁の中では、変更に関しては必然的なものだというので受け止めているようでございますし、当然、国の動向なりの情勢変化によって変更するのが当然のことと思っております。ただ、答弁中にありました、間近に迫っている地域交流・子育て支援施設、これを主体に考えていきたいという答弁もあったようでございます。

そこで、また町長に伺いたいわけですが、子育て支援施設の整備、これは年度も、あるいは事業の内容も計画どおり行うということで確認したわけですが、その他の部分について、例えば、財政的に厳しい状況になった場合には、順番の変更あるいは対象の変更、それから期間の延長というものも当然視野に入れた見直しというものをすべきかと私は思いますけれども、何を優先し、何を遅らせるのか、選択と集中という話もありました。どういった基準で考えていらっしゃるのか、伺いたいと思えます。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町の財政状況においては、梅津議員もご承知のとおり、一番最高の起債残高においては67億、そういう経過の中において、あれから20年ぐらい経過をいたしているわけでありまして、15年ぐらい経過をしているわけでありまして、その間、平成28年度までの5年間ぐらいは、国からの経済対策あるいは公共施設の長寿命化等における補正等があり、そういった部分の財政支援があったということから、当初の起債予定がほぼ半分で済んだというようなことで、何とか起債残高を50億台にまで下げたいというふうに思っております。その段階で、財政だけを考えれば40億というようなことも視野に入れておったわけでありまして、

この中において、今回の地域交流・子育て支援センターにおいては、やはり公共施設の長

寿命化ということに端を発し、本町の公民館のホールの耐震改修における、特に解体費用がかなり大きな事業費となるというようなことから、新たな施設の整備に向かうというようなことから、これからの地域財政計画というものが本当にどのような形になるかということは、大変心配されたところであります。

しかしながら、本町においては、何と云っても、人口減少にいかんが歯止めをかけるかというその大前提のもとに、ある面においては、この投資的な部分も必要だというようなことで、財政当局に対しましては、地域交流・子育て支援施設を事業化することによって、他の事業をどのような事業年度に先送りするかというようなことについても、いろいろ協議をいただいたところであります。このようなことから、平成31年度には起債残高もまた50億台に戻るといったところであります。

こうした中において、やはり将来的な部分においては、公共施設の長寿命化対策も一応は目処が付き、それから、これからは大規模な教育施設の改修という部分と、さらにはいろいろ火の里等のリニューアル、そして本町においては、土地改良施設の事業振興によりまして、町の所管の負担分も伴うというようなこともあります。そういったことも含め、経常的な部分を優先しながら、これからの事業というのは本当に選択と集中というような形で、基本的には財政を第一主義に考えた今後の再生計画を推し進めなければならないというような認識をいたしているところであります。

この点については、どの事業を優先するかということについては、当然、議会の理解も得なければならないというようなことで、柔軟な対応を進めていく必要があるというふうに認識をいたしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 柔軟な対応ということで、その点については議会としても同じ考えだと思いますし、今後、その都度その都度の計画の見直しあるいは精査というものを進めながら、長期的な、あるいは中期的な公共施設等の整備、こういうものを進めるべきかと私も思っております。

それでは、次に、地域交流・子育て支援施設に関連してですけれども、スケジュールが示されました。今年度、用地買収、それから実施設計、その後、造成、建屋の建築、それから外構と。

このスケジュールの中で、一つ、今までの計画において、基本設計なるものができまして、説明をいただいた経過がございますし、その建物のイメージ図を見ますと、非常に簡潔などいいですか、すっきりしたデザインのようにも思うわけですけれども、一つ、その切妻の屋根の中で、入り口がその横の部分から入ることからすると、降雨のとき、それから降雪の際の入り口への雪崩落ちといいですか、入り口に雨、雪が入ってくるといいですか、落ちてくるということになるのかと。そういった対策がどのようになされるのか。あくまでも基本設計でございますので、今後実施設計の中で見直していくのか、その辺、今の段階でどうお考えか伺いたい。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） ご質問にありましたとおり、今年度、実施設計に入っております。先にお示ししました基本設計、これに基づいて、今具体的に建設に向けて取り組んでいるわけですが、基本設計の段階からそういったところも含めて配慮した基本設計になったところでもありますし、今度、ただいま申し上げましたとおり、具体的なところで、来館者に何か不便を強いることがないよう、またはそういった雪、または雨等を、来館者が被ったりとか、そういう事故、けがに繋がることのないよう、十分配慮しながら取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ぜひそのような対策、対応をお願いしたいと思います。

一つお伺いしたいのは、基本設計なり基本の計画を策定する段階で、町民の方々から計画策定検討委員会というものの中に入れていただきまして、いろいろなアイデアを出してもらったという経緯があるわけでございます。その具体のものが今回基本設計としていろいろでき上がってきたと。

今後、そういった細かな課題というか問題に関しても、やはり町民の目線というものが一つ大事なのかなと思っておりますし、実施設計に当たる前にも、そういった中身を検討するような委員会等の設置あるいは再開という言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういった検討会を開催するべきかと私は思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 基本設計の策定に至る課程において、いろんな関係する町民の皆さんから参画いただき、策定となったところであります。

そうした中、必要な整備する機能、施設がどのようにあったらいいのかというところをご意見いただいて策定された計画でもございますので、基本的には、今後、細かい点については、内部の調整等で進めていけるものかなということでは考えておりますが、ただ、今後そこに附帯する設備でありますとか、または備品等について、いろんな選択肢がある中で、やはり利用者の利便性という観点からご意見等をお伺いする機会はあるかもしれません。ただ、現時点では、それに向けた専門的な検討委員会とか組織立ったものにつきましては考えていないところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今、備品等の選択の中で、実際使われる、利用される方々の意見という話もありました。ぜひこれは当局サイドでの検討、当然それは必要なわけでございますけれども、利用される方々の、現場を知っている方々の意見というものもやはり有効に活用すべきかと思っておりますので、今後検討すべきかと思っております。

それから、名称、愛称に関してですけれども、愛称に関して募集という話がありました。この施設の正式名称、今のところは「地域交流・子育て支援施設」ということで、担当の方の名前も非常に長いわけですが、正式な名称はこれでいくのか、その辺の確認。それから、愛称の募集については、いつ頃からどんな形でやるのか、その辺も伺いたいと。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹）　まず、施設の名称でございますけれども、愛称もそうなんです、まず一義的に、その名称については、予算執行等にも関係してくる部分かと思えます。また、条例の関係もございます。特に予算につきましては、三つの機能が一体的な施設ということで、それに相応しい予算計上ができるよう、執行にあたっては、あまり複雑といいますか、煩雑にならないような会計処理になるよう、それに見合った名称ということで、今後、現在ある地域交流・子育て支援施設というものを、見直しといいますか、考えていきたいと思っています。

それから、愛称につきましては、先程の町長の答弁もありましたとおり、募集ということでは考えております。ただ、繰り返しになりますけれども、子育ての施設であります、一方で、地域交流、特に音楽会とかそういうステージでの催しものも想定されますので、そういったものを含めた形で、総合的な施設のイメージができるものということで募集していきたいと思っておりますし、当然、その仕方については、町民だけではなくて、広くホームページを使うなりして募集していきたいと思っております。

その時期につきましては、他の施設を見ますと、おおむね開所から2年程度前といいますか、募集している例が多いようでございます。先程町長が答弁いたしましたスケジュール、そういったものも踏まえながら、施設の開所に向けて、募集というものについて取り組んでいきたいということで考えております。

○議　長（小林茂吉議員）　9番　梅津　博議員。

○9　番（梅津　博議員）　町のイメージも含めて、この愛称というものが最近是非常に凝ったものも多いということで、その名称を聞きますとあそこのあれかというふうなことで、ぴんと来る、そういった名称をぜひ期待したいわけでございます。

一つ例を挙げますと、先日、秋田の由利本荘市に行ったんですけれども、ここは人口8万人弱の市なんです、文化交流施設ということで、名称が「カダーレ」という片仮名の名前でした。これは、秋田の方言で「かだれ」ということから来た内容だったようですけれども、片仮名にすると非常に立派に聞こえるんですが、ここは文化会館といいますか、1,100人収容のホールと市の図書館が一緒になったところということで、非常に利用者も多く、年間50万人、できてから6年ぐらいのようですけれども、1日1,600人平均訪れているということで、非常に市民に愛されている文化交流館のように印象を受けました。

そういった形で、特徴のある名称というものが一つ町民に愛される施設になるのかと思っておりますので、ぜひ広く募集していただきたいと思っております。

それから、次の運営に関してですけれども、これも今のカダーレの例を出して申しわけありませんが、今現在では、指定管理者制度を活用しているということで、できた当初から4年間は市が直轄でやっていたということでございまして、指定管理者になってから2年目ということで、一般社団法人カダーレ文化芸術振興会が運営していると。当然、指定管理料ということで、市から1億7,000万ほどの管理料をいただきながら、利用料収入が1,800万、これを人件費に充てているといったことで運営を続けていらっしゃるようでございます。

先程答弁の中では、業務委託なり指定管理者制度の活用というものも検討すると。難しい

のは、先程から出ている子育て支援の部分、学童の部分、それから文化施設の部分、この三つが一緒になっているということで、何を重点に、あるいは何を標的に運営するのか、この点が一番難しいところかと思えますけれども、担当の課ではどのような方向性を考えていらっしゃるのか、伺いたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 実際の施設の運営管理についてですが、ご質問にあった、もしくは先程町長が答弁申し上げたとおり、それぞれ機能に合った運営形態ということで現在検討しておるところであります。

先程例に出されました、例えば由利本荘市のホールと図書館といいますか、そういったものですと、一定程度、生涯学習といいますか社会教育の面で、一つの施設、一体的な施設というような形で指定管理というのを考えられるかと思えますが、本町が今計画しております子育て支援施設につきましては、一つは地域交流、音楽もできる多目的なホール、それから学童、子育て支援センターということで、やはり一つのもの、大きいくりでは、なかなか一つの法人なり、例えば指定管理にしても、課題があるのかなというふうに考えております。

そういった中で、三つの機能、例えばそれぞれ機能ごとに運営形態をとるとか、または業務委託を考えると、また、その機能についての委託はするものの、施設そのものの維持管理については、例えば町もしくは指定管理を活用すると、様々な方法が考えられるかと思えますので、先程来、経費の抑制といいますか、支出の抑制ということの観点もございまして、そういったところも総合的に判断いたしまして、利用者にとってその利便性を損なうことがないように、その運営形態につきましては慎重に検討してまいりたいということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 建物の建設に関して、順調なスケジュールで進んでもらいたいと思えますし、同時にその運営についても、まだ運営の形態といいますか、運営方法については、具体的なものはなかなか難しい状況のようにも思えます。

先程、建物に関して、集約化ということで捉えているという話がありましたけれども、人員の配置に関しては逆に分散化ということで、公民館の事業とこの施設のある意味重複している部分もあるということからすれば、また別の問題が発生してくるということもあろうかと思えます。

いずれにしても、町民に、あるいは町外の人たちに多く使ってもらえる、そういった施設にして、ぜひこのせつかくの設備投資を有効なものにすべきと思えますし、その点は今後とも十分検討してもらいたいと指摘しまして、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で9番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、3番 佐藤栄市議員、登壇願います。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員）

<p>1. まちづくりについて</p>	<p>1. 町も住民の声を聴くために、定例の町内会長会議やいろいろな団体との会議等、広聴活動は行っていますが、町民の中には自分の住んでいる三川町を、熱い思いで考えている人たちもいます。そういう人たちに町への提言をする場を与えることも、さらなる活性化には必要なことだと考えます。</p> <p>以前あった、三川町トピア創造委員会のような、若い人たちを中心に、提言集団を組織してはと思っています。町の考えを伺います。</p> <p>また、人口減少が緩やかな町ですが、町の発展のためには交流人口の増加が必要なことだと考えます。町の考えを伺います。</p>
<p>2. 危機管理行政について</p>	<p>1. 災害の少ない三川町ではありますが、災害を無くすることはできません。様々な災害の被害を、最小限にとどめる準備は常に必要です。これからの対応・考え方を伺います。</p>
<p>3. 国際交流について</p>	<p>1. 中学生のアメリカ・マクミンビル市との交流は、子どもたちにとっても大切な事業であり、これからも続けていくべき事業だと思っています。町はこの事業の意義と効果をどのように捉えているのか伺います。</p> <p>また、友好都市マクミンビル市とのこれからの付き合い方も伺います。</p>
<p>4. 地球温暖化防止対策について</p>	<p>1. 地球温暖化が叫ばれてから久しくなります。町も少しずつ対応していますが、これからの対策を伺います。</p>

平成29年第3回議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

初めに、まちづくりについて伺います。

町も住民の声を聞くために、定例の町内会長会議やいろいろな団体との会議等、広聴活動は様々行っていますが、町民の中には、自分の住んでいる三川町を熱い思いで考えている人たちがいます。そういう人たちに町への提言をする場を与えることも、さらなる活性化には必要なことだと考えます。

以前あった、三川トピア創造委員会のような、若い人たちを中心に、提言集団を組織してはと思っています。町の考えを伺います。

また、人口減少が緩やかな町ですが、町の発展のためには交流人口の増加が必要なことだ

と考えます。町の考えを伺います。

次に、危機管理行政について伺います。

災害の少ない三川町ではありますが、災害をなくすることはできません。様々な災害の被害を最小限にとどめる準備は常に必要です。これからの対応・考え方を伺います。

次に、国際交流について伺います。

現在、中学生のアメリカ・マクミンビル市との交流は、子どもたちにとって大切な事業であり、これからも続けていくべき事業だと思っています。町はこの事業の意義と効果をどのように捉えているのかを伺います。

また、友好都市マクミンビル市とのこれからの付き合い方も伺います。

次に、地球温暖化防止対策について伺います。

地球温暖化が叫ばれてから久しくなります。町も少しずつ対応していますが、これからの対応を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤栄市議員にご答弁申し上げます。

初めに、まちづくりについての、若い人たちと語り合う場に関するご質問ですが、本町におきましては、地域の活性化や地域興しについて語り合う若者の組織として、青年団や若妻会、そして、三川トピア創造委員会などが組織され、地域づくりや農業、観光、文化というような広範な分野における議論がなされ、さらに提言もいただいた経過がありますが、時代の変化とともに、一定の成果が得られたということから、その組織も現在はなくなっているところであります。

地域の活性化を図るためには若い力が重要ではありますが、新たな組織を作ることは困難であることから、今後とも、課題やテーマに沿って、関係する組織、団体等の方々から一緒に議論していただく場の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、交流人口の増加に関するご質問ですが、本町におきましては、交流拠点施設である「いろり火の里」施設における「なの花まつり」や「納涼祭」、「あったか冬まつり」、さらに、グラウンドゴルフ等、スポーツを通して交流人口の拡大に努めているところであります。

また、農業分野におきましては、横浜市浦島小学校の農業体験交流や農業組織による消費者団体との交流など、それぞれの組織・団体が主体的に交流活動を展開しているところであります。

町といたしましては、今後とも、主催事業の充実とともに、民間の方々の広範な交流活動を支援してまいりたいと考えているところであり、町や観光協会、商工会、農協などが一丸となり地域の総力を結集し、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害に対する対応やその考え方に関するご質問ですが、地震等の大規模災害の発生は防ぐことができないものでありますが、その被害を軽減させるための取り組みを進めていくことは可能であり、三川町地域防災計画においても「減災」の考え方を基本とし、災害の少ない三川町から災害に強い三川町を目指して、防災関係機関と事業者・町民が一体

となって防災対策に取り組んでいるところであります。

今後の防災対策におきましても、各機関における活動マニュアルの整備や災害時応援協定等の拡充を図るとともに、自助・共助・公助による災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国際交流に関するご質問であります。中学生のアメリカ・マクミンビル市との交流につきましては、平成5年度に本町から生徒10名を派遣して以来、これまで継続して実施してきた事業であり、今年度は、マクミンビル市から10名の生徒と2名の引率者が来町し、町内の家庭にホームステイする予定となっております。

この事業につきましては、国際社会にあつて、世界で活躍できる人材の育成とともに、日本、そして三川町を理解していただく意味においても、重要な事業であると考えているところであります。

今後とも、マクミンビル市との信頼の絆を一層深めるとともに、国際的視野を持った人材を育成する観点からも、マクミンビル市との国際交流事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策に関するご質問にお答えいたします。

この地球温暖化対策につきましては、国においては、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、以降、温室効果ガスの排出抑制等を促進する目的のもと、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割を定め、各種施策を展開してきたところであります。

本町におきましても、この法律に基づく「地球温暖化対策地域協議会」を設置し、ライトダウンキャンペーンの実施やゴーヤを活用したグリーンカーテン設置事業、各種イベントにおける油化装置の実演と啓発用パネルの展示、さらに、クールビズやウォームビズの奨励など様々な事業を展開してきたところであり、今後とも、温室効果ガスの削減や省資源、省エネルギー対策に関する施策の展開と意識の醸成について、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 初めに、まちづくりからお聞きします。

まちづくりの基本の一つに、住民の考えに耳を傾けるということがあるというふうを考えます。阿部町政は、町長室のドアの開放から始まり、住民との距離を縮める努力をしてきたというふうには見えています。また、様々な広聴活動を行ってまいりましたが、一般町民の全体への呼びかけの広聴活動は、今はやっていないところであります。そうすると、ごく一部の人たちとの広聴活動という形になるのかというふうな思いもありますけれども、出席状況等を考えての変化だというふうにお聞きしています。

一つ、毎月の町内会長会議があります。その中で、町内会の意見を言う時間を毎回とられています。これも大きな一つの広聴活動かという捉え方を私はしていますし、問題とか状況は日々変化するということがありますので、毎月聞くという町の姿勢というのは続けていくべきことなのかなというふうな捉え方をしています。私は町内会長会議を広聴活動の一つだ

という捉え方をしていますけれども、町はどのように捉えているのかお聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 毎月町内会長会議を開催いたしまして、それぞれ行政の方から伝えたい事項あるいはお願いしたい事項をする後に、町内会長の皆さんから、普段思っていること、あるいは意見、質問等をいただく時間を設けております。最近、町内会長がいろいろそういった意見をしていただく機会あるいは人数も増えておりまして、そういった意味では意味ある時間だというふうには考えております。

ただ、一方では、全体的な町の考えではなくて、町内会の「この側溝をどうするんだ」という話まで質問が出るとすると、他の町内会長にとってはどんな時間なんだろうかということをおっしゃる会長もいらっしゃいました。その会議がどのような目的で開催されているのかを考えたときに、町が町内会長を委嘱いたしまして、それぞれ町内会で選ばれた会長に対して町が町内会長という名前で委嘱しているわけでございますけれども、意見を聞く場、広聴の場としては大変重要だと考えています。

ただ、今の町内会長が、仕事をしながら日中の会議に出なければならないというようなことでは、一部の町内会長からは、回数の見直し、あるいは時間帯の見直しの要請をされているところでございます。5月の町内会長会議においても、町内会長会議の開催のあり方について皆さんのご意見をお伺いしたいと、町としてもどのような方法があるのか検討したいというような旨の発言もさせていただきました。例えば、一方的な町内会長会議の開催という捉え方だけではなく、今の広聴活動をしているんだということでの捉え方も今後しながら検討していく必要があると、今のご質問をお聞きしながら考えたところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 月1回、町内会長となるとそれ以上、役場に顔を出してくれますけれども、月1回来て、町内会長会議で他の町内会の問題を聞くというのも大事な事かなと。あと、今は、来たついでに、各課に自分たちの町内会の状況を知らせるということも、町にとって全体の情報収集という意味ではとても重要なことだというふうに捉えています。町にしっかりした考え方を持って話をするべきではないかと。ほとんどの人が受け入れていることでも、一部自分のスタイルと合わない人が声を上げることで、変えることが本当にいいのかというのを、一部の人の意見を過大に捉えて本質や意義を失うおそれもあるのではないかとというふうに思っていますけれども、そういうことに対しての町の対応の仕方というか、考え方をお聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今議員は、一部の人の声を聞くことはいかかなものかというようなご質問がございました。ただ、私は、その少数の人が困っているのであれば、開催回数なり、そういったものを見直すことで軽減されるのであればその方法をとりたいと思いますし、一方で、それが広聴活動に繋がらないということであるとすれば、現在の方法をとりたいと思っております。

それぞれの意見がございますので、総体的に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 会の目的等をしっかり考えて対応してもらえればというふうに思います。

それから、提言集団を作ったというふうに提案しましたが、今の答弁だと、作るのは困難だという答弁をいただいたというふうに思っています。

三川トピア創造委員会というのは、自主防災組織みたいに、上から来て、町の主導できちんと全町内会に組織したというようなことも、あれも町の主導で、結構あの当時は職員担当制度もあってきちんと全部できたというように思いもありますけれども、町主導できちんと必要だと考えたときには、町がいろんな形で提言をもらうというふうな姿勢というのは、いつも必要なことではないかというふうに捉えています。

三川トピア創造委員会、ここにも関係者が何人もいますけれども、20代、30代の男女、それから若い役場職員という構成で最初発足されていきました。金は出すが口は出さないという形で、会議や研修の予算を最初つけてもらっていたようです。

今になっては、それを認めてくれた、若い人たちを信用してくれた議会も大したものだというふうに感じていますけれども、若い人たちが自分の住んでいる町のことを知り、そして、どうしたらもっとこの町を良くできるかというのを考える時間を持たせるということは大事なことだと思っておりますし、そういう仲間との出会いや繋がりを持つことは、個人にとっても町にとっても、また人材育成という点で考えても町にとって大きな財産になるんだというふうな捉え方をしていますけれども、町はこの件に関してどう受け取りますか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） まちづくりに対する提言ということで、若い方からの提言を受ける、そういった組織づくりはできないかということでございます。

三川トピア創造委員会につきましては、佐藤議員が一番分かるおおり、方言の町三川ということで、全国へ三川町の名前をPRしていただいたところでありますし、今年もこれから来町する予定であります東京女子大とかの方言調査というのも現在も続いているところであります。

そういった形で、方言大会の開催のみならず、これまで培ってきた、人づくり人材育成という部分、それから、今の三川のいろり火の里に繋がっている田田の宿、そういった提言という部分を含めて、本当に町にとっては大きい功績を残して、現在にそれが脈々と続いているということで理解しているところですが、今からいきますと、もう25年以上になるんでしょうか、30年近く前のそういった若い役場の20代、30代の職員ということで、それと一般の方の組織ということで発足したと思っておりますけれども、現在そういった若い方を、先程町長の答弁にありましたけれども、新たな組織として作るというのは、現在、若妻会とかいろんなそういった組織、それから三川トピア創造委員会もそうですけれども、現在なくなっている状況の中で新たな組織を作るという部分については難しいものがあるというふうに捉えているところであります。

現在、本町でいろいろなまちづくりの振興審議会とか総合戦略の評価委員会、それから、

町長と語る会ということで、若い女性、それから町内会の方に出向いていく、そういった形での広聴、提言を受けるといった形をとっているところですし、そういった形で、引き続き、いろいろな既存の組織に入っている方からの意見を総合的にまちづくりに生かしていければということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 今の答弁で、方言大会という言葉が出てきました。確かに、三川トピア創造委員会、三川町といったら、一時期、方言の聖地のような扱いを関係者からはいただいていた時期もあります。

しかし、町でその三川トピア創造委員会を組織したときには、提言集団という形で組織されました。提言集団は提言だけしていればよかったんですけども、自分たちでもっと盛り上げようということで方言大会をやり出したが、町もよく支援してくれましたけれども、最後にはそれが負担になったのかなという思いもあります。

でも、方言大会をやりながらいろんな提言をさせてもらいました。最初は、方言博物館ということで、今の田田のところに作ろうと、図面まで引いて、それから大手電機メーカーの最新の技術を聞きに行ったりして、そこまで若い人たちが自由に動いたと。その当時の町の予算を調べたら22億ぐらいでした。図面を引いてもらって試算をしたときには100億を超えるというような、若い人たちの発想ですので、そういうふうな夢のあることもやれて、それが基本となって今、いろり火、田田が始まったのだというふうに思っていますし、私たちの描いていたものとは少し変わりましたが、いろり火の里は三川トピア創造委員会の一つの誇りだというふうに思っています。

その後も、庄内を見渡せるような100mの塔を造って、そこから滑り台で降りてこようというイメージ図までは作りました。その金額はもっと相当高いものになるのかなというふうに思っていますけれども。

いろんな組織との話し合い、確かに必要なのだと思います。しかし、その組織の目的のようなものが全面に出てくるのだらうと。そういう人たちは組織にとっては一生懸命な話をしてくれますけれども、全体的に今話したような話はたぶんどきないんだらうと。

それで、答弁の中には、一定の成果を得られたというふうな言い方もされていました。しかし、時代は変わっていくので、提言に成果、区切りというのはあるのかなのか。私はないと思いますけれども、この件に関しての考え方を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 三川トピア創造委員会を含めて、まちづくりにこれまでいろいろな成果、先程方言大会含めていろり火の里づくりへの提言、さらには、先程話があった、ビューポイントとしての社会福祉センターの方のフィールドビューのギャラリーとかそういった部分を含めて、本当に三川トピア創造委員会の果たしてきた部分は多いと思いますし、そういったまちづくりに対するこれまで果たしてきた一定の効果はすごく大きいという部分は先程言ったとおりでありますけれども、その部分をさらに新しい組織として立ち上げると。いろいろな一定の効果があるということは認めつつも、さらにその部分で新たな組織

を立ち上げてまちづくりに提言する、そういった組織づくりという捉え方ですけれども、やはり現在のこういったいろいろな若い方の組織づくりについて求めていくというのは相当困難を伴うということで、現時点では、効果の部分は認めつつも、現在ある組織の中からまちづくりに対するいろいろなご意見を求めていきたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 先程も言いましたけれども、組織は組織のを中心にしていろいろと良くなる話はしてくれますけれども、全体の話はできないんです。

今回の議会の中で、質問の中にPR組織を作ったらという提案がされておりました。そういう形でも私はいいのかなというふうに思って聞いておりました。私はパソコンもよく使いこなせないですけれども、いろんな電子機器に長けた人たちが、3人でも4人でも、その人たちに町の広報PRのものを作ってくれというふうにしたら、結構いいものを作るのではないかと。今年流れている町のPRビデオに関しても、町民の思いで作られたものが優秀賞ということで今流されています。そういう形で、できないではなくて、最初の三川トピア創造委員会を作ったときも、そんなことは、たぶんあの当時の町長の思いだったのではないかとこのように思っています。

提言集団を作ることやいろんな若い人たちのグループを作ることとは、明日からすぐにできるものではないと思っておりますが、検討する余地はあるのだろうというふうに思いますが、これは町長に伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤議員の今の、三川トピア創造委員会のような、あの当時の活気が、やはり若者を中心に、三川町でも再度そういった地域興しが必要なのではないかとこの熱い思いが伝わってくるところであります。

私も、広聴活動とかそういったいろいろな機会でも、特に若い世代の方々と意見交換の場がよくあります。そういう場合においては、私から逆に提案をさせていただいている部分が非常に多いのですが、なかなか今の若い世代も含めて、それぞれが自分が仕事で携わっているという立場が優先というような状況が非常に、どういう広聴活動を行ってもそういう部分が、結論がそこに行ってしまう。

一例を挙げさせていただければ、かわまちづくり、これからこれだけのすばらしい交流の場ができるので、そこで町の特産品をはじめ、いろいろな販売ということで、イベントの企画等も含めてやっていただけませんかというようなことも話をさせていただきました。それぞれが立場のある方々の集団という中においても、今の若い世代の方々は本当にいろいろな分野で活動をしているということが、何かにみんなが進むかといったことが非常にできにくい今の社会の状況なのではないかという、私はある意味において残念だというような思いで受け止めているところであります。

そうしたときに、あの当時の三川トピア創造委員会の活動がなぜできたかといえば、やはりそこにはすばらしいリーダーがいて、そしてそのリーダーと一緒に行動する方々がいてく

れたということで、町も職員が一緒になって行動したということだと思います。

ですので、今は確かにいろいろな町内にグループあるいは組織があるわけではありますが、その中で、いかにリーダーがそのグループの方々に対しての働きかけをやっていただけるかということは、今までのいろいろな意見交換等の場所においては、やはりある面においては待つという部分も必要なのかなというふうに受け止めているところでもあります。

町の町政座談会等でも、かつては3地区でやっていたものを公民館1カ所でやったという段階においても、出席者が少なくなった、それであれば町内会に出向きましょうというような形で進めてきていても、なかなか出席者からすれば、役員の方々を中心になって、やはりそれぞれの町内会あるいは地域の課題ということについていろいろな意見交換もさせていただいています。

そういった部分においても、それぞれの町内会の伝統的な行事、祭り等でも維持していくのも大変だというような声も聞いて、提案制度等も立ち上げたわけではありますが、それだけの課題がある中においては、本当に今の地域社会における人と人の繋がりという中においては、若干余裕がない時代なのかなというような背景を、ある面においては今の段階ではそういうふうには受け止めざるを得ませんが、今後、佐藤議員の今までの活動をもとに、さらにそういったグループや団体があれば、いつでもそういう町の活性化の条件整備はできていると。しかも、これからもそういったことを何とか活用を図っていければというふうに思っているところでもありますので、決して、今の段階というようなことでもありますので、今後ぜひ佐藤議員からも大いに若者を刺激していただいて、町もしっかりとしたサポート、そして一緒に活動できればというふうに期待もしているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） もう少し前向きな答弁があるのかと思いましたが、先程も言いましたが、私の思いなんですけれども、そういう人たちを組織すれば、そこに5人、10人いればリーダーは生まれます。というふうに、私は三川トピア創造委員会のときに各部署があって任せたときに、つくづくそれを思いました。

ということで、広範囲のいろんな形の中の人々の繋がりというのがあって、そこに町の職員もきちんと、あの当時、自分の時間を割いて、自分のお金や労力を使って一緒にやっただと。そういう人たちが今町を支えているのかなと。あの当時、私は、三川は20年、30年経ったらとてもすばらしい町になるんだろうと。住民と職員がこんなに熱く語れる場を持てるのだから、その人たちが課長クラスになったらとんでもなくいい町にできるんだろうというふうな思いをずっと持っていました。

その評価については、私個人的には良くなっているというふうには思っていますけれども、周りの評価ですのでそれは別として、ぜひきっかけづくりというのはしてやってほしいと。町の財産になるんだという考え方だけはきちんと持っていたらいいというふうに思います。

それから、賑わいの部分ですけれども、先程かわまちづくりのところでも交流人口の増加が目的ですという話がありました。横浜の浦島小学校との交流の話もありました。賑わいの、三川を中心に、いろり火というのは、とてもいい施設を作ってくれたと今になって思います。

交流の拠点になっています。それを利用しての浦島小学校との繋がりもきちんと持っている中で、横浜にも一つ拠点があるという見方をしませんかという提案をしたいと。

あそこで、浦島小学校に行っても、先生が変わるので話もできないときもありますけれども、PTAの人たちがきちんと残ってくれていると。三川の賑わいを作るのに、横浜に一つ拠点がある、まだ今は生かしきれていないとは思っていますけれども、そういう考え方も一つ持ってもらいたいというふうに思います。

それで、この交流について一番言いたいのは、かわまちづくりといろり火の一体的な活用による賑わいということがずっと言われてきました。私もいろんな角度から自分なりに考えてみたんですが、繋がらないんです。一体的に持っていくという、ずっと言われている持っていく方が想像できないのです。その点について、町からひとつ伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 官野企画調整課長。

○説明員（官野淳一企画調整課長） かわまちづくり事業の施設といろり火の里とを一体的な形での活用ということでございました。

この部分につきましては、これから進めるかわまちづくりの方では、散策路の整備、さらには賑わいということで、家族で触れ合える子どもたちの親水空間ということで、浅いせせらぎ水路、遊具もある程度低学年等できるもの、そういった部分も整備すると。さらに、田田大橋の下流側には、現在整備になっていない、芋煮会とかもできるようなかまどなんかも作っていったということも聞いているところでございます。

そういった部分について、今の健康志向という時代でありますので、現在もいろり火の方から、ルートとして、それぞれの健康づくりということで何キロコースというようなそれぞれのポイントに誘導する表示板もございますけれども、そういったかわまちづくりの方の散策スペース、500 m、1,000 mとかいろいろな表示の方法があるかと思っておりますけれども、そういった部分といろり火を繋いで、今は面でいろり火の部分とかわまちづくりということで距離的に離れておりますけれども、それが点なりで繋がっていくような形の動線の取り組み、これはソフト的な部分になっていくかと思っておりますけれども、ハードのサイン表示の掲示板を含めて、そういった部分も必要だと思います。

さらには、これほどまでできるかあれですけれども、ラコスの方で芋煮会とかいろいろな部分を支援するような、現在も秋の芋煮会シーズンになりますと、そういったかまどとか釜等、薪なんかの部分も準備して支援するような体制も組んでおりますけれども、これから交流する方が増えて、さらにそういったいろいろな賑わいがあった場合、いろり火の方の施設を経由して、かわまちづくりの方まで健康づくりのために歩いて、もしくはジョギングする、そういった部分の誘導等、さらにはそういったいろり火の中にある商業施設の食材等を利用して芋煮会ができるような部分とか、いろいろなそういった展開をむしろ仕掛けていくという部分が必要なのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 前からの説明より少し良くなったかなと思って聞いておりましたが、やはり早めにいろんなことを企画して考えておく必要があるのかなと。オープン

イベントではないですけれども、そういうのもたぶんこれから考えるだろうというふうに思っていますので、早めに手をつけていただきたいというふうに思います。

次に、危機管理についてお伺いします。

町は災害協定をいろんなところと結んでいるはずですが、その実情をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 災害時の応援協定に関するご質問でしたけれども、現時点、28年度までに、29年3月13日に一番新しく結んでおりますけれども、三川町と協定を締結しておりますのが23機関・団体ございます。三川町が直接結んでいるもの。それとは別に、県や他市町村の協定に基づく支援を三川町がいただけるものとしては、7法人・事業所がございます。全体で30の機関・団体、事業所と、災害時について支援をいただくような、あるいは支援をするような形での協定を結んでいるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 町が協定を結んでいる中に、ハイヤーセンターとか郵便局が入っています。災害協定は、どこまで広がればいいのか私も分かりませんが、ハイヤーセンターや郵便局と災害協定を結ぶということは、災害があったそのときに、郵便配達をしていて「あそこは一人暮らしのおばあちゃんだったな」と寄ってもらう、タクシーの運転手が「あそこのおじいちゃんはどうなっているかな」と近くに来たときに停まって見てもらうというように、そういう気配りはしてもらえるのか、そういうのが一番大きいのかなというふうに思っています。

酒田エフエム放送というところとも提携をしているようです。そこでは、災害放送の町民への情報提供という形で載っています。そういうふうな形で、情報を集めるだけではなくて被害状況等を発信するというのも大事だというふうに思っていますので、ここの協定を結んでもらったというのはいいことだというふうに思っています。

それで、先程も言いましたけれども、どこまで協定を結べばいいのかというのは私も分かりませんが、これから町としてどういうところと災害協定を結んでいく必要があると考えているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程、町と直接協定を締結している23機関・団体というお話をさせていただきました。国土交通省だったり山形県、あるいは他の市町村になるわけですが、やはりそれ以外の法人であったり事業所であったり、そういったところと今後、今現在は法人事業所では14施設ほど結んでおります。先程あったハイヤーセンターだったり、いろんな形があるかと思えます。これについては、事業所からの申し出によって三川町が協定を結ぶ例もございますし、今後必要と思われる部分については、その協力を申し出していくというような形をするべきだと考えております。

ですので、どういったところにどの数だけというような今現在の計画というのはありませんけれども、災害時に全員が自助、共助、公助の中でできる、特に共助の部分で手伝っても

らえるようなもの、あるいは自助という形で、自分たちが生きようとする力を事業所に助け
てもらえるような協定を結んでいければというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 思ったより時間がなくなったので飛ばしますがけれども、災害があっ
たときに、町はいろんな情報をいち早く集めることが大事なんだというふうに思います。そ
のための職員マニュアルなんかはできているという話ですけれども、庁舎の耐震はされてい
ますし、非常用発電もちゃんと整備されています。緊急の場合の情報を集める、電話をする
にしても、いろんなところから一気に入ってくるとか、いろんなことがあると思いますけれ
ども、そのシステムはどのような形に、大雑把でいいので教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 国全体で考えたときには、今、特にミサイル等でよくニュース
に出るJアラートがございます。このJアラートについては、災害時に瞬時警報システムと
いうことで流れてくるものでございますし、それ以外にもLアラートという形で、災害が起
きた場合について、住民に対しての情報を、これまでは自治体から直接流そうとしてもなか
なかうまくいかなかったわけですが、マスコミ等に情報を提供して、それを使ってテレビ、
ラジオ、そういったもので情報提供をしていくような仕組みになっております。

また、国、県、市町村の流れの中では、LGWANということで、閉ざされた回線になり
ますけれども、その回線を使って情報を交換する形になります。現在町の方でも、インター
ネット回線、いわゆるオープンな回線とクローズ回線であるLGWANを使って情報の提供
を行っているわけでありますので、セキュリティの問題もあります、そういったところでは、
LGWANを使った情報のやりとりを行っています。

一方、町民からそういった情報を集めるためには、なかなかそういう手段がなくなりまし
て、災害時には携帯電話等も発信規制がかかりますので、なかなかかかりにくい状況になる
かと思います。そういった場合には、今回、防災行政無線で移動系もデジタル化したしまし
た。そういった無線を使っての情報収集というのは当然ありだというふうに考えております。
これまでのように、基地局から離れたところの直接のやりとりができなかったことができる
というような面もございますので、そういった防災行政無線、移動系の活用も考えていると
ころでございます。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 今、Jアラート、Lアラートの話が出ました。先程説明してくれた
ので中身は言いませんけれども、防災無線というのは議会も町民と語る会のときは使わせて
もらっていますが、そういう形やチャイムなどで、点検という意味も兼ねて毎日大丈夫か知
ることはできるわけですが、Jアラートの場合は、緊急のときに国が勝手に流して寄
越して自動的にスイッチが入るといったシステムなので、この点検というのはどういう形にな
るのか。

それから、Lアラートという話がありました。5月24日、山形県でもこの訓練がなされ
ているようです。町とは今、Lアラートというのはどういう繋がりでのどのくらい利用できる

のか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） Jアラートの点検につきましては、基本的には情報伝達の訓練を行っておりまして、この7月5日も緊急地震速報訓練を行います。その中で点検をし、ちゃんと情報伝達が行われたか作動状況の確認を、消防庁から都道府県、市町村、その逆の流れでも行っているわけでございます。

ただ、このJアラートの一番の特徴は、地方公共団体の職員体制にかかわらず住民に情報伝達できると。先程議員がおっしゃられたとおり、直接起動をかけて放送をすることができると。これはなかなか訓練で放送するわけにはいかないものですから、繋がったというところで、きちんと作動しているというのを確認しているところでございます。

また、Lアラートにつきましては、これはもともと公共情報コモンズというような仕組みで、情報発信者から発信された情報をテレビ、ラジオ、ネット等に一括配信する公共情報共有基盤のサービスだったんですけれども、より広く伝えていきたいということで、総務省が国民に分かりやすい名称をとるという観点から、災害情報共有システム、通称Lアラートという形で行っているわけでございます。

ですので、私どもの方はこういったLアラートを通して、例えば三川の町民に情報をお知らせする機能があるのだというふうに理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） Lアラートは、簡単にいうと、今日でも使えるという捉え方をしているのかどうかお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 2017年3月1日現在の情報ではございますけれども、全国41都道府県が運用を開始していると。残る6県も運用開始に向けて準備中と。これは3月1日の時点でございます。29年度に入って稼働を始めている県もございまして、山形県はこれに、稼働している運用開始の県に含まれているものでございます。運用を開始しております。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） あとは、役場の体制もそうなんですけれども、先程も言いました、町内会の自治防災組織というのは、町が力を入れて、何で全部にありますという言い方をするのかと思ったら、できていないところが結構あるというのを聞きました。そういうことで全町内会にあるということ力を説けるのかなという捉え方をしておりますけれども、この自主防災組織での防災訓練の状況をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 自主防災会における防災訓練につきましては、町も防災訓練を行う際の費用を助成しておりまして、28年度においては実施予定が12町内会で行ったけれども、助成を実施した町内会は9町内会で行いました。29年度については、15町内会が実施を予定しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 自主防災会ができたときの当初、10万円ということで、全町内会で訓練してくださいということで、あの当時は全町内会、3年で終わっているはずですが。その後で5万ということで、継続的に町で支援してくれるというのはとてもいいことだというふうに捉えていますし、これは、全町内会1回回った後で、何年かに1回は全町内会がやっているという捉え方をしているんですか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 実際の実施、すべての町内会がと言われると、これまでも26年度は10町内会、27年度も10町内会、実施する町内会については、毎年やっているところもあれば、新たに10万円の助成を受けて一度やった後になかなかできないというところもあります。

ただ、28年度の実施した町内会がその5万円を何に使ったかと考えたときには、いろんな備品関係をそこで揃えることも可能ですので、そういった意味では、私どもの方も全町内会が、そういった機会、助成措置を利用して災害時に備えていただきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） やはり自主防災組織での訓練、町としても3年に1回はやってもらうような目標で声かけをしていくべきかなというふうに思っています。

それと、火災警報器の義務付けが以前ありました。そのとき、三川町は消防団が一緒になって動いてくれて、普及率のパーセントは忘れましたが、結構な普及率というふうな捉え方をしています。あのときは、町が斡旋して消防が動いてという形でしたけれども、あれから10年ぐらい経つので、電池の交換時期にだんだん入るという中で、それに対しての町の考え方をひとつ伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 住宅用火災警報器というような名称のようでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、平成20年に呼びかけをいたしまして、それから9年近く経っているわけでございます。製品そのものを見ると、電池寿命だけではなくて、本体そのものの更新も推奨するというような形になっております。

設置状況についても、これまで単身高齢者世帯に対する調査等、あるいは無作為抽出でその調査を消防本部が行っております。これは、基本的に国が要請している消防署または消防本部に対して設置状況を調査して、さらに啓蒙して、必ず住宅用火災警報装置を設置するよというふうな働きかけだというふうに考えています。

更新時期を迎えておりますので、消防本部とも連携しながらそういった啓蒙をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 火災というのは一番身近な災害の一つなのかなというふうに思っていますので、つけなくても罰金がないのでつけないというところもあるんですけども、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、国際交流について、確か友好都市の契約、調印が24、5年前に行われているはずですが。毎年、今は隔年ですけれども、中学生は行っているわけですが、調印後7年間で、町では、町長の団体とか町民の翼、それから議員の研修ということで、7年間で3回マクミンビル市に行っています。阿部町長はその後で行っているはずですし、以前その感想は聞いています。私と同じ気持ちだというふうな捉え方をしていましたけれども。

中学生、役場職員もマクミンビル市を知らない人がほとんどになったのかと、知っている人がもういなくなってきたというふうな見方をしています。

そういう中で、マクミンビル市、60周年で町民の翼や議員の研修はどうですかという話をして形にはならなかったんですけれども、そろそろ行かなくてはいけない時期なのではないですかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今までのマクミンビル市との交流というような機会でも、お互いの交流というようなことで、訪問、受け入れを行ってきたわけでありまして、佐藤議員の言われる気持ちは、特に町としてということの必要性は感じております。

しかしながら、近年、国際情勢もあのような形で、いつどこでテロ行為が起きるか分からないというようなことからいたしますと、町が友好都市との交流というせっかくの機会を設けながら、そういった危険性というものが、アメリカだからという部分においては100%保障ができるという状況ではないのかなというふうにも思っております。

このようなことから、かつては、近年であります、議会の視察研修等も海外というような話も出たわけでありまして。そういった面で、その段階においても、町民の理解が得られるかというようなこともございました。そういった点も含めて、今後、中学生の交流ということに対しても、それなりのリスクというものも考えなければならないというふうに思っていますので、合わせた形で今後検討を進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） せっかくのいい友好都市、姉妹都市なので、相互の行き来というのはぜひこれから考えていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で3番 佐藤栄市議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2「付託事件の委員会審査期限延期要求 請願第2号」の件を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会より、別紙のとおり審査期限の延期要求が提出されております。

本件について、総務文教常任委員会委員長より延期理由の説明を求めます。5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員）

委員会審査期限延期要求書

平成29年6月7日まで審査を終えるよう付託された下記事件は、いまだ結論を得るに至らなかったため、次の議会定例会まで期限を延期されるよう、会議規則第45条第2項の規定により要求します。

記

付託事件

請願第2号 「共謀罪」（テロ等準備罪）法案に反対する意見書提出を求める請願

平成29年6月8日

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 町野昌弘 ㊟

審査の状況について若干申し上げます。

審査にあたり、説明員として、請願者であります日本国民救援会鶴岡支部長 五十嵐良夫様、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟鶴岡田川支部長 戸村昌也様、それと、同事務局長の大竹周次様より出席いただき、この請願に至る経緯や理由の説明をいただきました。

審議を経て、各委員よりTOC条約加盟に本当に必要なか否なのか、また、一般市民も対象になるというのは本当なのかどうか、今の法律で十分だとかいろいろな意見が出され、まだまだ慎重な議論が必要だという意見が出され、審査した結果、継続審査となったものであります。

以上、審査結果を報告いたします。

○議長（小林茂吉議員） ただいま、総務文教常任委員会委員長より、会議規則第45条第2項の規定により、審査期限を次の定例会まで延期したい旨の要求がありました。

本件は、委員会要求のとおり期限を延期することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、審査期限を委員会要求のとおり、次の議会定例会まで延期することに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会
とします。

（午後 4時44分）

平成29年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年6月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	吉田直樹 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 6月9日(金) 午前9時30分開議

日程第 1 議第30号 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第 2 議第31号 三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定につ
いて

日程第 3 議第32号 三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員）　これから本日の会議を開きます。

（午前　9時30分）

○議長（小林茂吉議員）　日程第1、議第30号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部　誠町長）　ただいま上程されました、議第30号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、軽減判定所得基準額の改正を行うものであります。

なお、本件につきましては、去る5月29日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員）　これから質疑を行います。

7番　田中　晃議員。

○7番（田中　晃議員）　今、健康保険の方も、法令によって、制度改正で均等割と平等割の5割、2割の軽減の判定が改正されて、低所得者等に対する税額軽減の対象世帯が拡大されるという制定でありますので、それは、私はすごく町民にとってはいいことだと思います。

それで、5割軽減で、所得基準額が1人あたり26万5,000円から27万円、そして2割軽減で、所得基準額が1人あたり48万から49万円ということで対象が広がるということで、それぞれ2割、5割に該当する方が何人いらっしゃるか、その点についてだけお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員）　五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長）　改正後の該当者数でございますが、まず医療の一般分、介護分を合わせまして、世帯数全体で937世帯でございますけれども、7割が213世帯、5割が134世帯、2割が95世帯というふうに出ております。

なお、ただいまの数字につきましては、5月上旬にシミュレーションをかけた時点での数字となっております。

○議長（小林茂吉議員）　他にありませんか。

○議長（小林茂吉議員）　以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員）　これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員）　以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員）　これから、議第30号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9名　不起立 0名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第30号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、議第31号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第31号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月に施行されたことと併せて、緊急時の対応策を含めた総合的な空き家対策の円滑な推進を図るべく、本条例を全部改正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方から何点かお伺いします。

空き家につきましては、本町に今まで三川町空き家等の適正管理に関する条例ということでありましたけれども、それで不備なところがあったということで今回の条例改正かというふうに思います。

まず初めに、今回新たに特定空家というものが出来てまいりましたけれども、これは、今まで空き家の調査をやってきました、A、B、C、Dというランクで本町はランク付けしてきましたけれども、この特定空家というのは、まったくまた別に調査を行って判定するのか、まず一つ。

それから、国の空家等対策の推進に関する特別措置法ということで、平成27年に施行になりましたけれども、去年、私が6月の一般質問で、そのとき「こういうのがあるんだけど、町は対応していますか」ということで、そのときは対応していなかったと。今回遅ればせながら、1年後にやっとこの対応に移ったのかというふうに思っております。

そこで、この特別措置法の中で、第14条までは空き家に対する措置ということで、行政代執行が行われるということでもありますけれども、その後、第15条「財政上の措置及び税制上の措置等」ということで、空き家を管理しないと、税金、今まで家を建てていると特別に安くなっていたものがなくなるというふうな措置も、この法では見られてはいますが、三川町の条例には入っていないということで、これをなぜしなかったのかと。

それから、第16条「過料」ということで「市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料」、また、「立入調査を拒み、妨げ、」ということで、そういう妨害した者には「二十万円以下の過料に処す」というふうなことがありますけれども、本町の条例にはここが入ってこなかったというところで、これを入れなかった理由というか、その辺をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） まず1点目の、特定空家等に関します規定につきましては、

皆さまに本日の説明資料ということでお配りしております資料にいくらか具体的な内容が書いてあります。中段より上部の部分であります。用語の定義ということでの特定空家等ということについて、倒壊等保安上の危険となる状態、また、衛生上有害となるもの、景観を著しく損なうもの、その他周辺の方々に対しての生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるという状態の空き家について、特定空家等ということ認定するという基準になってございます。

これに関連します税制上の取り扱いにつきましては、いわゆる固定資産税の特例が適用されないという制度の設定になってございました。

今回の条例の設定方法につきましては、基本的に国の特別措置法をベースにした条例の設定ということになってございまして、条例でいきますと、第3条に町の責務ということで、「法第4条に規定する対策の実施及び必要な措置を講ずる」こと、また、第5条に所有者等の責務ということで、「法第3条に規定する空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする」という条文で今回構成しておりますが、ご質問の町としての代執行の規定につきましては、法律の第4条に規定されております、すべての空家対策について行政としての執行を行うべしという項目、また、所有者の責務については、町からの執行命令に違反した場合は、先程質問にありました、過料等の懲罰を受けるというようなことが適用されるという形での条建てになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 過料の方は、この本文ではなくて、町の行政に、指導に従わない場合は別のところで対応するということと、税法上は特別のあれはないということで分かりました。

それで、町が行政代執行を行った場合、国はそれは行っていいというふうな裏付けをして応援してくれるわけでありましてけれども、行政代執行をした場合、町の負担、これは町で、町民の税金でやるわけでありましてけれども、この場合、国の補助というものはどういうふうになっているのか。

それと、先程の過料でありますけれども、よその規定で過料できるというふうなことになるわけでありますけれども、この条例は町民の方々が見るわけです。ここに過料というものを載せておけば、この条例を町民が見たとき、これはだめだと、これに従わないと大変なことになるというふうな、抑えというか、条例の重さというか、危機感を表す意味でも、なるというふうなことは分かりましたけれども、町民はなかなかそこまで結び付けて考えないのかなというふうなことを思いますので、この辺は今後盛り込んでもらっても、私は効果的にはあるのかなと。過料はできるということでありましたけれども、条例に入れても何らおかしくないし、効果的には、条例に入れた方が効果が上がるのではないかというふうに思います。それは意見としてあれですが、行政代執行した場合、国からの補填というものはどうなっているのか、お知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 代執行の場合の経費等についてでございますが、基本的には、今回の特別措置法の中で代執行を行った場合は、その執行権者、いわゆる市町村長が、その所有権者等、管理責任者に対してその経費を請求することができるというような規定になってございまして、基本的には単純な解体撤去というようなものについての国としての財源の手立てはないように理解しているところでございます。

ただ、法律の中で、直接は条例に規定になっておりませんが、特別措置法の第15条に、財政上の措置、それから、先程説明いたしました税制上の措置ということで、国として補助金等の支援を行うべしというような規定がございまして、解体した後においてその空き地等を有効活用するというような事業につきましては、ある程度の補助金制度が設けられているというような状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 国の、空き地利用したときの補助はあるという話でしたけれども、三川町にも空き家を解体するための補助の制度があります。行政代執行した場合は、その制度との絡みというのはどういう形になるのか、教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 今ご質問の、町で空き家の解体を行った場合の支援事業ということで、まずは一定の評価を行って、解体すべき建物に該当するという場合において、対象事業費の1/2、上限40万ということで、町で補助金を交付するという制度がございまして、これについては、所有権者等、管理責任者が自前で自ら解体を行った工事費についての補助制度というようなことになっておりまして、代執行の場合は、本人が行政からの命令にもかかわらず何ら手立てを講じないという場合に執行されるものでございますので、この解体に関する支援事業とは異なる制度ということになってございます。

○議長（小林茂吉議員） 他にありませんか。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私からは、まず初めに、定義といたしまして空家とはということとで説明がありますがけれども、敷地内にある構造物すべてだと理解してよろしいのかどうかというところの確認と、あと、跡地の活用ということで、条文の第1条にも載っていますけれども、活用の促進ということでどのように考えておるのか。例えば空家等対策協議会ですか、それとも企画調整課の方で担当するのかというところを、具体的に分ければ教えていただきたいというのと、緊急事態の際に必要な最小限度の措置をとるということとでありますけれども、講ずるときの手続はどのような形でとられるのか。また、とった後、その費用負担ということで、本人に求める、徴収することができるというふうにありますけれども、空き家ですので、どの範囲まで追って徴収することになるのか、また、その費用負担をどう考えているのかというところをお聞きしたいです。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 空家等という解釈につきましては、いわゆる住宅に限らず、それに付随する、同一敷地内に存在する建物等で、解体すべき空き家というようなものを判

断したうえで、空き家対策というようなことで措置を講ずるといような考え方になるものでございます。

二つ目の応急措置につきましては、やむを得ず危険回避のために何らかの対策が必要であるということで、私どもが状況を見聞したうえで判断した場合に、必要最小限の措置を講ずると。簡単に言いますと、強風によって飛散する可能性のあるトタン屋根とか、落下の危険のある瓦の撤去といったようなものが応急措置で考えられる項目でございまして、これにつきましても、基本的には、その措置に要した経費については、所有者、管理者等からの費用負担を求めることになっております。

こういった措置を行った場合につきましては、条例の第7条に規定しております協議会、三川町空家等対策協議会という第三者機関を設定する予定でございまして、この協議会等に、措置を行った後、直近の会議の際に状況の報告をさせていただくといような考え方で取り組む予定でございまして。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまの説明の中で1点、まず、活用の問題が少し答弁漏れだったかと思えます。その点と、講ずるときの手続の件でございまして。例えば、台風情報が入りまして、住民から緊急的に対処してほしいといような緊急を要する場合の手続、どのような手続を踏んでいくのか。それは時間が限られていると思えますので、そういった場合の対応の仕方の説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 跡地の活用につきましては、基本的には空き家バンク制度が設定されておまして、所管は企画調整課になるわけでございますけれども、空き家の解体した後の利活用といようなことについては、空き家バンク制度で検討されるということになります。単純な状況の中での空き家の解体といようなことについては、先程説明させていただきました、第三者機関である三川町空家等対策協議会において慎重に検討を重ねていただいたうえで、解体すべきかどうかといようなことについて判断をしたうえでの措置を講ずるといような形になるものでございます。

一方で、応急対策が必要だといようなことにつきましては、台風等、自然災害の発生が危惧されるいような場合、基本的には周辺住民の方々からいろいろと情報も寄せられることと推察しておるところでございまして、そういった情報をもとにして、所管の職員が直接現場等を確認したうえで、先程申しましたように、被害を防ぐべく必要最小限の措置を行ういような対応になるであろうといふふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） その場合、町長の専決でできるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、課の対応で緊急措置をできるいところなのか、どちらなのでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 基本的に、条文の中には「町長は」といことで、この決

定権者につきましてはこれまで同様、行政執行に関しましては町長の権限ということになってございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 先程の説明の中に、国の対応ということで、財政上の措置、解体後の空き地に関して、有効活用する場合に財政面で支援がある、補助があるような話でしたけれども、この件に関して伺いたいのですが、どのような条件のもとに、どの程度の補助が来るのか、その内容について説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 国の補助制度といたしましては、社会資本整備総合交付金の中から補助金という形での制度の設定になっておるようでございまして、事業名といたしましては、空き家再生等推進事業、また、空き家対策総合支援事業という二本立ての補助事業の制度になっているようでございます。

基本的には、空き家再生等推進事業につきましては、住宅密集地というような部分において解体を行ったうえで、いわゆるポケットパークというような駐車場もしくは小規模な公園の整備を行うというような場合がその補助の対象になっているようでございまして、併せて、空き家対策総合支援事業につきましても、1/2の国からの補助支援があるわけですが、これも、空き家の除去に関する費用と、その後の利活用に関する費用ということに対しての補助ということになっております。

ただ、この補助金の具体的な状況につきましては、国の補助が、1,000万円を超えるものを補助対象にするということでございますので、先程申しましたように、1/2の補助ということは、町の事業費が2,000万円以上の事業でなければ対象にはならないというような、いささか厳しい条件が付されているようでございます。

今後、またこの特別措置法についての改正が今年度中あると聞いておりまして、私どもとしましては、より有効な補助制度の設立を望むというような状況にございます。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 先程の答弁の中で、国の特措法をベースにして設定していると。内容もそのようになると。その場合であります、私も所管の研修会で質問をしたわけですが、空き家というのは、広辞苑で「き」が入るのが正しいと。「き」が入らないのは国のそれがベースになっていると。それはどちらがどうなのかは私は分かりませんが、こういう条例を作る場合は、この議第31号の条例設定の中身を見ますと、「き」が入っておるのが2カ所、「き」のないのが10カ所、そういう記述になされております。これは統一すべきではないかと思われませんが、その辺の見解をひとつよろしくをお願いします。

また、最悪の状況で、法定相続人がいない場合、そういう場合はどういう対応をするのか、この2点、ひとつお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 用語の使い方につきまして、空き家の「き」を挿入する場合と、割愛して送り仮名をつけないという場合の使い分けにつきましては、ご指摘のとおり、

一般的には送り仮名の「き」を入れた「空き家」という表現を基本に据えておるところでございます。

ただし、今回の条例改正の要因となりました空家等対策の推進に関する特別措置法が送り仮名の「き」が抜けているというようなことございまして、この法律をベースにした規定については、送り仮名の「き」を除くというようなことで使い分けしているところでございます。

2点目の、相続人等、空き家の管理をすべき適当な方が見つからないという場合につきましては、簡単に言いますと、私どもでいろいろと調査するわけですが、その結果、相続人等が判別できないという場合については、一般的な方法でございますけれども、公告等を行ってしかるべき期間を設定した後、行政執行を行うというような手続になるものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 今、公告ということで説明ありましたが、しかるべき期間というのは、実際公告してから何日で、その後、何日後に入るとか、ある程度そのことを処理していくと、その辺の期間というのは実際どのようになりますか。お知らせ願えれば。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 明確な公告の期間というものは規定されていないところでございますが、行政法上の解釈でいきますと、一般的には2週間ということで認識しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 条例の議案の第3条に、「法第6条に規定する空家等対策計画を定め」というふうにあります。以前、所管課研修で計画の素案をいただいたわけですが、計画案が正式にでき上がるのはいつなのか。そして、計画の中で、調査期間と協議会の発足というふうにありますけれども、その辺のスケジュールがもし分かればお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 今のところのスケジュール、スキームの中においては、この条例をご可決いただいた後、速やかにしかるべき手続をとり行いたいというふうにご考慮しております。まずは6月中に内部庁議にかけまして、今お話がありました空家対策計画の素案についての内部調整を行った後、第7条に規定しております協議会に提案させていただいて、具体的な取り組みについての計画案をまとめていきたいというふうにご考慮しております。

この計画につきましても、パブリックコメントを求めるといような形の手続を経たうえで、成案にしていきたいというふうにご考慮しておりますので、具体的に空家対策計画そのものが成立しますのは、今年度の後半になるだろうというふうにごスキームしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） その場合ですが、計画が後半ですと、実際、調査が始まると。それから、協議会の委員の選定、協議会の委員そのものの構成についてもパブリックコメントに

かけてから決められるのかどうかということと、それから、実際の調査が行われる見込みはいつぐらいかということなのですが。以上2点。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 協議会の構成をお願いします委員については、内部の庁議を経たうえで、町長の裁量に基づいて任命をさせていただこうというふうに考えているところでございまして、基本的には、住民代表、また議会代表の方々、そして有識者ということでは法律関係の有識者等を加えた形で構成メンバーを募りたいというふうに考えているところでございます。

実際にこの制度を適用できる時期につきましては、先程申しましたように、今年度の後半期以降になるというふうに考えておりますし、具体的な事案についての対策というようなことにつきましては、空家等対策協議会の構成員の皆さま方と協議したうえで執行するというようなこととなりますので、それ相応の時間を要するものというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 他にありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第31号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第31号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第32号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（議案配付）

○議長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（小林茂吉議員） 本案について、提出理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第32号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、固定資産評価審査委員会委員の五十嵐政朗氏が、平成29年6月14日をもって任期満了となることから、再度五十嵐氏を固定資産評価審査委員会委員として選任いたし

たく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、五十嵐氏の主な経歴等について申し上げますと、昭和37年3月、山形県立庄内農業高等学校を卒業後、同年4月に三川村農業協同組合に入組され、経済部をスタートに、購買・生活資材等の業務を担当し、昭和54年からは生活部生活センター係長をはじめとして、農産部、機械化センター及び信用部の中枢で活躍され、平成10年の庄内たがわ農協発足後も、信用共済課の渉外部門や融資部門の責任者として、平成14年3月の退職まで、重責を担われておりました。

平成20年6月に固定資産評価審査委員会委員就任後は、固定資産等についても精通され、その適切な審査は、固定資産評価審査委員会においても高く評価されております。

また、五十嵐氏は、人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員としても最適任者であることから、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている、他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決いたします。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第32号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件について、これを選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第32号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成29年第3回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前10時12分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成29年6月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番